

国立市第5期基本構想第3次基本計画 (原案)

((仮称)国立市地方創生総合戦略)

本計画の原案については、今後のパブリックコメントによる意見等により修正される可能性があります。

令和8（2026）年1月
国 立 市

第5期基本構想第3次基本計画
((仮称) 国立市地方創生総合戦略)
目 次

I	基本計画の概要	1
1	基本計画の位置づけ-----	1
2	基本計画の計画期間-----	1
II	計画の前提となる考え方	2
1	第5期基本構想-----	2
2	人権・平和のまちづくり-----	3
III	計画の目標	4
1	第5期基本構想の目標-----	4
2	第3次基本計画で実現すべき目標-----	4
3	総合指標-----	5
IV	((仮称) 国立市地方創生総合戦略)	6
1	((仮称) 国立市地方創生総合戦略-----	6
2	人口の将来推計-----	7
3	目指すべき方向性-----	11
V	持続可能な開発目標(SDGs)との関係	12
VI	重点項目	14
1	重点項目の位置づけ-----	14
2	重点項目の内容-----	15
VII	基本施策の体系	18
VIII	基本施策	20
政策 1	人権・平和・ジェンダー平等-----	20
基本施策 1	人権の尊重と平和の推進-----	20
基本施策 2	ジェンダー平等の推進と困難な問題を抱える女性への支援-----	24

政策 2	子育て・教育	27
基本施策 3	安心して子どもを産み育てられる子育て支援	27
基本施策 4	すべての子どもの主体的な権利が保障される子育て支援	32
基本施策 5	学校教育の充実	37
政策 3	文化・生涯学習・スポーツ	41
基本施策 6	文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護と活用	41
基本施策 7	生涯学習の環境づくり	44
基本施策 8	スポーツの振興	48
政策 4	保健・福祉	51
基本施策 9	健康まちづくりの推進及び保健と医療の連携強化	51
基本施策10	高齢期の充実した生活への支援	54
基本施策11	しょうがいしゃの支援	60
基本施策12	包摂的な地域づくりと包括的な相談支援	64
政策 5	地域・安全	69
基本施策13	防災体制の充実	69
基本施策14	防犯対策の強化と消費生活環境の整備	73
基本施策15	地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進	78
政策 6	環境	82
基本施策16	花と緑と水のある環境づくり	82
基本施策17	環境の保全	85
基本施策18	循環型社会形成の推進	88
政策 7	都市基盤	91
基本施策19	道路の整備と適正管理	91
基本施策20	交通環境の整備	94
基本施策21	魅力あるまちづくりの推進	97
基本施策22	地域特性を活かしたまちづくりの推進	102
基本施策23	下水道の整備・維持・更新	106
政策 8	産業	109
基本施策24	商工業振興と観光施策による市域経済力の強化	109
基本施策25	農業振興と農地保全の推進	113
政策 9	自治体経営	116
基本施策26	変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営	116
基本施策27	市民の市政参加と市内外への魅力・情報発信	121
基本施策28	将来にわたって持続可能な財政運営	124
基本施策29	公共施設マネジメントの推進	127

Ⅸ

基本施策の担当課一覧

130

X

進捗状況を測定するための指標一覧

132

I 基本計画の概要

1 基本計画の位置づけ

基本計画は、第5期基本構想の「まちづくりの目標」の実現及び「まちづくりの政策」の推進に向け、個別の行政分野ごとに、施策の目的及び体系や施策の展開方向(基本的取組)などを掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針をなすものです。

基本計画の下には実施計画を置き、基本計画において定めた施策の大綱を、現実の行財政の中でどのように実施していくかを明らかにします。

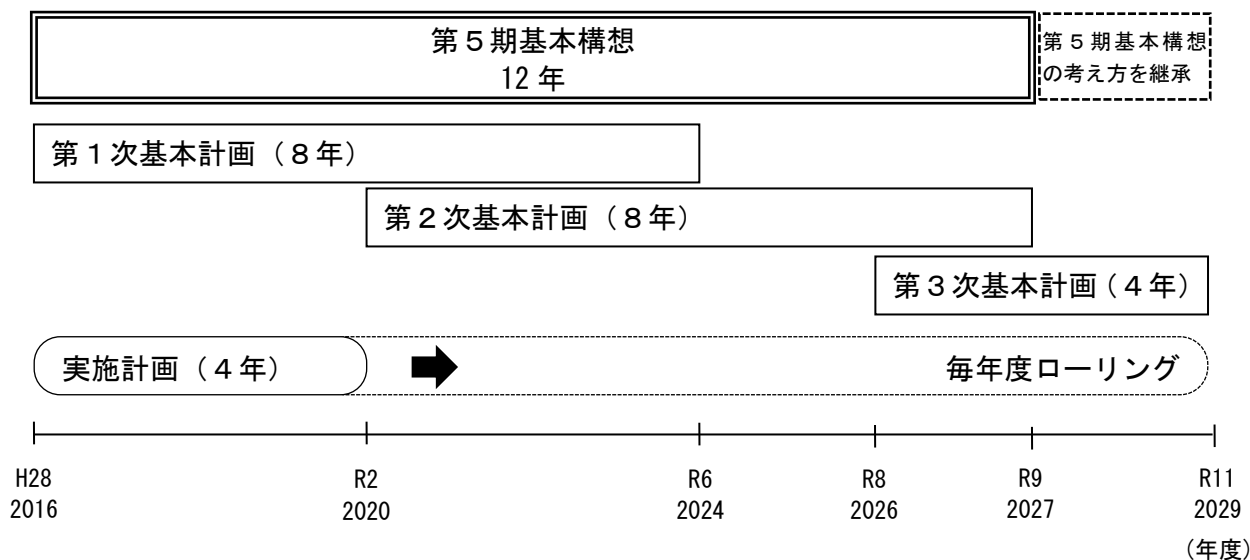
2 基本計画の計画期間

第3次基本計画の計画期間は、令和8(2026)年度～11(2029)年度の4年間としますが、社会経済情勢の変化や国・東京都の政策動向、まちづくりに対する市民ニーズの変化等に的確かつ迅速に対応できるよう、毎年度定める行政経営方針において柔軟に対応を検討します。

また、基本計画の下に位置づけられる実施計画は、計画期間を4年間とし、毎年度検討を加えて修正し、策定するものとします。

なお、第3次基本計画は第5期基本構想の下で策定することから、令和9(2027)年度以降においても、第3次基本計画期間内は第5期基本構想の考え方を引き継ぐものです。

図表1 計画期間



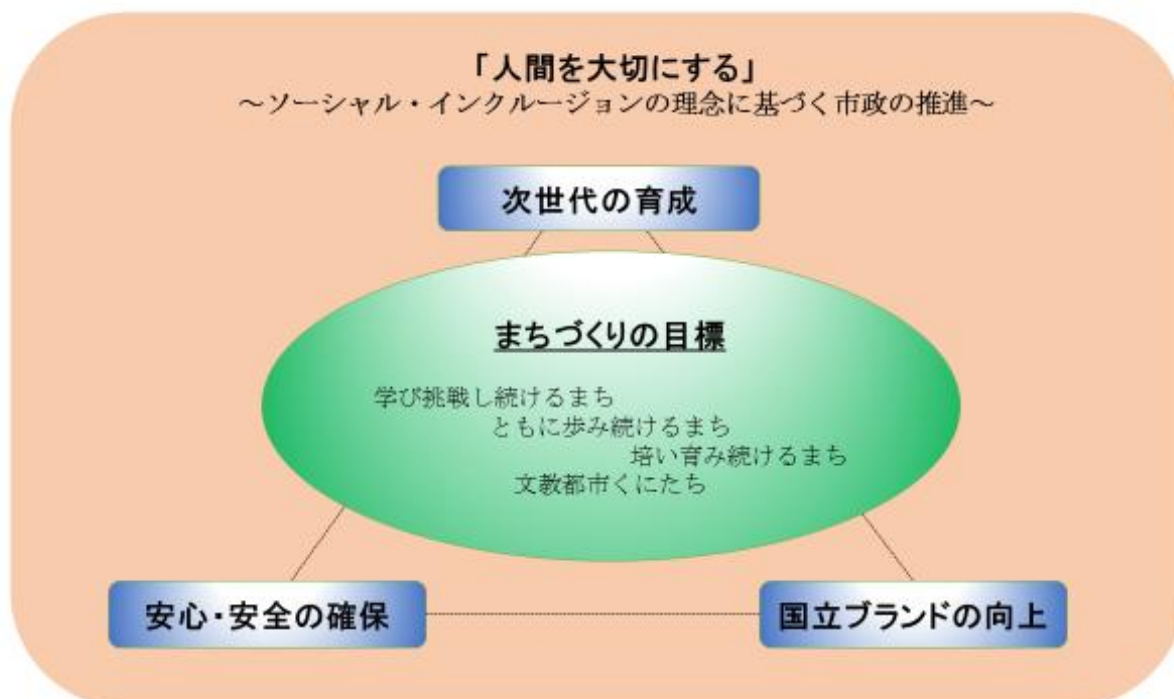
Ⅱ 計画の前提となる考え方

1 第5期基本構想

第5期基本構想では、まちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げています。この基本理念は第一期基本構想から一貫して引き継がれてきたもので、第3次基本計画においても、まちづくりの根幹と位置づけます。

また、基本構想では、(1)次代を担う子どもたちを支え、まちに活気をもたらす「次世代の育成」、(2)市民の心豊かで安らかな日常と新しい挑戦の土台となる「安心・安全の確保」、(3)市民のまちに対する誇りや愛着の形成を促し、都市としての相対的な価値や魅力を高める「国立ブランドの向上」の3つを、政策の視点として定めています。本計画の目標の実現に向けては、これらの政策の視点を意識しながら各基本施策を推進します。

図表2 計画の前提となる考え方



2 人権・平和のまちづくり

平成 31（2019）年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が施行され、市は、同条例に規定する「人権・平和のまちづくり¹」を推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進することとされています。同条例は、基本構想に掲げる「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を人権と平和の視点から捉えなおし、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的としています。第 3 次基本計画においても、本計画の目標実現に向けて施策を推進するに当たり、ソーシャル・インクルージョン²の理念の下、本計画に定める各基本施策を展開していきます。

¹ 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の前文において、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現することを「人権・平和のまちづくり」と定めている。

² 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という社会的包摂の概念。

Ⅲ 計画の目標

1 第5期基本構想の目標

基本構想では、人口減少・超少子高齢社会の到来を見据え、国立市を取り巻く現状を踏まえて期間中に目指すべき理想像である「まちづくりの目標」を以下のように掲げています。

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち ^{つちか} 培い育み続けるまち

文教都市くになち

第3次基本計画においても、第2次基本計画に引き続き、その実現に向けて各施策を推進していきます。

2 第3次基本計画で実現すべき目標

第3次基本計画の計画期間である今後4年間で市内のまちづくりの視点から見ると、国立駅周辺地域は、南口駅前広場の整備が今後本格化し仕上げる時期に入っています。また、JR南武線連続立体交差事業とこれに伴う周辺地域の整備、市制施行の礎となった国立富士見台団地を含む富士見台地域のまちづくりなど、将来の国立市のまちづくりの基礎を作る重要な時期に当たります。この計画期間において、

「幸せと豊かな生活を感じるまちへ リニューアル」

していくことを目指し、「市民との対話を重視した市政運営」と「健幸まちづくり」の2点を具体的な目標に設定します。

【市民との対話を重視した市政運営】

価値観が多様化している現代において、市民一人ひとりの生活背景やニーズは異なることから、行政が一方的に方針を決定するのではなく、市民との対話を通じて多様な意見を聞き取り、より公平で柔軟な市政運営に取り組む必要があります。

また、上記のとおり、将来の国立市のまちづくりの基礎を作る重要な時期において、市民との対話はこれまで以上に重要な要素となります。

このことから、市が実施する様々な取組において、公聴会、意見交換会、ワークショップ形式などの対話の場を用意し、市民が参加しやすい環境を整備するとともに、大人の意見のみでなく、子どもの意見を聴取し、市政に反映させることで、魅力的かつ持続可能な市政運営を行います。

【健幸まちづくり】

国立市では令和 6 (2024) 年 3 月に「健康まちづくりプラン」を策定しました。その中では、一人ひとりを取り巻く心身の状況や社会的な背景は異なるという前提に立ちながら、肉体的・精神的・社会的に満たされた状態である「ウェルビーイング」をまちづくりの根幹に据えることとしています。

市民一人ひとりが幸せを実感し、豊かな生活を送ることができる環境を作るため、健康まちづくりプランでは、目指すべき 3 つの方向性として「Ⅰ. つながり、集えるまち」「Ⅱ. 楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」「Ⅲ. 多様で豊かな食と文化を志向するまち」を掲げています。

こうした取組による外出機会の増加や生きがいのある生活は健康寿命の延伸につながり、長期的には医療費や介護費の適正化の効果も期待できます。

既に行われている取組及び新たに行う取組について「健幸まちづくり」の視点で検討し、取組にその考え方を反映させていくことによって、目指すまちの姿（市民一人ひとりが可能性を高めきりと輝けるまち）を実現します。

また、この「健康まちづくり」をさらに発展させ、多面的に身の回りのことを幸せや満足できるを実感できる状態を「健幸」と表し、市民一人ひとりが幸せを実感し、生きがいを持ちながら暮らせるまちを目指します。

3 総合指標

各基本施策の展開方向においても進捗状況を測定するための指標を掲載していますが、これらの指標はあくまでも一側面であり、定性的な評価も必要となります。各基本施策を推進し、それぞれの施策の効果が折り重なることで生活の満足度や幸福度が向上し、国立市への定住意向も向上していくものと考えられます。こうしたことから第 3 次基本計画で実現すべき目標の達成度を測る指標として以下の総合指標を設定します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標 (令和 11 年度)
国立市に住みたいと思う人の割合	%	国立市市民意識調査	88.5 (2024 年度)	向上
地域における暮らしの満足度	点	国立市健康まちづくりに関する意識調査 10 点を満点とした平均値	7.0 (2024 年度)	向上
本人の幸福度	点	国立市健康まちづくりに関する意識調査 10 点を満点とした平均値	7.3 (2024 年度)	向上

国では、令和 7 (2025) 年 12 月に「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を決定しました。国の総合戦略では、「強い経済」、「豊かな生活環境」、「選ばれる地方」という目標を設定した上で、それを実現するための施策の具体化等を行っています。

地方版総合戦略は、国及び都の総合戦略を勘案しつつ、各地域の社会・経済状況等を考慮して策定するものです。このことについて、市の総合的な計画である基本計画の取り組みが、地方版総合戦略において求められている取り組みと一致することから、第 2 次基本計画に引き続き、地方創生にかかわる取り組み((仮称) 国立市地方創生総合戦略)を第 3 次基本計画に包含することとします。また、各基本施策で定めている「展開方向の進捗状況を測定するための指標」は重要業績評価指標(KPI)を兼ねるものとします。

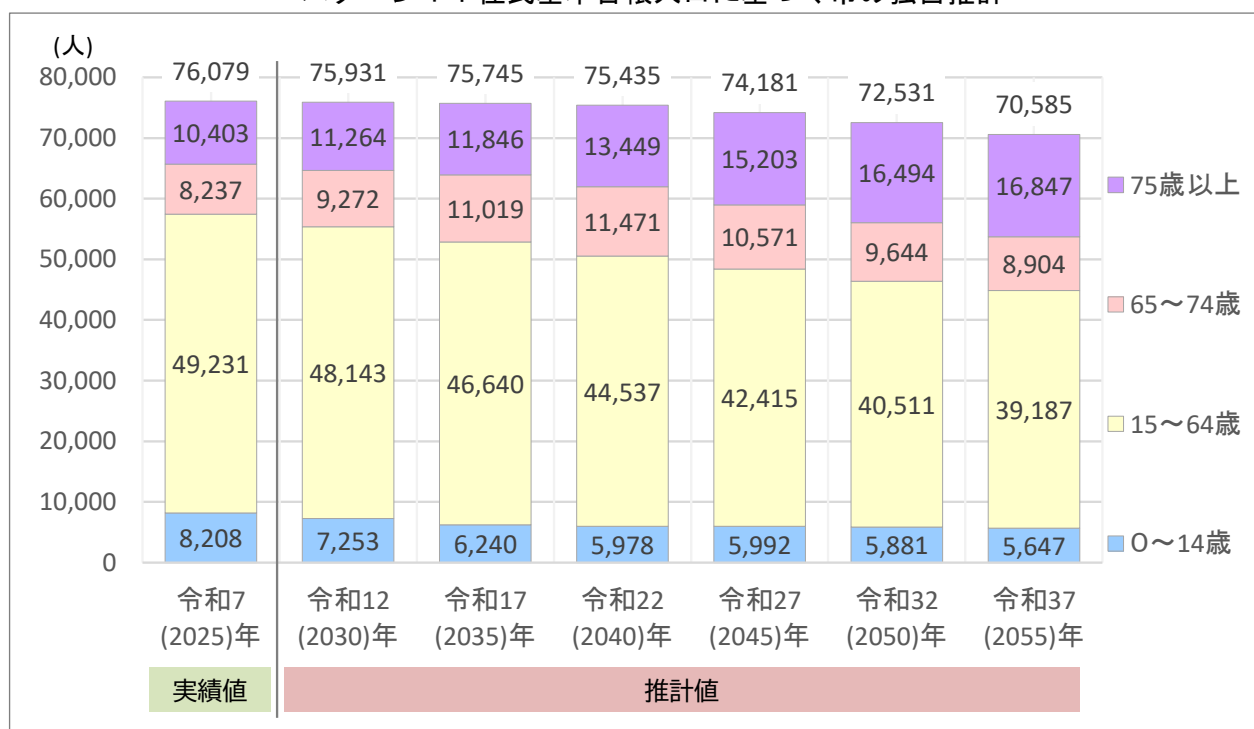
2 人口の将来推計

(1) 人口の将来推計(住民基本台帳人口に基づく人口推計(パターン1))

今後の人口動向予測は、これからのまちづくりの方向性を見極める上で、最も基礎的な指標です。全国的に人口減少・超少子高齢社会の到来とそれによる影響が問題視されている状況を踏まえれば、人口動向予測の重要性は以前にも増して高まっています。

住民基本台帳人口に基づいた人口推計の結果、このままの状況で推移した場合、今後、国立市の人口は令和9(2027)年以降減少に転じ、令和37(2055)年には約70,500人ほどになると予測されます。その内訳をみると、地域の経済社会を支える中心的な世代ともいえる生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向で推移するのに対し、老年人口(65歳以上)が一貫して増え続け、令和37(2055)年には高齢化率が36.5%まで上昇します。

図表3 将来人口の推計
パターン1：住民基本台帳人口に基づく市の独自推計



(2)人口の将来推計(市内の開発を加味した人口推計(パターン2))

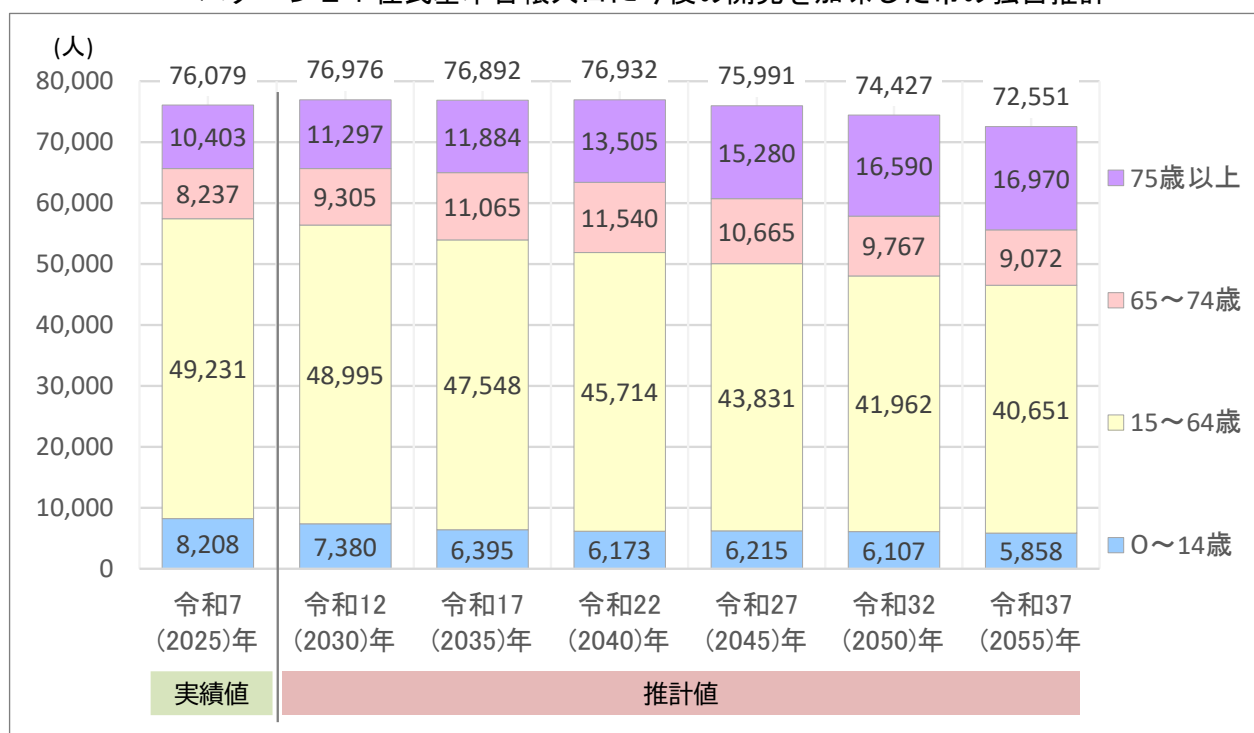
住民基本台帳人口に基づく人口推計(パターン1)では、現在進められている分譲の富士見台団地や都営住宅の建て替え、UR 国立富士見台団地が仮に建て替えられた場合など、市内の開発による要素が織り込まれていません。

これらの開発による人口増加の要素を加味した場合においても、国立市の人口は令和 10(2028)年の 77,063 人をピークに減少傾向に転じ、令和 37(2055)年には 73,000 人を下回ると予測されます。

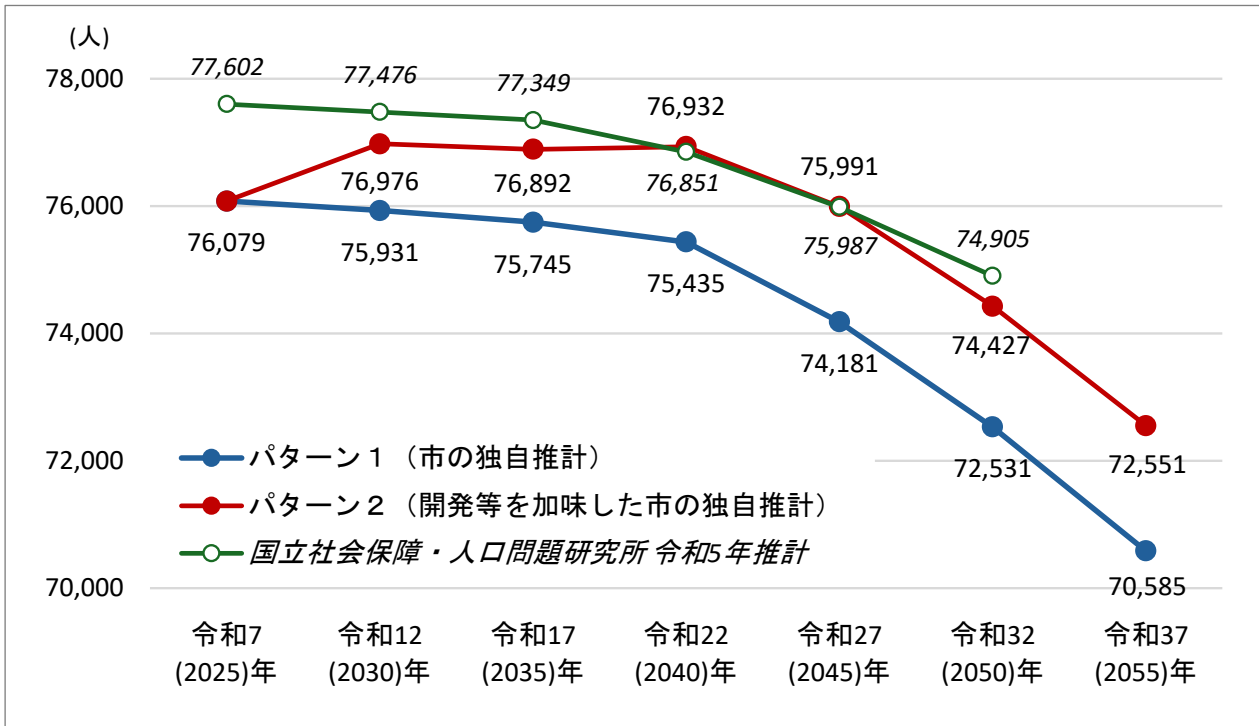
その内訳をみると、生産年齢人口(15～64 歳)は減少、老年人口(65 歳以上)は一貫して増え続け、令和 37(2055)年には高齢化率が 35.9%まで上昇します。

図表 4 将来人口の推計

パターン 2 : 住民基本台帳人口に今後の開発を加味した市の独自推計



図表 5 将来人口の比較



図表 6 推計方法の概要

(出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5年推計）)

推計パターン	基準年月日	推計年
パターン1:住民基本台帳人口に基づく市の独自推計		
○令和7(2025)年1月1日を基準日とし、コーホート要因法により将来の人口を推計。 ＜出生に関する仮定＞ - 子ども女性比及び出生性比は、パターン3における令和7(2025)年～令和32(2050)年の5年ごとの国立市のデータを元に、令和35(2055)年の数値をトレンド推計により算出。各年の数値は5年間の変化率から算出。 - 子ども女性比については、令和6(2024)年の市の出生数の実績値と、推計した子ども女性比に基づいて算出した出生数の推計値との乖離率を算出し、それにより全体を補正。 ＜死亡に関する仮定＞ 2015～2024年の「簡易生命表」及び「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の将来生命表から各年の男女別年齢各歳別生残率を算出し、令和2(2020)年～令和6(2024)年の国立市の実際の死亡者数と、算出した生残率に基づいて算出した死亡者数の推計値との乖離率を算出し、それにより全体を補正。 ＜移動率に関する仮定＞ - コロナ禍に伴う影響のない平成28(2015)年～平成32(2020)年の純移動率の実績値を基準とし、パターン3における令和7(2025)年～令和32(2050)年の5年ごとの国立市の純移動率の変化率から1年間の変化率を算出して適用。	令和7(2025)年 1月1日	令和8(2026)年～ 令和37(2055)年 の各年

推計パターン	基準年月日	推計年
パターン2:住民基本台帳人口に今後の開発等を加味した市の独自推計		
○パターン 1 を基準とし、今後の集合住宅等の開発を考慮して将来の人口を推計。 ○＜出生に関する仮定＞＜死亡に関する仮定＞＜移動率に関する仮定＞はすべてパターン 1 と同じ。 ＜開発等による転入者に関する仮定＞ ・開発により供給される住戸はすべて入居されると仮定。また、1戸当たりの平均世帯人数は、令和 7(2025)年 1 月 1 日の 1.91 人を採用。なお、単身用・ファミリー用で住戸が分かれているものについての世帯人員は、単身用は 1 人、ファミリー用は令和 2 年国勢調査における単身世帯の比率から、令和 7(2025)年 1 月 1 日時点での単身世帯以外の世帯人員を推計することで、2.71 人と設定。 ・入居世帯の市外からの転入率は、令和 2 年国勢調査の市外からの転入者比率から 72.3%と設定。なお、都営住宅の建替えは、市外からの戻り入居を前提として全戸を市外からの転入と想定。 ・転入者の性別・年齢の属性は、令和 2(2020)年～令和 6(2024)年の転入者の性・年齢構成を適用。	令和 7(2025)年 1 月 1 日	令和 8(2026)年～ 令和 37(2055)年 の各年
パターン3:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」		
＜出生に関する仮定＞ ・平成 17(2005)年、平成 22(2010)年、平成 27(2015)年、令和 2(2020)年の 4 時点における市区町村別の子ども女性比の全国に対する比を算出し、原則として平成 17(2005)～令和 2(2020)年の比の趨勢が令和 7(2025)年まで続くと仮定し、市区町村別の仮定値を設定。その後令和 7(2025)～32(2050)年までは一定と仮定。 ＜死亡に関する仮定＞ ・55-59 歳→60-64 歳以下の年齢については、市区町村間の生残率の差は極めて小さいため、都道府県別に将来の生残率を仮定し全市町村に一律に適用。 ・60～64 歳⇒65～69 歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成 12(2000)年⇒令和 2(2020)年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。 ＜移動率に関する仮定＞ ・原則として、平成 17(2005)～22(2010)年、平成 22(2010)～27(2015)年、平成 27(2015)～令和 2(2020)年の 3 期間に観察された地域別の平均的な人口移動傾向が令和 27(2045)～32(2050)年まで継続すると仮定し、転出数と転入数に分けて推計。	令和 2(2020)年 10 月 1 日	令和 7(2025)年 12(2030)年 17(2035)年 22(2040)年 27(2045)年 32(2050)年

3 目指すべき方向性

住民基本台帳人口に基づく人口推計だけでなく、市内の開発の動向を加味した人口推計においても、中長期的に見ると、生産年齢人口をはじめとする人口の減少と高齢化率の上昇がトレンドとなっています。このような人口構造の変化は、財政の根幹をなす市税の減収を招く一方、扶助費の増加により、財政構造の硬直化に拍車を掛けることが大いに懸念されます。また、超少子高齢社会においては、地域経済規模の縮小や高齢者をはじめとする支援が必要な方を支える担い手の不足も大きな課題となります。

令和6(2024)年中の東京都における人口動態では、以前として人口が増加しているものの、その大半は区部に集中しており、多摩地域では人口の増加している自治体と減少している自治体が入り混じっており、多摩地域全体としては横ばいとなっています。一方、区部では住宅価格が高騰を続けている状況です。

こうした状況を踏まえ、将来の本格的な人口減少・少子高齢社会を前提としつつも、短期的には、これまでに引き続き、超高齢社会を支える体制の構築と、子育て世代への支援を通じ、人口減少・人口構造の変化を食い止めることに注力します。人口減少・人口構造の変化を食い止めるためには、国立市へ「住みたい・住み続けたい」と思われるような安心・安全で魅力あるまちづくりを進めるとともに、地域経済の活性化を促し、国立市の魅力を市外に向けて発信し、選ばれるまちとなる必要があります。

国立市の将来人口における目指すべき方向性を実現していくため、後述の「重点項目」に定める「子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化」「安心・安全に暮らすことのできる環境づくり」「健幸・つながりのまちづくり」の3つの項目を重点的に推進していきます。

V 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

(1) 第3次基本計画と SDGs との関係

平成 27 (2015) 年 9 月に持続可能な開発目標 (SDGs) が国連持続可能な開発サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17 の国際目標とこれに連なる 169 のターゲットが定められました。

17 の目標には国レベルで取り組むものや地域を特定して取り組まれるものが含まれていますが、「貧困」「保健」「教育」「ジェンダー」「水・衛生」「成長・雇用」「都市」「気候変動」「平和」など地方自治体が従来から取り組んでいる分野も数多く並んでいます。国立市においても、その行政運営が SDGs の目標達成に貢献していることを意識しつつ、引き続き「まちづくりの目標」の実現に向けた取組を進める必要があります。

図表 7 持続可能な開発目標 (SDGs)

出典：国際連合広報センターホームページ



(2) SDGs に掲げられている 17 のゴール

SDGs17 のゴール

- | | |
|---|---|
|  | 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
|  | 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
|  | 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
|  | 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する |
|  | 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |
|  | 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
|  | 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
|  | 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
|  | 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
|  | 10 各国内及び各国間の不平等を是正する |
|  | 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
|  | 12 持続可能な生産消費形態を確保する |
|  | 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
|  | 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  | 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
|  | 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

Ⅵ 重点項目

1 重点項目の位置づけ

重点項目とは、国立市が基本構想に掲げた目標である「学び挑戦し続けるまち」とともに歩み続けるまち「**学び挑戦し続けるまち**」「**学び挑戦し続けるまち**」の実現に向けて、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を最適に活用しながら、重点的・優先的に推し進めていく事業群を表すものです。

基本構想に定める「政策の視点」を前提としながらも、この間の社会情勢など様々な状況変化を踏まえ、第3次基本計画の期間内における重点項目については、「子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化」、「安心・安全に暮らすことのできる環境づくり」、「健幸・つながりのまちづくり」の3項目を設定します。なお、具体的な事業は実施計画において示しますが、これらを有機的に組み合わせ、未来を見据えた持続可能なまちづくりを展開していきます。

2 重点項目の内容

【重点項目 1】子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化

- 少子高齢社会におけるまちづくりの担い手の確保、安定した財政運営の基盤づくりという視点から、現役世代の人口減少をできるだけ食い止めることが重要です。
- 子どもを産み育てようとする段階から、子育て期の世帯を対象とする支援をより充実させ、教育水準の向上や教育環境の充実を図っていくことで、子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える都市に向けたまちづくりを推進していきます。加えて、近年、市内においても婚姻率の低下や子どもなし世帯の割合も増加がみられることから、子育て世帯だけでなく、子どもを持たない若者が国立市に「住みたい」「住み続けたい」と思えるような環境づくりも重要な視点です。
- 国立市が活力あるまちとして持続的に発展していくためには、地域経済の活性化が大きな要素となります。既存事業者に対する経営支援や起業促進、企業誘致などの取組により、個店など「小さな大好き」にあふれるくにたちの魅力をさらに伸ばしていくことが必要です。また、市域が狭い国立市内で賑わいを充実するために、道路や駅前広場など公共空間を活用したイベントや歩行者天国などの更なる充実も重要な視点です。
- 国立市に住みたい人を増やしていくためには、まずは国立市を訪れてもらい、国立市への関わりを深め、居住してもらうといった段階的な取組も求められます。また、起業や出店を促進するために事業環境としての魅力をPRすることも重要です。
- 来街者を増やすための観光施策や、来街者・移住者・起業家・出店者を増やすために国立市のまちの魅力を対外的に発信していく、シティプロモーションを推進することも重要となります。
- また、これまでも向上に取り組んできた「国立ブランド」は、さらに活力あふれる市とするため、引き続き守り育てていくとともに、効果的に市内外へ発信していく必要があります。
- こうした総合的な取組によって、居住者や来街者の増加を目指します。

【重点項目 2】安心・安全に暮らすことのできる環境づくり

- 安心・安全は、市民生活の土台となるものとして、最も重要な施策の一つと位置付け、現在及び将来の市民が安心して安全に暮らすことができるまちを実現するために、次の5つの状態を目標として設定し、施策を推進してきました。
 - (1) 安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもたちが健全に成長し、自ら生きていく力をつけていくための環境が整っている。
 - (2) 市民が、健やかに、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らすことができる。
 - (3) 市民が互いに支え合うとともに、困りごとに対して行政を含めた相談先が確保され、安心して生活できる。
 - (4) 市民の生命及び財産の保護を最優先として、災害、犯罪、事故、健康危機等を未然に防ぐとともに、市が保有する情報の保護に努め、被害が発生した場合においても最小となるための取組がなされている。
 - (5) すべての人が安心して移動できる交通環境が確保されているほか、安全で快適な生活環

境が整っている。

- 近年では、気候変動の影響により激甚化する風水害や暑熱、首都直下地震等の大規模災害といった自然災害への備えはもとより、特殊詐欺や匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）などの犯罪への対策、進展する高齢社会においても安心して地域で暮らすことのできる環境づくりなど、安心・安全の重要性はますます高まっています。
- これまで取り組んできた安心・安全を高める施策は引き続き重点的に推進していくことに加え、緑や水環境などの生活に身近な自然環境や、農のある風景の保全など、安心・安全に暮らすことのできるための取り組みを進めて行く必要があります。
- 狭あい道路の拡幅、鉄道と道路との立体交差化による踏切解消などにより、安全な歩行・交通環境の整備や防災機能の向上等を図り、安全で快適なまちづくり、都市基盤の整った生活利便性の高いまちづくりを推進します。

【重点項目3】健幸・つながりのまちづくり

- 2040 年を見据え取り組んできたハード・ソフトを含めた総合的な「健康まちづくり」をさらに発展させ、多面的に身の回りのことに幸せや満足を感じられる状態（ウェルビーイング）を「健幸」と表し、市民一人ひとりが幸せを実感し、生きがいを持ちながら暮らせる「健幸・つながりのまちづくり」を目指します。このことについては、健康まちづくりプランで示した、「Ⅰ．つながり、集えるまち」「Ⅱ．楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」「Ⅲ．多様で豊かな食と文化を指向するまち」の3つの方向性に沿って取組を進めます。
- 「Ⅰ．つながり、集えるまち」では、「つながり」を人が生活していく上で欠かせないものとし、市の役割は、市民や団体、事業者などが相互につながり、活動できる環境を整えることが重要となります。また、市に求められているつながりとして、多様な相談に応じる窓口があげられます。
- 高齢者をはじめ、様々な世代における生活上の課題に対する支援を行うための社会的な資源は、少子高齢化が進んでいく状況において、人口減少もあいまって徐々に縮小していくことが想定されます。
- こうした状況に対して、公的な支援を確保していくことに加え、居場所などにおける地域住民の主体的な活動の充実を図り、そこにつながる環境を整備することが重要です。
- 「Ⅱ．楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」では、外出すること、歩くことにより、特に自覚しなくても健康的な生活に誘導され、ウェルビーイングを感じる環境づくりに取り組むこととしています。
- 安心して移動できる環境を確保するとともに、歩きたくなる美しい日常空間を創るため、道路空間整備や交通環境整備をはじめとする都市づくりについて、移動の支援を併せて推進します。こうした「線」の整備に加えて、市民が外出したいと思える、魅力ある場所やイベント・事業など「点」を線とつなげていくことも必要です。
- 「Ⅲ．多様で豊かな食と文化を指向するまち」において、食は、身体を作る栄養の面だけでなく、食文化や自然環境、食を通じた人とのつながりなど、健康における様々な分野と密接に関わっています。
- Ⅰ～Ⅲに共通して重要なこととして、身近な地域に、生涯学習や趣味活動、健康づくり、食事

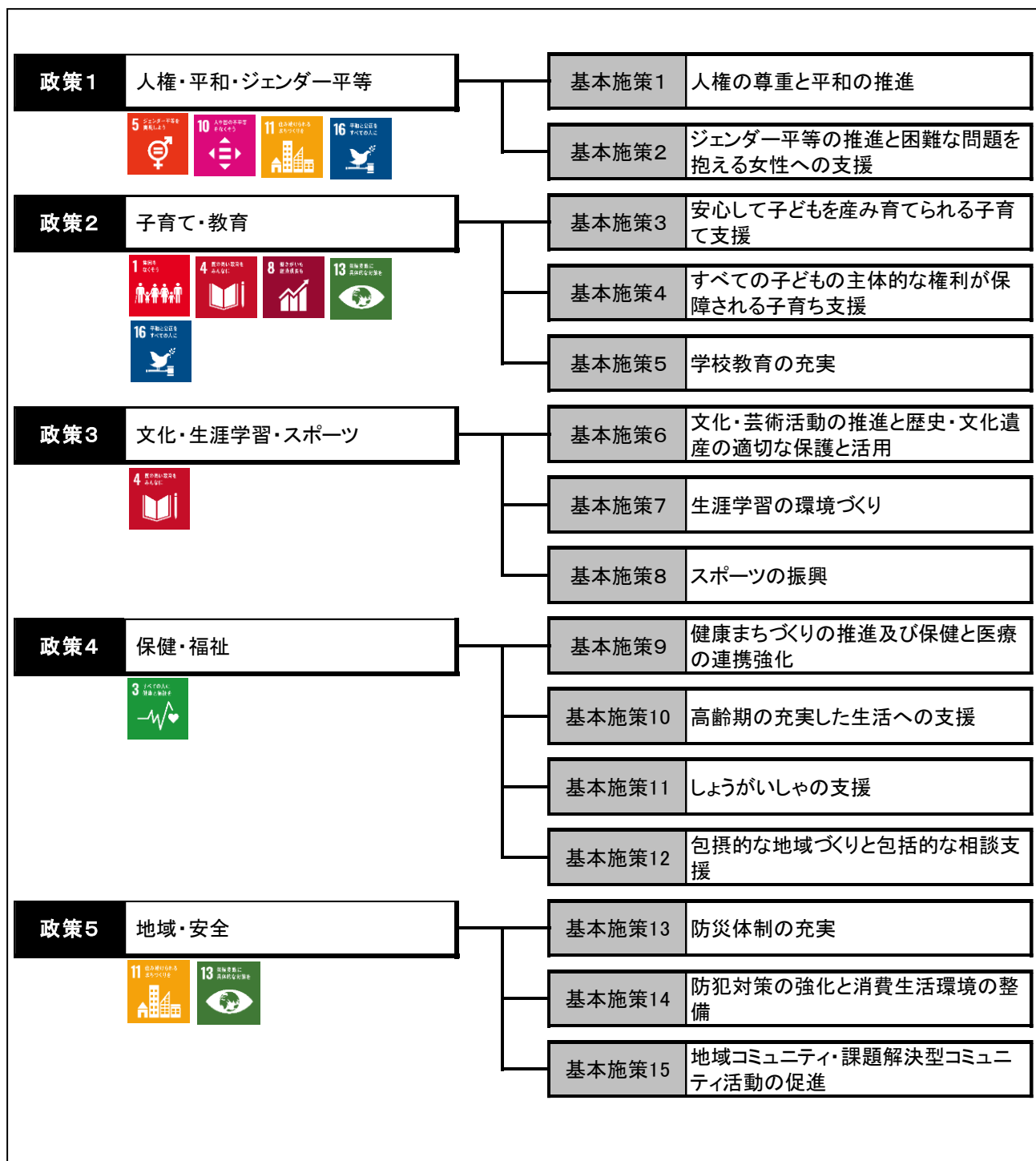
などを気軽に参加できる「集まりの場」（団体）が多く存在すること、また、「集まりの場」として利用可能な施設・空間等が充実していることがあげられます。

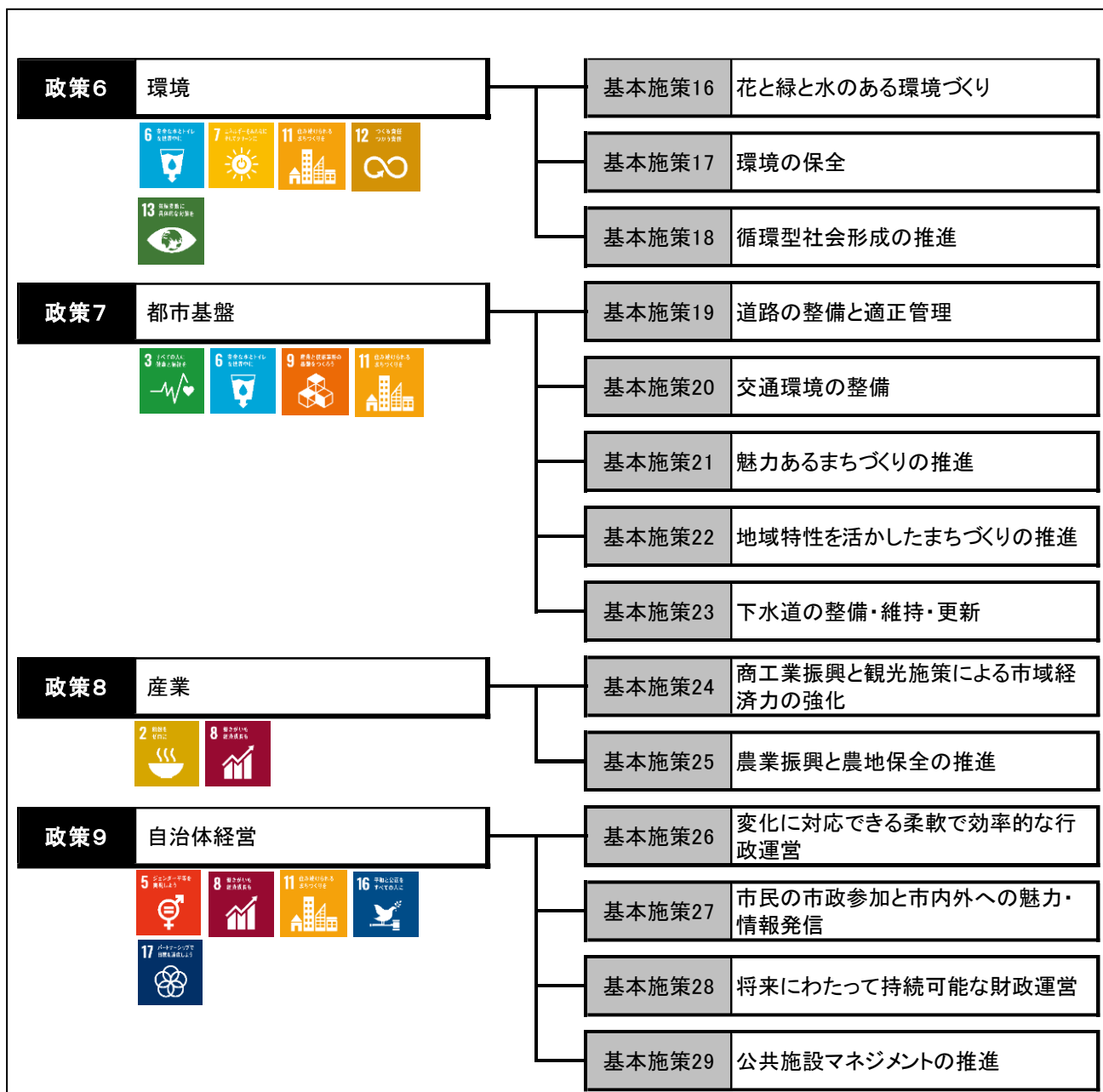
- また、文教都市であり、歴史的文化遺産が点在する国立市には文化や芸術に触れる機会が多くあります。生活の中で文化や芸術を楽しむこと、自ら活動に参加する機会を増やすことで精神的、社会的なウェルビーイングを目指します。

VII 基本施策の体系

基本構想に掲げた9つの政策の柱の下に位置づけられる基本施策の体系は、次図に示すとおりです。

図表4 基本施策の体系





Ⅷ 基本施策

【政策 1】人権・平和・ジェンダー平等

基本施策 1 人権の尊重と平和の推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

<現状と課題>

- 昭和 23 (1948) 年の世界人権宣言から 77 年経過した現在でも、世界各地で戦争・紛争が絶えず、また、反 DEI (「Diversity (多様性)」、「Equity (公平性)」、「Inclusion (包括性)」) の動きが近年高まるなど、「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀においてもなお、人権が尊重され平和な社会となっているとは言い難い状況があります。
- 国内では、平成 28 (2016) 年に差別解消三法 (略称：障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法) の施行以降、令和元 (2019) 年にアイヌ施策推進法 (略称)、令和 5 (2023) 年に LGBT 理解増進法 (略称)、令和 6 (2024) 年に困難女性支援法 (略称) が施行され、個別の人権分野について法整備が進められてきました。
- 国立市では、平成 29 (2017) 年 4 月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情に対応して簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。また、子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。
- さらに、平成 31 (2019) 年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。加えて本条例に基づき、令和 6 (2024) 年 4 月に基本方針、令和 8 (2026) 年 4 月に推進計画に基づく取組をスタートさせ、人権・平和のまちづくりを一層推進していくこととしています。
- 社会においては、今なお様々な人権侵害や差別が起きており、近年はインターネットにおける誹謗・中傷の問題や感染症拡大の際の感染者や医療従事者等への差別の問題、震災などの災害時における人権の問題について対応が求められています。
- 令和 6 (2024) 年度に国立市が実施した人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査 (対象：18 歳以上の市民 3,000 人) では、国立市民の人権意識は他自治体に比べて比較的に高い状況にあることが判明していますが、様々な人権課題について「知らない」と回答する割合が少なくない状況が明らかとなりました。また、国立市が行う人権や平和に関する取組の認知度がまだまだ低い状況にあること、啓発イベント等に参加した経験がある市民が少ないことが明らかとなっています。
- 平成 12 (2000) 年 6 月に「国立市平和都市宣言」を制定し、平成 22 (2010) 年には、「平和首長会議³」に加盟しています。令和 5 (2023) 年度には、多摩地域 26 市が加盟する「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク」の発足において中心的な役割を果たし、多摩地域の自治体間

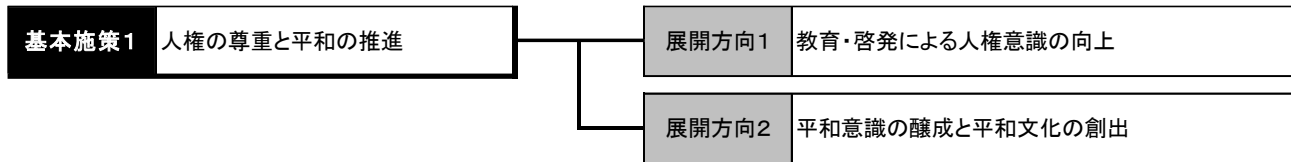
³ 昭和 57 (1982) 年に広島市長により、世界の都市が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと提唱され、この趣旨に賛同する世界各国の 7,700 を超える都市で構成された団体。2013 年 8 月 6 日、平和市長会議から「平和首長会議」に名称変更。

ネットワークによる、平和文化の振興に向けた取り組みを進めています。

- 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、6月21日を「くにたち平和の日」として制定しています。戦後80年が経過し、戦争体験者が減少する中、戦争体験者の平和への想いや戦争の悲惨さを次世代に伝え繋いでいく必要があります。国立市の特徴的な取組である「くにたち原爆・東京大空襲体験伝承事業」などの平和事業を通じて、子どもたちを含め市民が日常の中で平和を感じる機会を作っていくことが重要です。

<施策の目的及び体系>

一人ひとりの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力のない地域社会を築くとともに、平和について日常の中で考え行動する平和文化を根付かせていきます。



<展開方向1：教育・啓発による人権意識の向上>

【目的】

ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、人権や多様性について一人ひとりが主体的に学び、考え、行動することができる地域作りを目指します。

【手段】

- ◆基本方針、推進計画に基づく取組を行い、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。
- ◆様々な当事者の体験を聞く機会や場をつくとともに、当事者の意見を踏まえた啓発事業に取り組みます。
- ◆市民を対象とした啓発活動について、特に子どもたちへの人権教育を学校、関係機関等と連携して取り組みます。
- ◆市内事業者や関係機関・団体の人権意識の向上のため、連携した啓発事業や研修等を実施します。
- ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。
- ◆インターネット上の人権問題への対応を含め、人権救済についての対策を検討します。
- ◆市職員への人権研修を通じて、職員の人権意識の向上を図ります。
- ◆公民館において、人権課題や平和に関する講座などを実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI ⁴)	
				2027 年度	2029 年度
国立市が人権を尊重したまちづくりを行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	34.1 (2024 年度)	37.0	39.0
様々な人権課題について「知っている」と回答した市職員の割合	%	職員アンケート	77.4 (2024 年度)	80.0	82.0

⁴ 重要業績評価指標 (Key Performance Indicator) の略称。

＜展開方向２：平和意識の醸成と平和文化の創出＞

【目的】

市民一人ひとりが日常の中で平和について考え、行動することができるための機会を創出し、平和な社会を希求する機運を市民レベルで高めます。また、自治体同士のネットワークを形成し、広域的な取組を推進します。

【手段】

- ◆「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」など様々な機会を捉えた啓発事業を実施し、様々な観点やテーマから平和について考える場を作り、特に若年世代に向けた学ぶ機会を創出します。
- ◆戦争体験者やくにたち原爆・戦争体験伝承者講話事業等を通して、戦争体験者の体験と平和への想いを次世代に伝えていく取組を推進します。
- ◆平和首長会議や多摩地域平和ネットワークなどを通じ、多摩地域や国内外の状況、情勢を踏まえた平和文化の振興に向け、自治体同士や関係機関での情報や課題の共有、協働といった取組を通じて、広域的な平和活動の推進を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市が平和を大切にしているまちだと思ふ市民の割合	%	国立市市民意識調査	50.5 (2024 年度)	53.0	55.0
市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合	%	事業アンケート	93.5 (2024 年度)	95.0	95.0

＜現状と課題＞

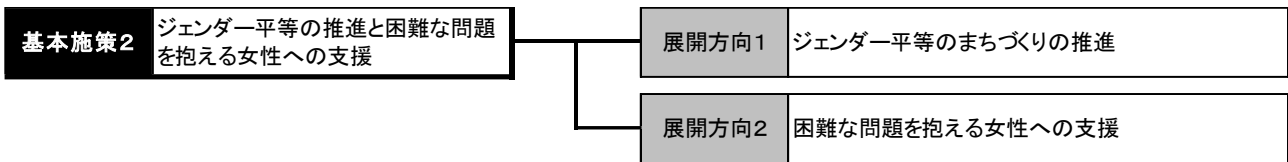
- 世界経済フォーラムが毎年発表する「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は「教育」と「健康」の分野では高いスコアを出していますが、「政治」と「経済」分野では低迷し、総合的に低い水準の状況が依然として続いています。
- 国では、令和 5 (2023) 年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、令和 6 (2024) 年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性的マイノリティや女性の人権の尊重、ジェンダー平等に向けた施策を推進することとなりました。
- 東京都では、令和 4 (2022) 年度に「東京都男女平等参画推進総合計画」、令和 5 (2023) 年度に「第 2 期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」、令和 6 (2024) 年度に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が開始され、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、人権の尊重、男女平等の実現を目的に、困難な問題を解消するための様々な施策を通じて、男女平等参画社会の形成を目指しています。
- 国立市では、平成 30 (2018) 年 4 月に、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を施行し、令和 6 (2024) 年 4 月に「国立市第 6 次ジェンダー平等推進計画」を開始し、性別、性的指向、性自認に起因する差別や困難が解消され、誰もが安心して暮らせる地域を築くため、包括的性教育⁵や SRHR (性と生殖の健康と権利)⁶などの取組の推進や、市のあらゆる施策にジェンダー平等の観点を持って取り組むこととしています。
- くにたち男女平等参画ステーション（通称：パラソル）では、市民や学校、事業者等に向けたジェンダー平等推進の取り組みを行っており、座談会などの啓発事業やパネル展示、動画配信などの情報発信を実施しています。また、性別に関する様々な悩み事の相談事業では、年々相談件数が増加しており相談ニーズの高さが伺えます。一方で、パラソル自体の認知度の向上は課題の 1 つとなっています。
- 性的マイノリティに関する取組として、令和 3 (2021) 年度から開始したパートナーシップ制度では制度開始以降、届出が続いており、引き続き、関係機関との連携を強化するなど制度の実効性を高める必要があります。
- 令和 7 (2025) 年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」に基づく取組を進めることとし、女性の人権の尊重を重視した官民協働事業である女性パーソナルサポート事業を基軸に、関係機関や民間支援団体と連携した本人中心の支援の充実が求められます。
- DV 被害者支援については、「国立市第 6 次ジェンダー平等推進計画」内に「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」を盛り込み、DV 被害者支援に関する施策を進めています。
- 生きづらさを抱えた男性への支援体制は十分とは言えず、令和 6 (2024) 年度のパラソルの「生き方相談」では、相談件数の約半数が男性からの相談であり、仕事や家庭等における男性が抱える様々な悩みへの相談支援対応が求められます。

⁵ 身体や生殖器官のしくみだけでなく、人権やジェンダー、性の多様性、人間関係、ウェルビーイングなど、幅広いテーマを含む教育。参考：国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」

⁶ 自分の身体、性や生殖について、十分な情報を得られ、心身ともに健康な状態を保ち、自ら選んで決められること。

<施策の目的及び体系>

性別、性的指向、性自認に起因する差別や生活上の困難が解消され、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択できる地域社会を目指します。また、女性の人権を尊重した地域づくりを目指し、本人の意思を尊重したパーソナルサポートの支援を充実させていきます。



<展開方向1：ジェンダー平等のまちづくりの推進>

【目的】

性別、性的指向、性自認に起因する差別や困難性が解消され、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択できるジェンダー平等の地域社会を目指します。

【手段】

- ◆第6次ジェンダー平等推進計画に基づく取組を行います。
- ◆市民等へのジェンダー平等の意識づくりを図るとともに、SRHR や包括的性教育など市民や学校、事業者等に対し情報提供や研修及び啓発活動を行います。
- ◆仕事や家庭、防災や健康など様々な分野における、相談やサービスの拡充、教育や検診などの充実に取り組めます。
- ◆性的マイノリティへの支援に向けて、相談支援や啓発事業の拡充するとともに、通院や就労等の生活上の課題を解消するため、事業者や他自治体との連携なども含めて取り組んでいきます。
- ◆固定的性別役割分担意識に基づく男性が抱える悩みや困り事への相談事業や座談会などを実施していきます。
- ◆ジェンダー平等の拠点として、パラソルにおける相談支援や啓発事業、情報発信を充実していきます。
- ◆市内のジェンダー平等の推進に向け、職員の意識の向上と働きやすい環境の整備に向け取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
審議会委員のうち女性の委員割合	%	庁内向け調査	33.8 (2024 年度)	38.5	41.5
くにたち男女平等参画ステーションにおける男性相談の相談件数	件	くにたち男女平等参画ステーション統計	836 (2024 年度)	870	890
「SOGI」という言葉を知っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	27.4 (2024 年度)	27.8	30.0

<展開方向 2：困難な問題を抱える女性への支援>

【目的】

女性が女性であることにより、DV や性暴力、孤立や貧困などの困難な問題に直面しやすい状況があります。女性が抱える問題が多様化、複雑化する中、女性の人権の尊重とジェンダー平等の観点を持ちながら、行政と関係機関、民間支援団体との協働した支援体制を構築し、本人に意思を尊重した支援を実施していきます。

【手段】

- ◆ 女性支援計画に基づく課題に取り組み、本人の意思を尊重した支援体制を構築していきます。
- ◆ 様々な手法を用いて相談窓口についての情報を発信し、DV や生活困窮など困難な問題を抱えた女性が早期に相談につながるできるよう取り組みます。
- ◆ 相談者本人の希望や意思を尊重した支援を実施するため、行政と民間団体の特徴を生かした支援体制を構築していきます。
- ◆ 女性相談の相談事業の効果検証や相談者本人からのフィードバックのあり方などを検討し、実効性のある支援を行います。
- ◆ パラソルの相談事業との連携を強化し、効果的な支援を展開していきます。
- ◆ 国や東京都等に対し、市の取組や課題等の提言、要望を発信していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
女性相談件数	件	女性相談事業における新規の相談者の推移	114 (2024 年度)	144	164
女性パーソナルサポート事業の自立支援事業の新規件数	件	女性パーソナルサポート事業	20 (2024 年度)	28	32

【政策 2】子育て・教育

基本施策 3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援

【施策統括課：子育て支援課 主な関係課：児童青少年課、保育幼児教育推進課、教育指導支援課】

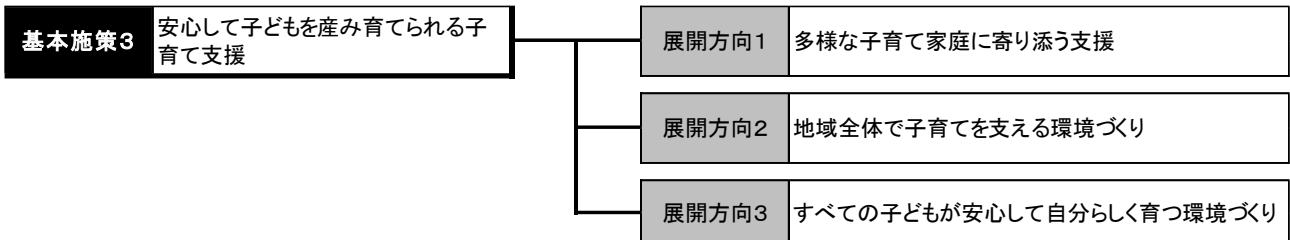
＜現状と課題＞

- 我が国の年間出生数は、第1次・第2次ベビーブームを経て、1970年代後半から減少傾向にあり、現在もその傾向が続いています。特に近年、減少傾向が加速し、令和6(2024)年には70万人割れとなり、出生数減少に歯止めがかからなくなっています。
- 国は、少子化対策として令和2(2020)年に新たな「少子化社会対策大綱」を策定し、希望出生率1.8の実現に向けて、結婚、妊娠、出産、子育てに関する支援策を打ち出しています。また、令和5(2023)年には出産や育児に関する支援を一元化することを目指し「こども家庭庁」が設立され、「異次元の少子化対策」として、同年12月に「こども未来戦略」が策定され、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができ、子どもたちが健やかに育つ社会の実現を目指しています。
- 1人の女性が一生に産む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率について、平成27(2015)年から平成30(2018)年までの推移をみると、国立市では1.24～1.30で推移していましたが、令和元(2019)年から国立市の合計特殊出生率は国や東京都を下回るようになり、令和5(2023)年には0.97と1.0を下回り、多摩地域の中でも下位に位置しています。
- 子育て家庭への経済的な支援として、国は出産前後の「妊婦のための支援給付」や、児童手当の拡充を実施しています。東京都においても出産後のカタログギフトの提供や、所得条件のない給付の実施など、支援の充実が図られています。
- また、労働環境の変化を背景として、共働き世帯数も年々増加しており、令和4(2022)年には1,262万世帯に達し、夫婦のいる世帯全体の約7割が共働き世帯となっています。安心して子育てするために、日常的な家事援助の必要性が高まっていることから、国立市では、ファミリー・サポート・センターや育児支援サポーター派遣事業を行い、地域の育児相互支援を推進しています。
- 経済的不安や家族・パートナーからの支援不足、DV・性暴力、こころの健康課題などから、予期せぬ妊娠や妊娠継続の困難に直面している妊婦に対し、国は要支援妊婦の早期把握・支援や妊娠葛藤支援、匿名相談の整備を進め、東京都も24時間相談やチャットボット、助産師オンライン相談の導入等により、支援体制を拡充しています。一方で、市域では当該体制の周知や利用促進、メンタルヘルス等の支援強化が課題となっています。
- 国の保育政策においては、全国的に待機児童が大幅に減少し、過疎地域においては保育園等における定員充足率が低下していることから、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から質の高い保育の確保・充実、「こども基本法」の成立を踏まえた全てのこどもの育ちと子育て支援家庭の支援、保育人材確保などに方針転換しています。
- 国立市においても、これまでの待機児童対策や少子化の進行により、待機児童がほぼ解消状態となっており、1、2歳児に若干待機児童が生じているのみの状況となります。一方で、各保育園や幼稚園、認定こども園の一部クラスにおいて定員が充足しない状況となっており、園児が減少している局面において、保育・幼児教育の質をいかに確保していくかが今後の課題となっています。

- 今後、将来にわたり活力ある地域経済社会を維持していくためには、既存の子育て支援サービスの充実に加え、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりのため、ハード・ソフトの両面から、各家庭のニーズやライフステージに合わせた切れ目のない支援など積極的に取り組む必要があります。国立市は令和 5 (2023) 年 4 月より、高校生相当まで所得制限なく、子ども医療費助成を拡充しています。また、令和 5 (2023) 年には矢川プラス、令和 7 (2025) 年には、国立駅南口子育て・子育て応援テラスと、二つの子育て支援施設を開設しています。
- 国立市では、平成 29(2017)年 7 月に組織改正を実施し、早くから母子保健(子育て世代包括支援センター)と、児童福祉(子ども家庭支援センター)両機能の一体的な運営に取り組んできました。令和 4 (2022) 年の改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務として法定化されたことに伴い、従来の母子保健と児童福祉の個別支援体制の機能を整理・強化した上で、令和 7 (2025) 年にこども家庭センター事業を開始しています。
- 令和 3 (2021) 年度の国の全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯約 134 万世帯のうち、119.5 万世帯の約 89%が母子世帯となっています。母子世帯の就労状況では、正規雇用の比率は約 49%にとどまり、就業環境の不安定さが課題となっています。また、養育費の取り決めがされている世帯は 46.7%にとどまり、市が実施した調査においても約半数が同様であり、安定的な生活基盤を確保しにくい実態があります。
- 国立市では、平成 29(2017)年度より養育費や面会交流など離婚前後の相談を含めた個別家族相談を開始し、令和 3 (2021) 年度より、離婚に関する基礎知識を学ぶ離婚講座、令和 4 (2022) 年度より養育費確保支援事業を実施しています。
- 令和 6 (2024) 年 5 月に離婚後の子の養育に関する民法等改正法が成立し、離婚後も両親が子どもの親権を共同で持つ「共同親権」が令和 8 (2026) 年から施行されることとなり、DV や虐待などの恐れがある場合を除き、離婚後も父母双方が子どもの養育に関わることになるため、ひとり親家庭への支援の在り方を改めて検討していく必要があります。

<施策の目的及び体系>

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、親が子育て力を高めていくことによって、楽しみながら子育てをすることができるまちを目指します。



<展開方向1：多様な子育て家庭に寄り添う支援>

【目的】

家族の形態や背景に関わらず、個々の子育て家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことで、孤立や育児不安の軽減を図り、子育てに対する自己効力感が高められるようにしていきます。

【手段】

- ◆全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センター事業を推進し、妊産婦や乳幼児等が安心して健康的な生活を送ることができるよう、母子保健施策と子育て支援施策の両面から子育て支援が一貫して提供されるように妊娠期から切れ目のない伴走型支援を行います。
- ◆妊産婦や保護者に必要な情報提供、助言、支援、保健指導を行い、個別の不安や疑問の解消に努めます。
- ◆継続的な面談や訪問等により妊娠期からの子育て家庭との信頼関係の構築に努め、児童虐待への予防的介入に取り組みます。
- ◆ひとり親家庭に対し、就労や生活、養育費確保等支援を通して経済的な自立を目指します。
- ◆外国籍の子育て家庭への情報提供や相談に際し、多言語対応の充実に努めます。
- ◆共同親権の導入に際し、親同士の合意形成と協力を促し、子どもの最善の利益を保障するため、情報提供や啓発、相談機能の強化など環境整備に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
子育てのしやすい環境が整っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査 (18歳以下の子どもがいると回答した市民を対象)	70.2 (2024 年度)	72.0	75.0
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合	%	乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査問診票	97.5 (2024 年度)	97.8	98.1

<展開方向２：地域全体で子育てを支える環境づくり>

【目的】

地域に住む人々が子育て家庭への関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援する仕組みを構築します。

【手段】

- ◆状況に応じた市内保育園や認定こども園と連携した定員調整など、施設整備を要しない対応策を行うことで、待機児童の発生を抑えます。
- ◆国立駅南口子育て・子育て応援テラスの一時預かり事業やこども誰でも通園制度の導入、ベビーシッター利用支援事業の拡充により、お子さんの預かり先の選択肢を増やし、国立市内の子育て・子育て環境をより充実させます。
- ◆幼稚園、保育園に通う３歳以上の子どもの副食費の無償化に取り組み、国の幼児教育無償化、都の第一子無償化と合わせ、幼児教育・保育施設を利用するための保護者の経済的負担を軽減します。
- ◆幼稚園が実施する長時間の預かり保育への支援を行うとともに、幼稚園の保護者に対する PR を支援することで、保護者に対して多様な選択肢を提供します。また、認可外保育施設等を利用する保護者への利用支援を推進します。
- ◆くにたち子どもの夢・未来事業団と連携し、幼児教育センターを活用した、市内の保育・幼児教育環境を向上させるための取り組みを推進します。
- ◆矢川プラスと国立駅南口子育て・子育て応援テラスの両施設の機能を最大限に活用し、コミュニティの活性化を図ります。
- ◆子育て家庭を地域住民が見守り、協力する体制を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
待機児童数(必要保育量)	人	各年４月１日現在、 認可保育所希望者の うち、利用不可とな った児童の人数(新定 義)	16 (2024 年度)	0	0

<展開方向3：すべての子どもが安心して自分らしく育つ環境づくり>

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されことなく成長できるよう、一人ひとりの権利や個性が尊重される支援体制を整備し、子どもがその子らしく成長し、安心して未来に向かえる環境づくりを目指します。

【手段】

- ◆子育て家庭の経済格差に関係なく、すべての子どもが様々な体験を通して経験値を積み、生きる力を高めていけるような支援に取り組みます。
- ◆子どもの発達に関する相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図り、子ども・保護者のその意見を十分に尊重しながら発達支援の取組を進めます。
- ◆医療的ケア児の就園、就学支援の体制整備に向けて、教育や医療機関などの関係機関との連携を図っていきます。
- ◆教育と福祉の連携を図り、ヤングケアラーの早期発見や、不登校支援の取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027 年度	2029 年度
自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	全国学力・学習状況調査において自己肯定感があると回答した国立市の児童生徒の割合 (各年4月現在)	83.3 87.9 (2024 年度)	87.0 88.0	88.5 88.5

基本施策 4

すべての子どもの主体的な権利が保障される子育て支援

【施策統括課：児童青少年課

主な関係課：保育幼児教育推進課、子育て支援課、しょうがいしゃ支援課、公民館、オンブズマン事務局】

<現状と課題>

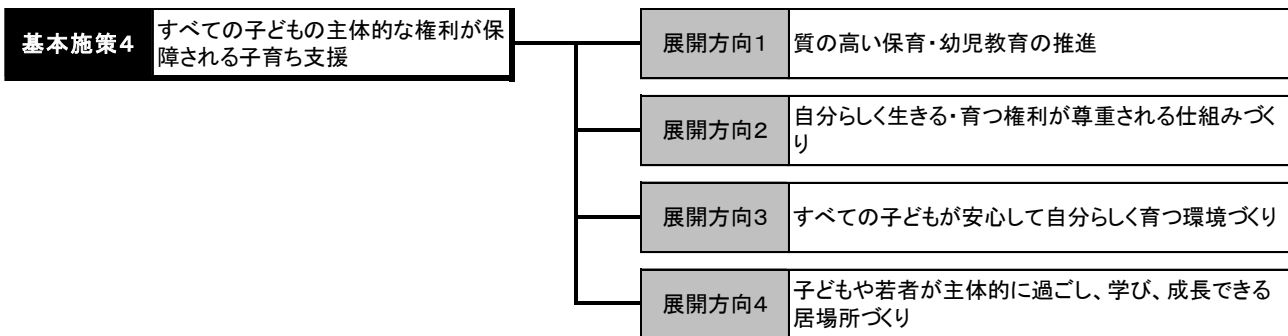
- 近年、都市化の進行等により地域力が弱まり、子どもたちの間でも地域における友人や異年齢との交流が減少しているといわれています。また、家族形態や経済的な理由等により子どもの貧困や児童虐待が社会的問題となる一方、子ども自身が、いじめ、不登校やひきこもり・ニートといった様々な課題を抱える中、地域や学校そして家庭で孤立する子どもや若者が目立つようになり、社会全体で支える取組が必要とされています。
- さらに、令和 7 (2025) 年にユニセフが公表した日本の子どもの幸福度に関する調査結果について、身体的健康が先進 36 か国中 1 位であるのに対し、精神的幸福度については 32 位という結果であったことが報告されています。今日の日本という国が、子どもにとって、医療や健康に対するインフラが整備されている一方で、一人ひとりが自分らしく主体的に生きることが難しい国となっている可能性が示唆されています。
- 国は、日本における子どもや家庭を取り巻く課題に対して、より一体的で効果的な対応を行うため、文部科学省、厚生労働省、内閣府などで所管していた子ども関連業務を統合し、2023 年 4 月にこども家庭庁を発足しました。こども家庭庁では、こどもの権利を尊重し、「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、こども自身の意見を尊重し、成長・発達に必要な支援を行うことを基本としています。
- 国立市では、令和 6 (2024) 年 11 月、子どもの権利保障について規定した「国立市子ども基本条例」を制定しました。当該条例は、児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもの権利は当然に保障されること、子どもの主体的な権利を大人たちが守っていくことについて規定したもので、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日より施行しています。
- また、令和 7 (2025) 年度から 5 年間の計画として、「第四次国立市子ども総合計画」を策定しました。この計画は、少子化、こどもを取り巻く複雑多様化した課題、そして子どもの権利保障という、これまでの国又は国立市の動向と施策推進の計画を踏まえながら、こども基本法、国立市子ども基本条例に規定する権利保障の施策を推進することを目的としています。
- 平成 29 (2017) 年 4 月に国立市総合オンブズマンが発足し、そのうちの一つの機能である子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を行っています。子どもの人権オンブズマンは、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動も行っています。
- 平成 30 (2018) 年 4 月に新たな「幼児教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が施行されました。これら 3 つの要領等では、3 歳児以上の幼児教育に関する記載が概ね共通化され、保育所が幼稚園や幼保連携型認定こども園と同様に「幼児教育施設」として位置づけられました。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化され、「保育所保育指針」においては、0 歳からの幼児教育の重要性が記載されました。
- 国立市では、平成 30 (2018) 年度より「幼児教育推進プロジェクト」を開始し、子育てひろば「ここすき！」の運営や幼児教育講演会の開催など子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進してまいりました。また、多様化している子どもや子育てをめぐる課題に積極的に取り組むため、令和元 (2019) 年 9 月に、

社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団を設立しました。令和5(2023)年度には、新たに開設された「くにたち未来共創拠点矢川プラス」内に、「国立市幼児教育センター(こどもラボ)」がオープンし、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団がプロジェクトの運営を担っています。今後も幼児教育センターを核とし、事業団と国立市が両輪となり、事業を継続・発展させていく必要があります。

- 幼児教育の推進に向けて、令和5(2023)年度には「くにたち未来共創拠点矢川プラス」、令和7(2025)年度には「国立駅南口子育ち・子育て応援テラス」を開設しており、これら施設を効果的に活用することで、保育士等の専門性向上、保護者との連携、夢中で遊べる環境の中での学びの充実等に努めていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

子ども一人ひとりの、自分らしく生きる・育つ権利が尊重され、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、また、子どもが自身の目指す将来に向かっていくにあたり、必要となる社会性や判断力、豊かな感性を、成長・発達の過程において培っていくことができるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができ良かった」と思えるまちを目指します。



<展開方向1：質の高い保育・幼児教育の推進>

【目的】

これからの未来を支える子どもたちのために、成長段階に応じた質の高い保育・幼児教育環境を整えます。

【手段】

- ◆社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団と連携し、矢川プラス内にオープンした幼児教育センターを活用の上で、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を図ります。
- ◆幼児教育センターにおいて、市内幼稚園、保育園、認定こども園等に向けた職員の専門性を高める各種研修・研究を事業団と連携の上で実施し、人材確保・育成による市内全体の資質向上を目指します。
- ◆新たなステージへ進む子どもたちの滑らかな就学に向けた幼保こ小連携の課題に取り組めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
幼児教育推進事業への参加者数	人	幼児教育センターで実施した幼児教育推進事業への参加者数	1,175 (2024 年度)	1,300	1,400
幼児教育に関する研修への参加者数	人	幼児教育センターで実施した市内幼稚園、保育園、認定こども園等に向けた研修会への参加者数	470 (2024 年度)	500	500

＜展開方向２：自分らしく生きる・育つ権利が尊重される仕組みづくり＞

【目的】

子ども基本条例に基づき、子ども一人ひとりの意見表明権を尊重する環境づくりや、相談しやすい環境の充実、課題を抱える子ども・家庭支援を推進すること、自分らしく過ごすことのできる居場所を整備すること、子ども人権オンブズマンの活動の周知啓発等により、すべての子どもを権利侵害から守り、自分らしく生きる・育つことが保障されたまちを目指します。

【手段】

- ◆誰もが子どもの権利についての理解を深め、互いに尊重し合えるまちをつくるために、子ども基本条例の推進に取り組みます。また、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりを推進します。
- ◆子どもへの虐待防止対策の強化を図ります。
- ◆子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図ります。
- ◆子どもの人権オンブズマンの周知・啓発に努め、子ども自身から相談しやすい環境を作ります。
- ◆多様な背景のある子どもや若者が自由に参加できる学びの機会や居場所の整備に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
子どもが市政やまちづくりなどの事業等に参加した参加者数	人	市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識をもって準備段階等から参加した子どもの数	124 (2023 年度)	144	154
子ども自身からの相談の受付件数	件	子ども人権オンブズマン、子ども家庭支援センター、教育相談室及び児童館・学童保育所にあった、子ども自身からの相談の件数	79 (2023 年度)	87	91

＜展開方向３：すべての子どもが安心して自分らしく育つ環境づくり＞ ※再掲

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されことなく成長できるよう、一人ひとりの権利や個性が尊重される支援体制を整備し、子どもがその子らしく成長し、安心して未来に向かえる環境づくりを目指します。

【手段】

- ◆子育て家庭の経済格差に関係なく、すべての子どもが様々な体験を通して経験値を積み、生きる力を高めていけるような支援に取り組みます。
- ◆子どもの発達に関する相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図り、子ども・保護者のその意見を十分に尊重しながら発達支援の取組を進めます。
- ◆医療的ケア児の就園、就学支援の体制整備に向けて、教育や医療機関などの関係機関との連携

を図っていきます。

◆教育と福祉の連携を図り、ヤングケアラーの早期発見や、不登校支援の取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	全国学力・学習状況調査において自己肯定感があると回答した国立市の児童生徒の割合 (各年 4 月現在)	83.3 87.9 (2024 年度)	87.0 88.0	88.5 88.5

<展開方向 4：子どもや若者が主体的に過ごし、学び、成長できる居場所づくり>

【目的】

子どもや若者が様々な体験活動や異年齢との交流等、自分らしく過ごし、学ぶことのできる居場所や、地域において豊かなこころを育むことができる居場所を拡大するとともに、「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進します。

【手段】

- ◆矢川プラスや国立駅南口子育て・子育て応援テラスを活用し、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進します。
- ◆放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を整えます。
- ◆子どもたちが放課後や朝の時間帯等に過ごす環境のあり方について、教育部・子ども家庭部が連携して検討し、充実を図ります。
- ◆子どもたちが自主性や社会性、創造性等を身につけ、自立に向けた「生きる力」を育んでいけるように、子どもたちの学びや体験機会の充実を図ります。
- ◆学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒が生活リズムを取り戻し、自分らしく学ぶことのできる状態となるよう、教育部と子ども家庭部、学校が連携して当該児童・生徒への寄り添い支援を行うとともに、地域で過ごす事の出来る居場所の設置など、環境整備を行います。
- ◆国内・海外等への派遣を通して、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進します。
- ◆子どもたちが地域の中でいきいき活動できるように、青少年地区育成活動や居場所づくりを行う団体の育成を推進します。
- ◆子どもや若者が自由に参加できる学びの機会や居場所を通じて、社会参加を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友達と学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合	%	アンケート調査	91.1 (2023 年度)	毎年度 90%以上	
学校へ行けない・行かない状態から学びの機関等へ繋がった児童・生徒の割合	%	同左	25 (2024 年度)	毎年度 25%以上	

基本施策 5 学校教育の充実

【施策統括課：教育指導支援課

主な関係課：児童青少年課、子育て支援課、指導担当、教育総務課、

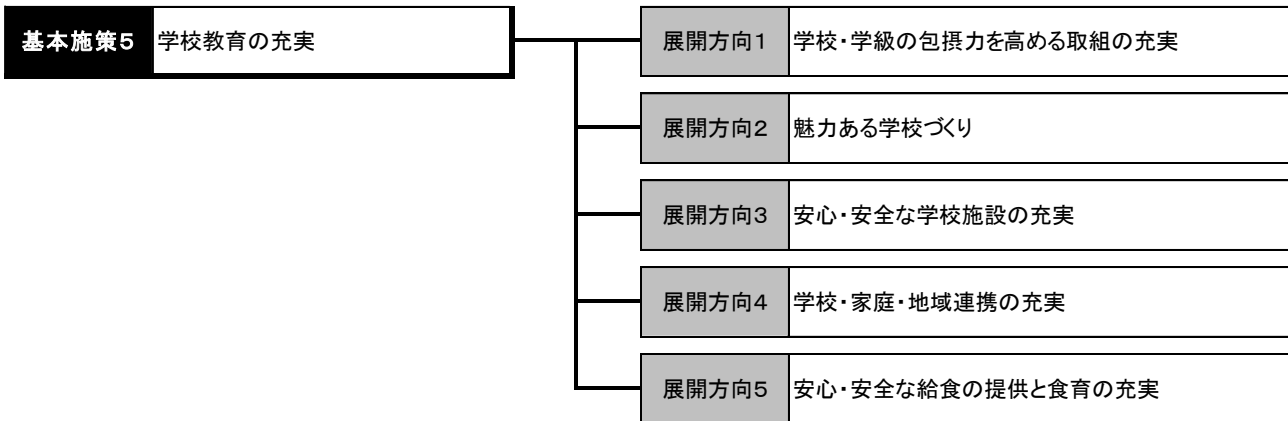
教育施設担当、食育推進・給食ステーション、建築営繕課】

＜現状と課題＞

- 国立市立学校は、しょうがいのある子どもや外国にルーツのある子ども、家庭環境や生活上の課題を抱える子ども等を含めた全ての子どもが、その子らしくいられる教育活動を推進しています。
- 国立市立学校では、教育目標を達成し、学ぶ権利を保障するため、「人権尊重の精神と社会性の育成」、「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」、「地域と共にある開かれた学校づくり」に重点を置き、学校教育の充実を図ってきました。今後も、教育目標の実現に向けて、より一層の施策の推進を図る必要があります。
- 平成 31(2019)年 4 月に施行した「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を踏まえてソーシャルインクルージョンの理念の下、一人ひとりがその子らしくいられる教育を推進し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちづくりを担う子どもたちを育てる必要があります。
- 令和 7 (2025)年度から施行された国立市子ども基本条例に基づき、子どもの主体性が大切にされる教育活動が求められています。また、学校にいかない、いけない子どもたちや教室に入ることが難しい子どもたちの学びが保障される支援体制を整える必要があります。
- 教員の業務過多の状況が社会問題となっている中で、本市においても学校・学級の包摂力を高める取組や質の高い学びを保障するために教員の働き方改革が喫緊の課題となっています。
- 校舎等の学校施設については、安全性の観点から校舎の建て替えと非構造部材の耐震改修工事を進めています。第二小学校は、令和 6 (2024)年 12 月に新校舎棟の建設を完了し、令和 6 (2024)年度 3 学期より使用を開始しました。引き続き、体育館棟及び校庭等の整備を進めていきます。
- 平成 29(2017)年度に策定した国立市学校施設整備基本方針の改定を進めています。国立市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画として、学校施設環境の維持向上を目指し、建て替え及び長寿命化対策における要点の整理や適正な規模・配置の考え方など、今後の計画的な取組の指標として記載項目を検討していく必要があります。
- 令和 8 (2026)年度に全校への導入が完了するコミュニティ・スクールの取組により、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童の健全育成に取り組む「地域とともにある学校」を目指す必要があります。
- 学校給食については、令和 5 (2023)年 8 月にくにたち食育推進・給食ステーションができ、給食運營業務においては調理器具などの設備の性能が向上しました。今後もそれらを活かし、給食の質の向上を目指すとともに、健康な食生活を支える食育の充実を図ることで、子どもの健やかな身体を育ませるため、学校や他部署と連携し、事業の積極的な実施と、くにたち野菜を中心とした地産地消の取組を強化する必要があります。

<施策の目的及び体系>

教育大綱に基づき、子どもの権利を保障し、一人一人が自分らしく幸せに生きていくために必要な力や価値観を育む学校教育を推進します。



<展開方向1：学校・学級の包摂力を高める取組の充実>

【目的】

学校・学級の包摂力を高め、ともに学びやすい環境を整えるとともに、多様な子どもたち一人一人がその子らしく成長できるようにすることを目指します。

【手段】

- ◆子ども基本条例の理念に基づいた子どもの権利を保障する教育環境を整備します。
- ◆社会的障壁に気づき、どのように環境調整を行えばみんなが過ごしやすくなるか、ともに考える過程を大切にしながら学校・学級の包摂力を高める教育を推進します。
- ◆一人一台端末をはじめとする ICT 機器を授業の中で有効活用するとともに、学習環境の改善に取り組み、一人ひとりにあった個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進に取り組みます。
- ◆国立市独自のカリキュラムの計画、実施等により共生社会の一員としての資質・能力の育成を進めます。
- ◆幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る取組を推進します。
- ◆教員が児童・生徒と向き合うとともに様々なことにチャレンジしていく意欲と時間を確保するために働き方改革を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
学習環境が自分に合っていると 感じている児童・生徒の割合 (上段:小学校、下段:中学校)	%	全国学力学習状況調査	66.2 82.3 (2024 年度)	66.5 82.5	66.7 82.8
時間外在校等時間が 360 時間 を下回る教員(管理職を除く)の割合 (上段:小学校、下段:中学校)	%	同左	50.0 49.4 (2024 年度)	56.0 55.4	60.0 59.4

<展開方向２：魅力ある学校づくり>

【目的】

不登校やいじめの未然防止を図り、誰もが居心地よく学校生活を送ることができる学校づくりを進めます。

【手段】

- ◆教育相談機能の質を高め、個に応じた支援や、親和的な集団作りを進めることで、不登校の未然防止を図るとともに、登校しない、できない場合においても、校内別室指導やオンライン授業参加等により学びを止めることがないように個々の状況に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。
- ◆学校生活満足度調査を有効活用することで、一人ひとりの不安や集団の乱れにいち早く気づき、必要な対応を行います。併せて構成的グループエンカウンターの実施など、児童・生徒の関係性をより良くする取組を推進します。
- ◆道徳教育や、生徒会等による主体的な取組等を通じて、児童・生徒が、傍観者としての立場も含め、いじめを見過ごすことなく適切に関わろうとする態度や行動力を育むとともに、いじめを早期発見、早期対応することが可能な組織体制を整備します。
- ◆子どもの意見表明権を大切にし、児童・生徒の主体的な取組を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
学級に満足度している児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	Q－U調査における満足群にいる児童・生徒の割合	54.0 49.0 (2023 年度)	58.0 53.0	60.0 66.5
新規の不登校児童・生徒の出現率 (上段：小学校、下段：中学校)	%	同左	2.0 5.2 (2024 年度)	2.0 5.2	2.0 5.2

<展開方向３：安心・安全な学校施設の充実>

【目的】

豊かな学びを支えるための基盤となる施設環境を整えます。

【手段】

- ◆非構造部材の耐震補強や大規模改修をはじめ、空調設備の更新など日常生活における施設環境も含めた改善・充実に努めます。
- ◆国立市学校施設整備基本方針を改定するとともに、学校施設の老朽化については、本方針や国立市公共施設総合管理計画に基づく必要な対応を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
小・中学校の校舎非構造部材耐震化の割合	%	小・中学校の校舎非構造部材(天井材、照明器具)の耐震化の割合	59.1 (2024 年度)	72.7	86.4

<展開方向4：学校・家庭・地域連携の充実>

【目的】

学校と保護者、地域住民との間の信頼関係を深め、共に支え合いながら児童・生徒の健全育成に取り組む「地域とともにある学校」を目指します。

【手段】

- ◆コミュニティ・スクールの取組を活かし、学校や地域の実態に応じた特色ある教育活動を推進します。
- ◆地域学校協働活動推進員を中心に、各校の実情にあった地域学校協働活動を醸成します。
- ◆国立市の実情に合った部活動の地域展開を推進します。
- ◆学校に登校しづらい子どもの学びも止まることがないように、地域の居場所事業との連携を広げていきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
学校支援ボランティア参画人数	人	ボランティア保険登録数	65 (2024 年度)	440	550
部活動地域展開実施部活動数	部活動数	土日の地域展開が実現した部活動数	0 (2023 年度)	3	5

<展開方向5：安心・安全な給食の提供と食育の充実>

【目的】

学校給食を充実させ、子どもの健やかな身体を育む食育の充実を図ります。

【手段】

- ◆アレルギー対応を実施するため、アレルギー対応食の提供を行い、より安心・安全な給食を提供します。
- ◆給食等を通じた食育活動を向上させるため、学校訪問や他部署と連携した事業の実施を推進します。
- ◆食育の一環として、食育推進・給食ステーションにおけるくにたち野菜を中心とした地産地消の取組を強化するため、地元農家との連携を積極的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
小中学校残菜率 (上段：小学校、下段：中学校)	%	同左	18.6 14.9 (2024 年度)	15.0 13.5	11.0 11.0
食育事業実施回数	回	同左	24 (2024 年度)	27	30
食育推進・給食ステーションにおける食材の地産地消割合	%	同左	9.7 (2024 年度)	16.0	20.0

【政策3】文化・生涯学習・スポーツ

基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護と活用

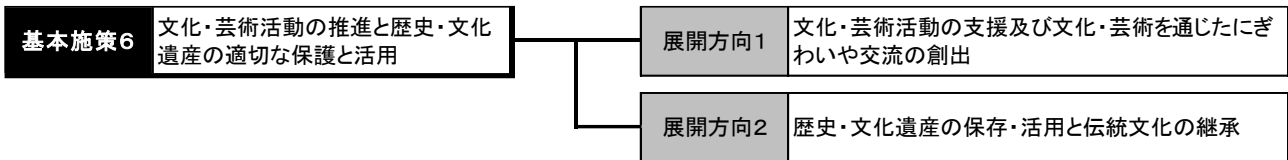
【施策統括課：生涯学習課 主な関係課：公民館】

＜現状と課題＞

- 国は、令和5(2023)年3月に「文化芸術基本計画(第2期)」を策定しました。本計画では、令和5(2022)年度から令和9(2026)年度までの5年間で推進する7つの重点取組などが示されています。
- 都は、令和4(2022)年3月に「東京文化戦略2030」を策定しました。本計画では、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの長期計画であり、目指す2040年代の東京の姿(将来像)「芸術文化で躍動する都市東京」が示されているほか、将来像を実現するための4つの戦略や戦略実行のための10の推進プロジェクトなどが示されています。
- FSXホール(くにたち市民芸術小ホール)では、様々な文化芸術事業を実施しています。また、国立市では、各種団体と連携し、講演会等を開催しています。
- FSXホール(くにたち市民芸術小ホール)の利用者数は、コロナ禍で一時激減したものの、その後年々利用者数が戻ってきており、令和6(2024)年度は、延べ53,077人の方が利用しました。しかし、コロナ禍前の平成30(2018)年度の利用者数(57,758人)の水準までは戻っていません。
- 国立駅周辺には、文教地区にふさわしい落ち着いたまちなみが広がるとともに、多くのギャラリーやアートスペースが軒を連ねています。一方、甲州街道以南の南部には「ハケ」と呼ばれる段丘崖線が連なり、貴重な自然環境や歴史・文化遺産、伝統文化が数多く残されています。
- 平成30(2018)年には文化芸術施策の推進に向け、基本理念を明確にし、市民にとって文化と芸術をいっそう身近なものとするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため「国立市文化芸術条例」を制定しました。また、同条例に基づき、国立市の文化芸術施策の推進のあり方と今後の取組を示した「国立市文化芸術推進基本計画」を令和元(2019)年5月に策定しました。
- 文化財は、市内外の人々に国立市の歴史や文化を正しく理解してもらうためになくはならないものであるとともに、将来にわたる文化の発展向上の基礎となるものです。令和7(2025)年4月1日現在、市内には国指定3、都指定4、市指定22の計29の指定文化財と、国登録4、市登録88の計92の登録文化財があります。
- 市内には、旧国立駅舎や、谷保天満宮、旧本田家住宅、城山、緑川東遺跡出土石棒などの有形・無形の歴史的文化遺産が現存し、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の一つです。
- 旧国立駅舎は、令和2(2020)年にほぼ元の場所に再築され、まちの魅力発信拠点として活用を始め、令和6(2024)年度は、490,531人が来館しました。また、寄贈を受けた旧本田家住宅は、令和2(2020)年3月に「東京都指定有形文化財(建造物)」に指定され、現在、解体復原事業を行っています。復原後は、南部地域の歴史文化の発信拠点として、活用することとしています。
- これらの歴史的文化的遺産を将来にわたり市民共有の財産として次世代に確実に引き継ぐため、その適切な保護と活用に努める必要があります。

<施策の目的及び体系>

文化・芸術活動のしやすい環境が整備され、市民が文化・芸術に親しむことができるとともに、市内の歴史・文化遺産が守られ、活用されるまちを目指します。



<展開方向1：文化・芸術活動の支援及び文化・芸術を通じたにぎわいや交流の創出>

【目的】

市民の自主的な文化・芸術活動を促進するとともに、支援を行うことで、文化・芸術を育む環境の整備を推進します。また、魅力溢れる文化芸術活動を行っているさまざまな主体との連携、協働した取組により文化と芸術を通じ、地域や世代間の交流を深め、「つながり」を醸成するとともに、あらゆる人々へ文化や芸術を届けられるような活動や、異なる文化に触れあう機会を提供することで、市全体で「にぎわいあふれるまち」を目指します。

【手段】

- ◆市内で行われる文化・芸術情報を積極的に収集・発信します。
- ◆くにたち文化・スポーツ振興財団や学校のほか、芸術活動に関連する様々な市民団体等との連携により、市民が身近に芸術に触れあう場を提供します。
- ◆文化施設的环境向上に努めるとともに、市民・団体が文化・芸術活動や発表、交流等を行いやすい機会を提供します。
- ◆子どもや青少年向け、さまざまな文化や芸術を体験するプログラムを提供します。
- ◆アウトリーチ事業等、文化・芸術とつながる機会を充実させるとともに、アーティストが市内で行う文化芸術活動を支援します。
- ◆他の施策において、文化や芸術の要素を取り入れた事業展開を推進します。
- ◆くにたち市民文化祭を通じ、だれもが文化や芸術とつながる機会の充実を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027 年度	2029 年度
過去1年間に文化・芸術活動を鑑賞した市民の割合	%	国立市市民意識調査	44.3 (2024 年度)	52.0	60.0
過去1年間に文化・芸術活動を行った市民の割合	%	国立市市民意識調査	28.8 (2024 年度)	30.0	32.0
FSX ホール（市民芸術小ホール）の利用者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書より	53,077 (2024 年度)	61,000	68,000
国立市が「文化的なまち」だと思う割合	%	国立市市民意識調査	62.3 (2024 年度)	67.0	71.0

＜展開方向２：歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承＞

【目的】

市内の貴重な歴史・文化遺産、伝統民俗芸能を大切に守り、子どもたちの郷土についての理解を深め、郷土愛を醸成していくとともに、観光や地域振興につなげていきます。

【手段】

- ◆継承すべき文化財の指定・登録を進め、適切に保存・活用を図ります。
- ◆獅子舞などの貴重な伝統民俗芸能の継承に向けた取組を進めます。
- ◆文化財等を子どもたちの学習活用等で次世代への継承を図るとともに、市民が文化財に親しみ、市の歴史に触れることができる環境を整備します。
- ◆旧国立駅舎や旧本田家住宅の文化財的価値や国立市史における歴史的重要性を発信するとともに、積極的な活用を図り、回遊性の創出やまちの活性化にも寄与していきます。特に、令和８年度に開館予定の旧本田家住宅は、「南部地域の歴史文化の発信拠点」として、谷保天満宮や国立市古民家など周辺の文化財とともに訪れてもらえるような取組を進めます。
- ◆くにたち郷土文化館や古民家を利用した行事を通じ、歴史や伝統文化を学ぶ機会や郷土に関し理解を深める機会を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
過去１年間で市内の歴史・文化遺産に訪れたことがある市民の割合	%	国立市市民意識調査	69.1 (2024 年度)	70.0	72.0
市内の歴史・文化遺産を地域の資源として活用されていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	36.2 (2024 年度)	38.0	40.0
くにたち郷土文化館・国立市古民家の入館者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書	28,659 (2024 年度)	32,000	35,000

基本施策 7 生涯学習の環境づくり

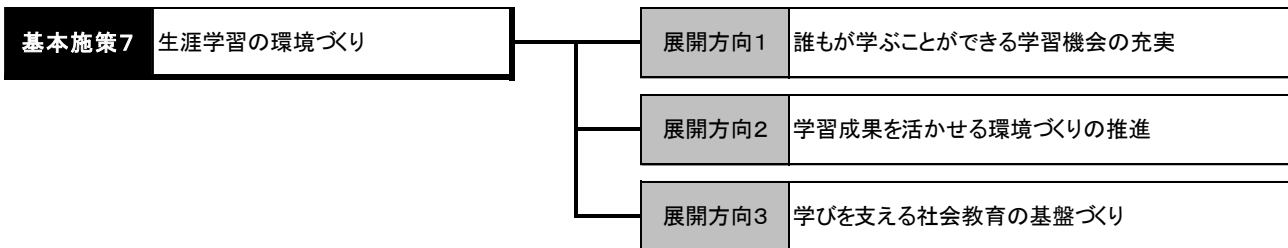
【施策統括課：公民館 主な関係課：図書館、生涯学習課】

＜現状と課題＞

- 国は、令和 5 (2023) 年 6 月「第 4 期教育振興基本計画」において、「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとし、5 つの基本的な方針の 1 つに「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」を掲げ、その教育政策として「社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成」「公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充」「生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進」を挙げています。
- 平成 30 (2018) 年 12 月の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」では、今後は「個人の主体的な学びを出発点とし、学びやその成果活用を通じた他者とのつながりの実感や積極的な地域活動への参画を経て、更なる学びを求める「学びと活動の循環」につなげていくことが重要」であり、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」の一層の充実が図られるよう、とされています。
- 令和 3 (2021) 年 3 月に東京都が策定した『未来の東京』戦略』では、戦略 6 「ダイバーシティ・共生社会戦略」の中で、「インクルーシブシティ東京プロジェクト」を挙げています。ここでは「東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』を実現するため、様々なシーンで多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しあう社会を実現」するとしています。
- 令和元(2019)年 5 月には、すべての人が平等かつ主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現に向け、市民の多様な学習や活動を支援し、生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「国立市生涯学習振興・推進計画」を策定しました。
- 国立市では、地域住民の生活における問題や地域の課題を解決するための学習に関する各種事業を実施し、教養の向上や健康の増進、豊かな感情の醸成を図るとともに、市民の自主的な学習やサークル活動を支援しています。図書館や公民館等の社会教育施設は、その成果を活かせる環境づくりを行っています。令和 3 (2021) 年に電子図書館サービスを導入するなど、ICT 活用による学習機会の充実にも取り組んでいます。
- 国立市では、平成 20 (2008) 年 11 月に「国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが読書を通じて自ら知識を獲得する習慣を身につけることができるよう、読書に触れる機会を増やすための環境整備を行っています。現在、令和 6 (2024) 年度～令和 10 (2028) 年度を計画期間とする「第四次国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、事業を推進しています。
- コロナ禍以前に比べ、図書館や公民館等の利用者数は減少傾向にあります。そのため、今後は、幅広い市民の生涯学習の促進に向けて、まずは生涯学習に取り組む市民の人数をコロナ以前の水準まで回復させることが必要です。このために、市の生涯学習情報を一元的に集約し、ICT を含め多様な手段での情報発信、多様な学習機会の提供、学習者の利用しやすい施設運営とともに社会参加に制約のある市民(例：しょうがいしゃや外国人等)のソーシャルインクルージョンを意識した取り組み等が必要です。また、学習成果を活かせる機会が市民の学習意欲を高めるという視点に立ち、学んだ成果を活用できる環境整備とともにそうしたサポート体制の充実が課題になっています。

<施策の目的及び体系>

誰もがそれぞれのライフステージにおいて学ぶことができる環境を醸成し、市民一人ひとりの主体的な生涯学習を推進するとともに、学んだ成果を様々な場面で活かすことができるまちを目指します。



<展開方向1：誰もが学ぶことができる学習機会の充実>

【目的】

しょうがいの有無や国籍、性別、年齢等の属性による制約がなく、誰もが学ぶことができる環境を整え、多様な学習を通じてそれぞれが生きがい等を得ていく市民を増やします。

【手段】

- ◆ライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、様々なテーマや課題に対応した学習を支援します。
- ◆共生社会の実現に向けて、市民の人権や多様な文化を尊重し、相互理解を深めていく学習機会の充実を図ります。
- ◆しょうがいしゃが生涯を通じて、多様な学習・交流機会を得て、主体的に社会参加していくことができるよう支援します。
- ◆公民館・図書館等の社会教育施設や他の公共施設を活用した学習・交流機会の提供を推進します。また、学習者が利用しやすい施設運営に努めます。
- ◆市内の大学・高校、市民団体等の多様な主体との連携・協働により、学びの機会を増やします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	%	国立市市民意識調査	74.7 (2024 年度)	77.0	79.0
市所有の社会教育・生涯学習施設が主催する生涯学習事業の参加者数	人	生涯学習課・公民館・図書館・郷土文化館・FSX ホール（芸小ホール）における生涯学習事業の参加者数	59,044 (2024 年度)	62,000	65,100
社会教育・生涯学習施設の利用者（来館者）数	人	公民館・図書館・郷土文化館・FSX ホール（芸小ホール）の年間利用者(来館者)人数	—	実績値から+2ポイント	2027 年度 実績値から+2ポイント

<展開方向２：学習成果を活かせる環境づくりの推進>

【目的】

生涯学習による市民の多様な学習成果を、市民一人ひとりの自由な選択のもと、家庭・地域・学校・労働等の様々な場面で活かせる環境づくりを推進します。

【手段】

- ◆学習の成果を活かし、さまざまな表現活動や市民活動を含めた地域実践への展開を目指す事業等を開催します。
- ◆公民館講座を経て生まれた市民グループや市民文化祭、図書館協力ボランティア、郷土文化館、FSX ホール（芸小ホール）における市民実行委員会企画など、学習成果を地域において活かせる活動を支援します。
- ◆関係機関と連携し、市民が学習の成果を活かすことができる情報提供や学習相談等のサポートの充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
自己学習を含む様々な学習活動に取り組む市民の中で、学習を通じて得た知識や技術等を実生活や地域活動等に活かしている市民の割合	%	国立市市民意識調査	22.5 (2024 年度)	24.5	26.5

<展開方向3：学びを支える社会教育の基盤づくり>

【目的】

市民の生涯学習の推進に向けて、誰もが自由に学ぶことができる学習環境の醸成のための条件整備を行い、日常的に生涯学習に取り組む市民を増やします。

【手段】

- ◆市民の生涯学習の環境整備に向けて、多様な関係機関や分野を横断・連携するネットワークづくりを推進します。
- ◆公民館・図書館等の社会教育施設等において、多様な学習者や市民団体等が利用しやすい施設整備・運営に努めます。
- ◆生涯学習課・公民館・図書館等における社会教育に携わる職員等の資質向上、力量形成を図ります。
- ◆市の生涯学習情報を集約し、ICT等を含め多様な手段での情報提供の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027年度	2029年度
他機関や市民団体等と連携・協働し実施した事業の数	事業	生涯学習課・公民館・図書館・郷土文化館・FSXホール(芸小ホール)がそれぞれ実施した他団体等との連携等事業数	553 (2024年度)	565	580
職員の資質向上等を目的とした研修に参加した職員数	人	同左	65 (2024年度)	65	65

基本施策 8

スポーツの振興

【施策統括課：生涯学習課 主な関係課：環境政策課、健康まちづくり戦略室】

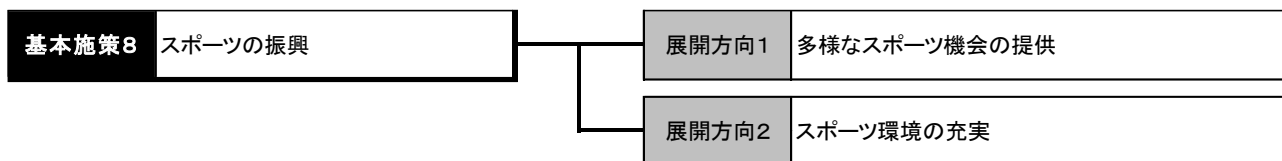
<現状と課題>

- 国は、令和 4 (2022) 年 3 月に「第 3 期スポーツ基本計画」を策定しました。本計画では、令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度の 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む 12 の施策などが示されています。
- 国立市では、スポーツ推進委員⁷を中心に、社会体育事業の企画・検討を行いながら、市民の健康づくりや地域の活性化に資する各種スポーツ・レクリエーションプログラムを実施しています。また、FSX アリーナ(くにたち市民総合体育館)では、様々なスポーツ・レクリエーション事業を実施しています。
- 市内における主要なスポーツ施設のうち、FSX アリーナ(くにたち市民総合体育館)の利用者数は、コロナ禍で一時激減したものの、その後年々利用者数が戻ってきており、令和 6 (2024) 年度は、延べ 171,830 人の方が利用しました。しかし、コロナ禍前の平成 30(2018)年度の利用者数(212,581 人)の水準までは戻っていません。
- テニスコート・野球場・サッカー場といった屋外スポーツ施設の利用件数は、天候等の影響により年度ごとに増減するものの、令和 6 (2024) 年度における利用件数の合計は 33,985 時間、令和 5 (2023) 年度の 34,297 時間と比べ、0.9%(312 時間)減少しています。
- 令和 6 (2024) 年 10 月より中学校体育館の学校開放利用も開始しましたが、まだ利用可能施設に比して、利用者が飽和状態であるのが現状であり、スポーツ及び健康づくりのための運動を行う場所が不足しているとの声があります。
- 今後は、高齢者の健康寿命の延伸をはじめ、誰もが共に楽しめるよう、公園にユニバーサルデザインに配慮した健康器具、インクルーシブ遊具等を設置し、より多くの市民が気軽に遊び、運動できる環境づくりを推進することで、体力の向上や心身の健康の保持・増進、余暇の充実を図るとともに、自発的なスポーツ活動を通じた市民同士の交流や地域コミュニティの形成を支援する必要があります。
- 市民の多種多様なスポーツ・レクリエーションに関するニーズに、より効果的・効率的に応えられるよう、「健康づくり」の観点から様々な事業を行っている関係各課と連携していく必要があります。また、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団や国立市スポーツ協会、令和 4 (2022) 年 4 月に設立された地域スポーツクラブ「くにたちエール」等の各種団体との連携をより一層進める必要があります。

⁷ スポーツ基本法に基づき、各市区町村より非常勤特別職として委嘱され、市民のスポーツの普及と振興を図るため、日夜活動しており、令和 7 (2025) 年 7 月 1 日現在、国立市では 13 名が委嘱されている。

<施策の目的及び体系>

市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちを目指します。



<展開方向1：多様なスポーツ機会の提供>

【目的】

しょうがい・体力の有無や年齢にかかわらず、スポーツ・レクリエーションを楽しむ市民を増やし、健康増進や市民交流・コミュニティの形成等に結びつけます。

【手段】

- ◆地域におけるスポーツ機会の提供において重要な役割を果たしているくにたち文化・スポーツ振興財団やスポーツ協会及び地域スポーツクラブ「くにたちエール」の活動を支援します。
- ◆スポーツ推進委員と共に魅力的な事業の企画・立案を行います
- ◆関係各課やくにたち文化・スポーツ振興財団、スポーツ協会、「くにたちエール」、市内の大学等と共に、年齢・体力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。
- ◆しょうがいしゃスポーツを含め、様々なスポーツを体験する機会を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
日常的にスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	55.4 (2024 年度)	60.0	65.0
市及びくにたち文化・スポーツ振興財団が実施するスポーツ・レクリエーション事業の参加者数	人	事務報告書及びくにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書	24,769 (2024 年度)	27,000	29,000

<展開方向 2：スポーツ環境の充実>

【目的】

市民が利用しやすいスポーツ環境づくりを推進し、より市民がスポーツに親しむための機会を提供します。

【手段】

- ◆FSX アリーナ（市民総合体育館）や公園スポーツ施設等の利便性を向上させます。
- ◆学校開放施設の利用環境を向上させます。
- ◆スポーツ団体の紹介等を行うことで、市民が新しくスポーツを始めやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
FSX アリーナ（市民総合体育館）の利用者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書	171,830 (2024 年度)	198,000	213,000
公園スポーツ施設の利用数	1 面 1 時間	テニスコート・野球場・サッカー場の利用数の合計(くにたち文化スポーツ振興財団事業報告書)	33,985 (2024 年度)	36,700	38,500
学校開放施設の利用者数	人	事務報告書	85,480 (2024 年度)	92,000	98,000

【政策4】保健・福祉

基本施策9 健康まちづくりの推進及び保健と医療の連携強化

【施策統括課：健康まちづくり戦略室

主な関係課：福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、保険年金課、
保健センター担当、児童青少年課、子育て支援課】

＜現状と課題＞

- 内閣府の「令和6年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、令和52(2070)年には男性85.89歳、女性91.94歳となり、女性の平均寿命が90歳を超えると見込まれています。総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19(2037)年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると推計されます。
- 超少子高齢社会の中で、世代を問わず一人ひとりが主体的に自身の幸福や生きがいに向けて自らの考えで行動できることや、自律性の向上、それを支える心身の健康の維持・増進が不可欠です。また、個人の幸福度には精神的な健康や社会的なつながりが大きく影響することから、身体的な健康のみならず、精神的な健康づくりの重要性が高まっており、各世代での孤独・孤立対策が課題と考えられています。
- 年齢、病気、しょうがいなど、心身の機能に低下や制限がある場合でも、多面的に、身の回りのことに幸せや満足を実感できる状態を広義の健康（ウェルビーイング）と考え、人にダイレクトに関わる施策（ソフト面）と、健康になるための仕組みをまちに取り入れていく施策（ハード面）の両面の施策に全庁で連携して取り組み、ウェルビーイングを感じられるまちづくりが必要と考えます。
- 健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）には、様々な算定方法がありますが、東京都では65歳健康寿命A（東京都保健所長会方式）⁸を用いています。「令和5年都内各区市町村の65歳健康寿命」によると、国立市の65歳健康寿命Aは、男性83.43歳、女性は86.71歳で、東京都の男性82.83歳、女性86.06歳という値よりやや上回っています。
- 国立市民の死因の第1位はがん、第2位は心疾患（高血圧性を除く）で、この2つの死因で全体の約41.8%を占めています。また、運動機会の減少や食生活の欧米化等により糖尿病や脂質異常症の方が増えています。これらの生活習慣病の重症化は生活の質の低下を招くことから、予防のために、日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活等の実践と、定期的な各種がん検診・健康診査の受診が重要です。
- 胎児期から高齢期に至る全世代を健康づくりの視点で支え、関心が向かない人も日常生活において健康づくりに取り組めるような環境整備を行うことが必要です。教育や産業などの様々な分野と連携し、工夫した健康づくり施策が行われるべきと考えます。
- 今後の地域医療については、従来の「治す医療」が適切に提供されるよう医療体制の整備を進めることにとどまらず、「治し支える医療」の推進が期待されています。「社会的処方⁹」として

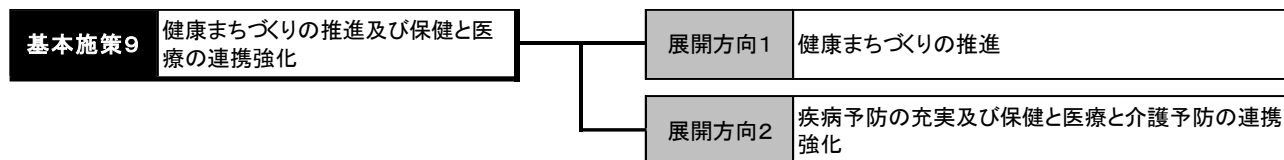
⁸ 65歳の方が、何らかのしょうがいにより要介護認定を受けるまでの期間は健康な状態であると考え、そのしょうがいのために要介護2の認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

⁹ 薬物処方のみならず、地域とのつながりや活動等を紹介し、つなげる取組。疾病の管理のみならず、楽しみや喜びを含む活動と参加等に働きかける、セルフマネジメントに対する意欲の向上や、非薬物療法的な効果を期待するもの。（国立市地域医療計画より）

かかりつけ医が地域とのつながりをサポートすることで、地域コミュニティによる支えを得て、健康を維持・改善できるような仕組みづくりが求められています。

<施策の目的及び体系>

市民が健やかに暮らせる健康まちづくりを進め、健康寿命の延伸を目指します。



<展開方向1：健康まちづくりの推進>

【目的】

市民が日常生活の中で無意識に健康づくりを行える環境づくり、健康まちづくりを推進し、主観的健康観の向上を目指します。

【手段】

- ◆これまでの健康づくりにおける1次（発症予防）、2次（早期発見）、3次予防（重症化予防）に加え、社会的背景や生活環境への介入も含む「0次予防」を目指し、つながり・集える居場所づくりの支援、快適な歩行空間整備への働きかけ、外出する機会が増えるような取組を実施します。
- ◆健康まちづくりを戦略的に推進するため、インセンティブを活用した健康ポイント事業の実施等、科学的根拠に基づく施策を企画し、庁内の各部署と連携した取組を行います。
- ◆市民ボランティアである健康づくり推進員の養成及び市民による健康情報の普及啓発、民間事業者や大学研究機関との健康づくり連携事業など、産官学民連携のもと、健康まちづくりを推進します。
- ◆保健師や管理栄養士等が、市民の自主グループ、自治会等に積極的に訪問し、栄養・身体活動・感染症予防・熱中症予防などの支援を行い、ヘルスリテラシー¹⁰の向上を目指します。
- ◆こころの健康づくりについて取組を強化し、市民向け講座、学校での授業、関係団体及び職員向けの研修を行うほか、日常生活の中で困りごとや悩みを相談できる場所の周知に努めます。
- ◆健康・生きがいがいづくりの観点から、かかりつけ医から地域の社会的資源の情報提供を受けることができるよう、関係機関との連携を深め、仕組みづくりを進めます。

¹⁰ 健康や医療に関する正しい情報を入手し、活用する能力。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
主観的健康観を持つ人(自分を健康だと思う人)の割合	%	国立市市民意識調査	61.6 (2024 年度)	63.0	65.0
普段取り組んでいる生涯学習活動で「健康・体力づくりをすること」と答えた人の割合	%	国立市市民意識調査	41.7 (2024 年度)	43.0	45.0

＜展開方向 2：疾病予防の充実及び保健と医療と介護予防の連携強化＞

【目的】

保健と医療、介護予防の連携を進め、あらゆる世代に対し疾病の早期発見、重症化予防の取組を行い、健康寿命の延伸を図ります。また、新興感染症の流行時に市民生活への影響を最小限に抑えるため、感染症対策についても取り組みます。

【手段】

- ◆第3次国立市健康増進計画に基づき、乳幼児期から高齢期のライフコースに沿った健康づくり施策を市内の関係各課と横断的に連携し、総合的に推進します。
- ◆市民が適切な医療サービスを選択できるよう情報提供を充実させます。また、適正な受診と専門的な健康管理のために、かかりつけ医を持つことの重要性を啓発します。
- ◆健康診査やがん検診、健康相談、健康づくりに関する啓発事業等を推進するとともに、疾病予防、重症化予防を強化します。また、女性の健康課題に対する効果的な取組を検討し実施します。
- ◆生活習慣病対策では、広く予防を周知するポピュレーションアプローチと、重症化を予防するためのハイリスクアプローチを壮年期から切れ目なく実施し、医療費の適正化を目指します。
- ◆「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、後期高齢者の生活習慣病重症化及びフレイル予防、健康状態の把握に努めます。
- ◆地域医療を担う医療機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を強化し、病気の予防・早期発見・早期治療に向けた取組を推進するとともに、感染症の予防に努めます。
- ◆新型インフルエンザ等対策行動計画を改訂し、感染症流行時の対応について方針を定めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
65 歳健康寿命 A (東京保健所長会方式) (上段：男性、下段：女性)	歳	東京都福祉保健局保健政策部健康推進課算出の国立市の値	83.4 86.7 (2024 年度)	東京都全体の平均値以上	
近くに安心してかかることができる医療機関がある市民の割合	%	国立市市民意識調査	74.4 (2024 年度)	75.0	77.0

基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援

【施策統括課：高齢者支援課

主な関係課：福祉総務課、地域包括ケア推進担当、健康まちづくり戦略室】

＜現状と課題＞

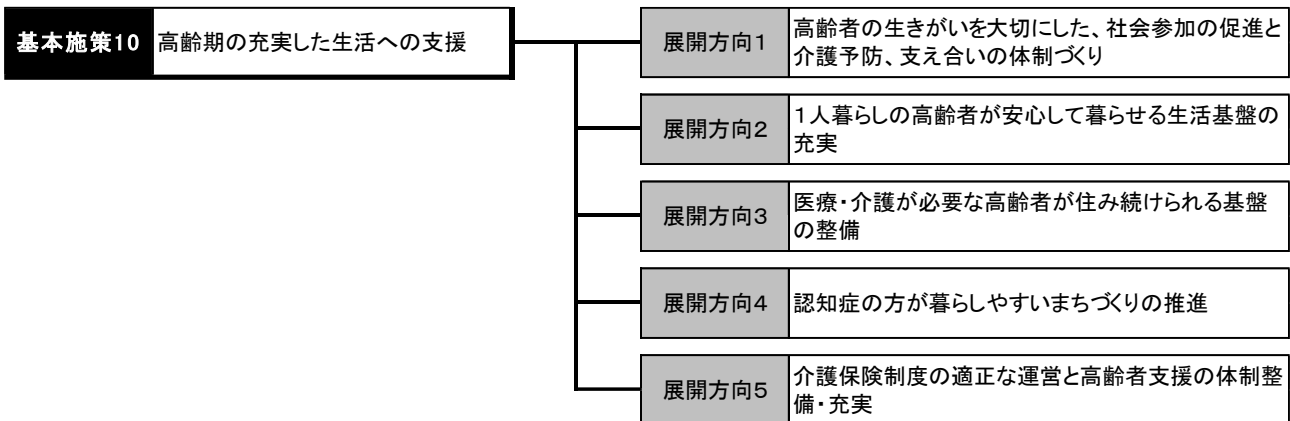
- 高齢化の進展に伴って認知症高齢者や単身高齢者の増加が予測される中、国では、平成 17(2005)年の介護保険法改正以来、一貫して、団塊の世代の全てが 75 歳以上となる令和 7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしていました。
- 実際に令和 7(2025)年度を迎えた現在、国全体の今後の人口推移としては令和 22(2040)年ごろまで高齢者人口が伸び続ける見込みであることや、75 歳以上人口の割合の増加、85 歳以上人口の急激な進展が予測されています。これらに伴い、単身高齢者、認知症高齢者のさらなる増加も見込まれます。加えて、これまでの「高齢者の急増」から「生産年齢人口の急減」に局面が変化するといわれているところです。このような状況下において、今後は高齢者人口のピークと予想される令和 22(2040)年の状態を予測しつつ、これに対応できるよう、これまで構築してきた地域包括ケアシステムをさらに進め、また地域ごとのカスタマイズを図り、施策を検討していく必要があることが示されています。
- 高齢者の生活を支えていく介護の事業所においては、全国的に人材不足の状況に陥っています。高齢者人口の増加をうけて介護職員の必要数は右肩上がりですが、令和 5(2023)年度の有効求人倍率は、介護関係職種では 4.07 と高水準です。国は、3 年に一度の介護報酬改定等で介護職員の処遇改善を進めていますが、依然として今後の介護人材確保については強い懸念が寄せられています。
- 国立市における高齢者人口は、平成 27(2015)年で 16,087 人(高齢化率 21.6%)であったものが、令和 2(2020)年で 17,634 人(高齢化率 23.2%)、令和 7(2025)年で 18,640 人(高齢化率 24.5%)となっています。今後の推計でも、高齢者人口は増加の一途をたどり、令和 33(2051)年に 26,412 人(高齢化率 35.6%)でピークを迎えるとして予測されています。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯数は、令和 2(2020)年で 9,010 世帯であったものが、令和 7(2025)年で 9,868 世帯と増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。
- 認知症高齢者の数について、令和 4(2022)年の国全体における年齢階層別認知症有病率を基に試算すると、国立市には令和 7(2025)年に約 2,297 人、高齢者数がピークとなる令和 33(2051)年には約 3,982 人の認知症高齢者の方がいると予測できます。
- 国立市においては、平成 18(2006)年度より、地域包括ケア推進のひとつの柱に「認知症ケア」を位置づけ、「認知症になっても安心して暮らし続けられる地域」を目指し、他市に先駆けて認知症ケアを施策化してきました。今後、市の認知症施策をさらに充実させていくためには、「認知症の人の意思の尊重」「市民の認知症理解の拡大」「市としての認知症ケアの指針」等が必要になっています。全国的にも、令和 5(2023)年に認知症基本法が成立したことに伴い、「誰もが認知症になりうることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する」「個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望をもって自分らしく暮らすことができる」といった「新しい認知症観」が提唱され、各市町村においても国や都の計画に基づき、認知症施策推進基本計画の策定が努力義務となっています。こういった流れも踏まえ、

当市においては、当該計画を次期の地域包括ケア計画と一体的に策定することとしています。

- 国立市における地域包括ケア推進のもう一つの柱には、「在宅療養支援」が位置付けられました。「医療や介護が必要になっても住み続けられる地域」の基盤として進めてきた取組の成果は、例えば要介護認定者のうち在宅で過ごす方の割合が高水準であることなどに表れており、高齢者自身が暮らし続けたい、最期を迎えたい場所の希望が叶う地域づくりに一定の成果をあげているものと捉えます。医療介護連携の更なる充実を図り、今後の高齢者数の増加といった環境変化にも的確に対応して成果を維持し続けていくことが求められます。
- 今後、高齢になっても、自分の生きがいを大切にしながら、地域活動への参加等を通じて、元気で健康的な生活を送り、地域社会を支え、またお互いに支え合う一員としていきいきと活躍できるような環境を整えていくことが求められます。また、高齢者が自ら介護予防に努める環境を整えていくとともに、一人暮らしの人への生活支援を充実させていくことや、医療や介護が必要な人が尊厳を保ちながら暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進・深化に向けた取組を計画的に推進する必要があります。
- 高齢者を支えていくための介護保険制度は、保険者としての責任のもと、引き続き適正な給付と介護認定がなされていることが必要です。高齢者支援施策もあわせて、全体として持続可能な制度運営がなされるように努めていくことが求められています。また、全国的な傾向と同様、国立市においても介護人材不足の状況があることから、この対策の推進が必要です。

<施策の目的及び体系>

高齢者が生きがいを大切に、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるように環境を整えるとともに、一人暮らしの方や、医療や介護が必要になった方が、住み慣れた地域で最期まで安心して暮せるまちを目指します。



<展開方向1：高齢者の生きがいを大切にした、社会参加の促進と介護予防、支え合いの体制づくり>

【目的】

高齢者が自らの生きがいを大切にしながら、社会参加ができるようにしていくとともに、自らの健康管理に努め、予防的な観点を生活に取り入れながら、高齢者同士が支え合っていきいきと暮らせるように支援します。

【手段】

- ◆高齢者自らが主体となった介護予防活動を推進し、さまざまなフレイル(虚弱)を防止します。
- ◆市民サポーターの活躍促進と介護予防事業の充実を図るためのボランティアポイントの拡大を検討します。
- ◆介護予防事業への参加意欲を高めるためのインセンティブについて研究を進めます。
- ◆地域の集いの場の創出を支援し、高齢者が自らの生きがいを大切にした社会参加を促します。
- ◆高齢者の見守り活動や集いの場の緩やかなつながり等を基盤として、高齢者同士が、お互いに支え合える仕組みづくりを推進します。
- ◆高齢者の外出しやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027年度	2029年度
高齢者の主観的健康感(わからない・無回答を除く)	%	国立市市民意識調査	64.9 (2024年度)	68.0	70.0
孤立化のリスクの高い高齢者の割合	%	日常生活圏域ニーズ調査	3.2 (2022年度)	2.8 (2025年度)	2.4 (2028年度)
週に1回以上社会参加をしている高齢者の割合	%	日常生活圏域ニーズ調査	46.3 (2022年度)	47.95 (2025年度)	49.6 (2028年度)

＜展開方向２：一人暮らしの高齢者が安心して暮らせる生活基盤の充実＞

【目的】

一人暮らしの高齢者やその家族が安心して生活できるよう支援します。

【手段】

- ◆一人暮らしや、高齢者のみで暮らしている世帯について、普段の生活を通じて見守りができる事業を実施します。
- ◆地域や介護サービス等とのつながりが薄い、独居高齢者を対象に見守り訪問を実施し、生活状況の把握と関係づくりを進め、必要な支援等につなげる取組を行います。
- ◆一人暮らしの方が安心して生活を送れるように、万一の備えである ACP や終活について、普及啓発や情報提供を行います。
- ◆生活の大きな基盤である住まいを安定的に確保できるように支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
単身または夫婦のみ世帯で 65 歳以上の方が、市が高齢者の相談や支援を十分に行っていると思う割合(わからない・無回答を除く)	%	国上市市民意識調査	62.6 (2024 年度)	75.0	75.0
単身世帯における今後、施設等の入所を検討していない方の割合	%	在宅介護実態調査	75.7 (2022 年度)	75.0 (2025 年度)	75.0 (2028 年度)

＜展開方向３：医療・介護が必要な高齢者が住み続けられる基盤の整備＞

【目的】

加齢に伴い、医療や介護が必要になった高齢者が安心して地域で暮らせるようにします。

【手段】

- ◆医療と介護、保健が連携した在宅療養の支援体制を整備します。
- ◆地域の高齢者が身近にかかりつけ医を持てるよう、周知啓発の取り組みを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合	%	介護保険事業状況報告月報(各年度の 1 月分)	88.1 (2024 年度)	88.0	88.0
診療所による看取りの実施件数(高齢者人口 10 万人対比)	件	厚生労働省・在宅医療にかかる地域別データ集	88.4 (2023 年度)	102.9 (2026 年度)	117.3

展開方向 4：認知症の方が暮らしやすいまちづくりの推進＞

【目的】

認知症の方も一人の住民として尊重され、生きがいと役割をもって自分らしく生活し、地域で活躍できるよう支援します。

【手段】

- ◆市の認知症ケアの指針として新たに国立市認知症施策推進基本計画を策定します。
- ◆認知症になったときや、その疑いのある方が、適切に医療につながりケアを受けられるよう取り組みます。
- ◆地域全体で認知症の方のやりたいことや希望を大切にして、その人らしい生活を支える取組みを包括的に進めます。
- ◆認知症の特徴や認知症の方への対応などについて市民へ周知・啓発を行います。
- ◆認知症の方の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援するとともに、高齢者の人権が守られるよう、必要な措置を講じます。(展開方向 5 の手段の再掲)

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
認知症で独居の高齢者の住み慣れた地域での生活継続割合	%	介護保険認定データ	41.8	45.0	50.0
実際に在宅で認知症の方を介護している方のうち、今後の不安に感じる項目として、認知症状への対応を挙げた人の割合	%	在宅介護実態調査	45.6 (2022 年度)	40.0 (2025 年度)	35.0 (2028 年度)

＜展開方向 5：介護保険制度の適正な運営と高齢者支援の体制整備・充実＞

【目的】

持続可能な介護保険制度の運営を行うとともに、生活、介護、医療等の総合的な相談にきめ細やかに対応することにより、住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるようにします。

【手段】

- ◆必要な市民が必要なときに必要な介護保険サービスを利用できるよう、円滑に制度を運営します。
- ◆介護基盤の整備として、不足している種別の介護保険事業所の誘致、整備を進めます。
- ◆深刻化している介護人材不足の状況に対し、国や都との役割分担のなかで、生産性の向上を含む国立市として必要な介護人材確保対策を検討し、介護保険事業所の安定的・継続的運営を支援します。
- ◆介護保険給付や介護認定について、将来にわたって適正な状態を維持します。
- ◆地域包括ケアの推進に向けて、地域におけるネットワークを構築・強化し、市民の相談を幅広く受け付けて適切なサービスや制度利用につなげる相談支援体制の一層の強化を図ります。
- ◆変化する社会課題に対応した地域づくりや地域の資源開発を行います。
- ◆高齢者の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援するとともに、高齢者の人権が守られ

るよう、必要な措置を講じます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
85 歳以上の高齢者のうち、要介護 2 以上に認定されている人の割合	%	介護保険事業状況報告月報(各年度の 1 月分)	27.7 (2024 年度)	26.7	26.0
市が高齢者の相談や支援を十分に行っていると思う高齢者の割合(わからない・無回答を除く)	%	国立市市民意識調査	62.0 (2024 年度)	75.0	75.0

基本施策 11 しょうがいしゃの支援

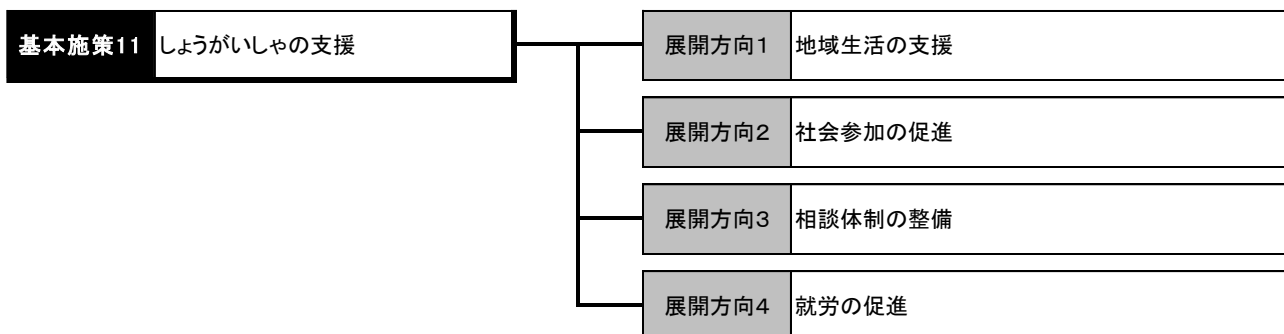
【施策統括課：しょうがいしゃ支援課 主な関係課：福祉総務課】

<現状と課題>

- 国は、障害者及び障害児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指し、制度を整備してきました。
- 令和 5 (2023) 年、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とする「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。また、令和 6 (2024) 年 4 月、「障害者差別解消法」が一部改正され民間事業者における合理的配慮提供が義務化されたことや、令和 7 (2025) 年 6 月、「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されるなど、障害福祉行政に関わる制度改正が相次いでいます。
- 国立市における「身体障害者手帳」の所持者数は、令和元(2019)年以降、横ばいの状況にあり、令和 5 (2023) 年では 1,936 人、令和元(2019)年の 1,940 人と比べて 0.2%(4 人)減少しました。また、知的しょうがいの方の「愛の手帳」の所持者は増加傾向が続いており、令和 5 (2023) 年では 678 人、令和元(2019)年の 579 人と比べて 17.0%(99 人)増加しています。さらに、「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付を受けている方についても、令和 5 (2023) 年では 1,765 人、令和元(2019)年の 1,448 人と比べて 21.9%(317 人)増加しています。
- 平成 27(2015)年 9 月、平成 17(2005)年の「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の理念を基にした「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を制定(平成 28(2016)年 4 月施行)しています。また、令和 5 (2023) 年 9 月には、手話言語に対する理解促進や、手話言語を必要とする市民が手話言語を使用しやすい環境構築等を目的とした「国立市手話言語条例」を制定しています。
- しょうがいのある方の日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消には、合理的配慮の提供が欠かせませんが、多様かつ個別性の高いものであるため、適切な対応を行うため、市民一人ひとりが、しょうがいに対する理解を深めることが求められています。
- しょうがいのある方が地域の中で安心して暮らしを続けることができるよう、国の制度改正を踏まえつつ、今後も引き続き、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を行う必要があります。

<施策の目的及び体系>

しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。



<展開方向1：地域生活の支援>

【目的】

しょうがいしゃが地域であたりまえに生活し続けられるよう持続可能な支援を目指します。

【手段】

- ◆日常生活に不可欠な福祉サービス等の支給については、個々の状況に応じ、必要性や優先度も考慮しながら実施します。
- ◆市民や事業所に対し社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮提供に関する理解促進の取組を行います。
- ◆しょうがいしゃの入所施設や病院等からの地域移行を支援するため、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
施設入所から地域移行したしょうがいしゃ数 (平成 29 (2017) 年 10 月からの累計)	人	しょうがい福祉計画活動実績	6 (2024 年度)	10	12
1 年以上の長期入院患者数	人	地域精神保健医療福祉資源分析データベース (ReMHRAD) 在院者の状況	60 (2023 年度)	53	51

<展開方向 2：社会参加の促進>

【目的】

外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。

【手段】

- ◆限られた資源を有効に活用しながら、しょうがいの特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援を行います。
- ◆しょうがい児に関するサービス支給については、就労家庭からのニーズの高まり等状況の変化を捉え、効果的な支援を実施します。
- ◆日中活動への支援については、既存団体及び事業所との連携を強化し、支援の重複を避け効果的に実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
地域生活支援事業による通所先の延べ利用人数	人	地域活動支援センター実績報告	5,547 (2024 年度)	7,268	8,322
障害者総合支援法に基づく通所施設数(福祉就労)の支給決定者数	人	生活介護・自立訓練・就労継続支援・就労移行支援の支給決定者数	524 (2024 年度)	594	640
児童福祉法に基づく通所の支給決定者数	人	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定者数	360 (2024 年度)	598	776

<展開方向 3：相談体制の整備>

【目的】

当事者やその家族等からの相談に対し、重点的かつ効率的に対応できる体制を構築し、生活のしづらさや困難が軽減できるようにします。

【手段】

- ◆自立支援協議会¹¹を中心に、相談支援事業所や一般相談を委託する事業所との連携を強化します。
- ◆しょうがいしゃ虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。
- ◆相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。
- ◆地域の相談支援の拠点となり、総合的な相談業務や支援のコーディネーター機能を担う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

¹¹ 関係機関・団体、しょうがい者等により構成される。当市では全体会と地域課題協議部会でしょうがい者の社会参加機会確保、関係機関連携強化、課題整理・対応等について協議している。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
障害福祉サービス等支給決定者数	人	介護給付、訓練等給付、地域相談、障害児通所の支給決定者数	1,178 (2024 年度)	1,455	1,627
計画相談支援等の利用率	%	障害福祉サービス等支給決定者数のうち計画相談支援等を利用している者（児）の割合	57.9% (2024 年度)	61.0	65.0
自立支援協議会の開催回数	回	同左	4 (2024 年度)	8	12

＜展開方向 4：就労の促進＞

【目的】

しょうがいしゃの一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。

【手段】

- ◆個別の就労支援事業を継続します。
- ◆しょうがいしゃや企業個々の相談支援等をハローワーク等関係機関との連携により推進します。
- ◆取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市就労支援事業により一般就労したしょうがいしゃ数	人	就労支援実績報告	12 (2024 年度)	12	13
福祉就労から一般就労へ移行した人数	人	日中活動系サービス推進事業補助金実績報告及びアフターフォローの状況	30 (2024 年度)	33	36
市主催の企業向け研修実施回数	社	同左	0 (2024 年度)	1	2

基本施策 12 包摂的な地域づくりと包括的な相談支援

【施策統括課：福祉総務課

主な関係課：生活福祉担当、しょうがいしゃ支援課、地域包括ケア推進担当、健康まちづくり戦略室、子育て支援課】

＜現状と課題＞

- 地域共生社会の理念・概念が提唱され、国において本格的な取り組みが開始されてから 10 年が経過します。この間、地域共生社会の実現に向けては、平成 29(2017)年の社会福祉法改正により、全市町村に対して包括的な支援体制整備を努力義務化するほか、令和 2(2020)年の法改正において、重層的支援体制整備事業を創設するなどの取組が進められてきました。
- 厚生労働省において設置した「地域共生社会の在り方検討会議」の中間報告においては、2040 年の社会の在り方を含めて検討を要する事項として、①地域共生社会の更なる展開に向けた対応②身寄りのない高齢者等への対応③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性④社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方⑤社会福祉における災害への対応、などを検討事項として挙げています。
- 市においては、国の動きに先駆け平成 26(2014)年に福祉総合相談窓口「ふくふく窓口」を設置し、国立市社会福祉協議会においては、地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー。略称 CSW^{1 2})を配置し、地域を含めた包括的な支援体制整備に取り組んできました。
- 令和 6(2024)年度からは重層的支援体制整備事業を開始し、①包括的相談支援事業②地域づくり事業③参加支援事業④アウトリーチを通じた継続的支援事業⑤多機関協働事業を実施しています。また、市民の困りごとをトータルで支援するため、庁内の様々な部署のほか、ハローワークや社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO、民生委員や関係機関等多職種と連携する体制を継続して実施しています。重層的支援体制整備においては、包括的相談支援体制と地域づくりの取組を一体として構築することとされており、今後地域の包摂性を高める取り組みが求められています。
- 身寄りのない高齢者等が抱える課題として、住まいに関すること、身元保証や緊急連絡先の確保、終活に関すること、死後事務に関することなどが挙げられています。厚生労働省において、令和 6(2024)年度から日常生活支援、円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務の支援を総合的なパッケージとして提供するモデル事業を実施しており、今後全国展開が見込まれています。市では令和 7(2025)年 9 月より総合的な住まいの相談窓口を開設し、住まい相談をふくふく窓口の 1 機能として位置付けました。その他の機能について、国立市社会福祉協議会とともに検討していく必要があります。
- 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実については、令和 8(2026)年度を目途に、現行の成年後見制度の改正が見込まれており、あわせて総合的な権利擁護施策について検討を進めることとされています。市では、これに先立ち、「人生の主人公は本人」をキーワードに、意思決定支援を重視した「国立市権利擁護支援計画」の策定を進めています。
- 全国の生活保護受給者数の状況は、令和 7(2025)年 2 月時点(概数)では、被保護者数が 1,998,606 人、被保護世帯数が 1,646,229 世帯となっています。また、前年同月比で被保護受給者数は 0.9%減、被保護世帯数は 0.2%増加しており、被保護者数は、平成 27(2015)年 3 月を

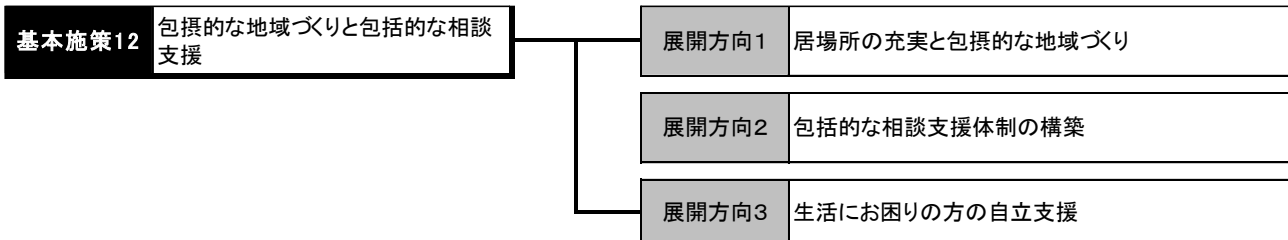
^{1 2} 地域における個別課題やニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会等と連携・調整しながら、地域が自ら地域の課題を解決できる様に導く役割を果たす者。

ピークに、緩やかに減少に転じています。一方、国立市の状況は、被保護世帯数が増加する一方、被保護者数は横ばい傾向であり、令和 7(2025)年 2 月時点の被保護者数は 1,171 人、被保護世帯数は 991 世帯です。

- コロナ禍が明け、物価高騰による生活不安が広がる中で、生活保護制度の意義、果たす役割は非常に大きくなっています。生活保護は、憲法第 25 条に規定されている生存権を具現化するものです。国立市行政があらゆる取り組みの基底と位置づけるソーシャルインクルージョンの理念のもとに、市民が安心して幸せに暮らすことができるよう、生活保護行政を運営していくことが求められています。
- 国立市の生活福祉行政においては、平成 30(2018)年度に生活保護業務の不適正な事務処理が明らかになり有識者外部委員による再発防止策の検討を行いました。令和 3(2021)年度からは「国立市生活保護行政等運営審議会」とし、引き続き国立市の生活保護行政が適切に運営されているか、より良くするための取組がなされているかの検証を行っております。生活保護法の目的である「健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」ために、国立市の生活福祉行政がより良いものとなるよう、組織として取り組んでいかななくてはなりません。
- 生活保護受給世帯は、分類上、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯に分類されます。全国的に高齢者世帯の伸びが著しく、それ以外の世帯は減少傾向であるものの、国立市では、高齢者、母子、障害者、傷病者のいずれにも属さない「その他の世帯」の比率が高めであり、増加傾向にあります。生活困窮者自立支援法に基づく自立支援施策の取り組みとともに、生活保護受給者に対する自立支援施策の取り組みを行っていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

ソーシャルインクルージョンの考え方を地域で共有し、多様な主体との連携・協働に根ざして、包括的相談体制と包摂的な地域づくりを一体的に進めます。



<展開方向1：居場所の充実と包摂的な地域づくり>

【目的】

地域の包摂性を高め、地域の課題を地域自ら考え、多くの主体と協働し解決できるまちを目指します。

【手段】

- ◆地域における福祉ニーズの把握や福祉施策の推進において、中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じ、居場所活動など地域の住民同士のつながりが強まるよう支援します。また、居場所を中心とし、相談機関につながる体制や日常生活支援を主体的に実施する体制への支援を実施します。
- ◆くにたち福祉サポーター等、主体的に地域課題に向き合う地域福祉人材育成及び地域の活動へのマッチングを支援します。
- ◆成年後見制度の見直しに合わせ、総合的な権利擁護支援策の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027 年度	2029 年度
福祉活動に取り組んでいる市民の割合	%	国立市市民意識調査	12.4 (2024 年度)	12.7	12.9
グループ活動や地域活動に参加していない市民の割合	%	国立市市民意識調査	66.0 (2024 年度)	63.0	61.0
くにたち福祉サポーターの人数（累計）	人	同左	142 (2024 年度)	170	190
相談機能のある居場所数	か所	くにたち福祉サポーターが関わる居場所数	0	10	20

＜展開方向 2：包括的な相談支援体制の構築＞

【目的】

制度の狭間に陥ることがないように、生活や福祉に関する総合的な相談を広く受け止め、包括的・重層的に支援します。

【手段】

- ◆庁内各相談部署や社会福祉協議会が連携し、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援体制を構築します。
- ◆各相談窓口の対応力・連携力を向上するため、各職員のスキルアップを図ります。
- ◆コミュニティソーシャルワーカー等を配置し、地域で困難を抱えながらも相談できずに困っている市民に対し、多様な主体との連携の下、アウトリーチや参加支援等適切な支援を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市が福祉的な困りごとの相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合(わからない・無回答を除く)	%	国立市市民意識調査	72.06 (2024 年度)	75.0	77.0

＜展開方向 3：生活にお困りの方の自立支援＞

【目的】

生活上の様々な課題を抱えた市民が、その課題を解決し自立(経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を含む)できるよう、寄り添って総合的に支援します。

【手段】

- ◆憲法第 25 条に規定されている生存権を具現化する生活保護行政をより良いものとし、ソーシャルインクルージョンの理念の下、市民が安心して幸せに暮らすことができるよう支援を行います。
- ◆生活困窮者の自立を支援するための相談・住居確保給付金・家計改善・就労支援・就労準備支援など総合的な取組を実施するとともに、子どもの居場所・学習支援事業を実施し、貧困の連鎖を断ち切るための施策を推進します。
- ◆住居確保給付金や受験生チャレンジ支援貸付など、手当・助成の給付や貸付の受付を行うとともに、必要な方が手続きできるよう周知広報を充実させます。
- ◆地域の事業者の協力を得ながら、就労体験や超短時間雇用など様々な形での仕事への関わり方を地域に広げ、地域全体でソーシャルファームの理念をもとにした「やさしい雇用」の実現を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
プラン作成者のうち自立に向けての改善が見られた者の割合	%	同左	77.3	90.0	90.0
子どもの学習・生活支援事業の利用者数	人	同左	40	40	40

【政策 5】地域・安全

基本施策 13 防災体制の充実

【施策統括課：防災安全課 主な関係課：総務課、福祉総務課、ごみ減量課、都市計画課、教育総務課】

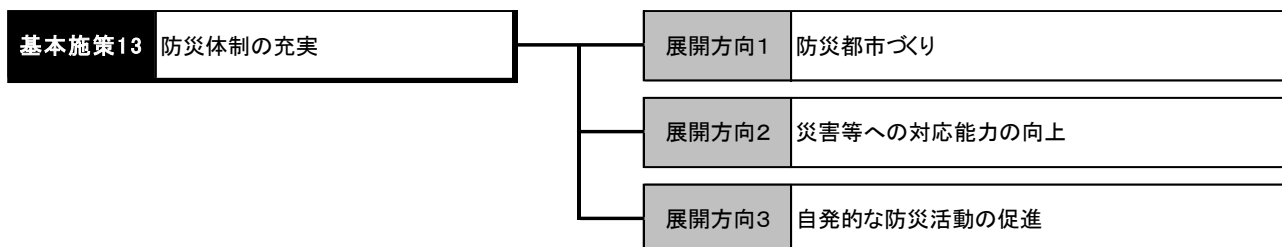
<現状と課題>

- 平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、熊本地震や能登半島地震など日本各地で大きな地震災害が発生しています。災害対策基本法では、能登半島地震などの過去の災害を踏まえた法改正が行われ、自治体の責務として防災計画の作成や訓練の実施、住民の責務として災害の生活必需品の備蓄や防災活動への参加を定めています。
- 東京都では、平成 28(2016)年に発生した熊本地震をはじめ、近年発生した大地震の教訓等の具体化、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりや ICT 等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取り組みを反映し、震災対策の実行性を更に向上させる観点から「東京都地域防災計画震災編」を令和 5(2023)年 5 月に修正しました。
- 東京都が令和 4(2022)年 5 月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩直下地震(設定条件：冬の夕方 18 時、風速 8m/秒)の発生による国立市の人的被害は死者が 14 人、負傷者が 236 人に上ると推計されています。
- 国立市では、市・都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした国立市総合防災計画について、令和 5(2023)年 5 月に国立市防災会議において、災害時における各組織の役割を明確にすることで迅速な対応ができるよう活動体制を見直すことや、被害想定の変化や法改正への対応を行うため、計画の修正をしています。
- 災害時の避難等に支援が必要な要配慮者のために、平成 25(2013)年度から避難行動要支援者名簿の作成が市に義務付けられ、令和 3(2021)年度からは避難行動個別避難計画の作成が努力義務となりました。避難行動要支援者名簿の整備を行いながら個別支援計画の作成を進めていく必要があります。
- 市内には主に自治会、町内会を母体とした 27 の自主防災組織があり、火災発生時の初期消火はもとより、災害発生時には地域の災害活動の中心的な役割を担うことになります。平常時には貸与された資機材を使った訓練を行い、災害発生時は指定避難所において避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たります。
- 消防団についても、日常の火災対応はもとより、地域の災害対応での活躍が期待されており、発災時には、消火活動と合わせて捜索や救助・救出活動も担うことになります。また、災害時には女性視点で災害対応を考えることが求められています。
- 近年、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に加え、気候変動に伴い全国的に風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっている中、いつどこで起きるのか分からない災害時の被害を最小限に抑制するためには、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う自助・共助に根ざした防災活動の体制づくりをより一層積極的に推進する必要があります。また、水害時の市民一人ひとりの防災行動計画を定める「マイタイムライン」の考え方では自治体が発信するハザードマップなどの災害情報や、災害時の正確で迅速な情報発信が求められています。

- 大規模地震や水害に加えて富士山の噴火など大規模噴火の際の防災施策についても検討が求められています。
- 平成 29(2017)年には、減災対策推進プロジェクトを立ち上げ、国立市の災害特性を考慮し、効果的に災害による被害を防ぎ、減少させるための具体的な対策をまとめた減災対策推進アクションプランを策定しました。発災時の被害を最小限にとどめるため、引き続き減災の取組を推進する必要があります。
- 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成 25(2013)年 5 月に国立市国民保護計画を策定しました。この計画は、外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロなどが発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活などに及ぼす影響を最小にするための措置などを定めたものです。対象となる事態になった場合に、住民の避難や救援を行うことが想定されています。

<施策の目的及び体系>

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑えることができる安心・安全なまちを目指します。



<展開方向1：防災都市づくり>

【目的】

火災や地震など災害時の被害を減少させる災害に強い都市を作ります。

【手段】

- ◆災害時の被害を最小限に抑えるため、延焼遮断機能の確保を推進します。
- ◆災害時における避難及び緊急車両の通行を円滑に行うため、狭あい道路の拡幅整備を促進します。
- ◆震災時における火災の延焼を抑えるため、火災危険度の高い地区を重点的に、出火防止及び延焼防止の対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
地震や災害が起こった時に生命・財産が守られると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	32.3 (2024 年度)	40	42.5

＜展開方向２：災害等への対応能力の向上＞

【目的】

災害時等の初動体制を充実させ、市民及び市職員の災害対応能力の向上を推進します。

【手段】

- ◆各種災害対応マニュアルの作成・検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- ◆備蓄計画に基づき、想定される避難者数に対応できる計画的な備蓄を推進します。
- ◆計画的に訓練を企画・実施することで、対応能力の向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
備蓄数(食料)	食	市において備蓄している食料の数	117,406 (2024 年度)	118,000	118,000
市民の防災訓練参加者数	人	防災訓練に参加した市民の数	1,616 (2024 年度)	毎年度 3,000 人 以上	毎年度 3,000 人 以上

＜展開方向３：自発的な防災活動の促進＞

【目的】

地域の防災力を強化し、災害時における要配慮者の支援を円滑に行うとともに、市民の防災意識の向上による自発的な防災活動を促進します。

【手段】

- ◆自主防災組織の活動を強化するとともに、地区防災計画策定を推進します。
- ◆地域での要配慮者支援事業の展開や避難行動要支援者名簿の効果的な活用、避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定を進めることにより、要配慮者の支援体制を強化します。
- ◆風水害は地震災害と異なり、事前にある程度予測が可能な災害であることから、住民が正確な知識を持ち、行動できるよう周知啓発を図ります。
- ◆日頃からの防災関連情報の発信を強化するとともに、防災教育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
自主防災組織数	組織	同左	27 (2024 年度)	30	30
防災対策をしていない市民の割合	%	国立市市民意識調査	18.0 (2024 年度)	16.0	14.0

基本施策 14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備

【施策統括課：防災安全課 主な関係課：まちの振興課】

<現状と課題>

- 法務省の「令和 6 年度版犯罪白書」によると、刑法犯の認知件数は、平成 8 (1996) 年から毎年戦後最多を記録し、平成 14 (2002) 年には 285 万 3,739 件にまで達しましたが、平成 15 (2003) 年に減少に転じ、平成 27 (2015) 年から令和 3 (2021) 年までは戦後最少を更新していました。しかし、令和 4 (2022) 年から増加に転じ、令和 5 (2023) 年も引き続き増加しています。
- 国立市の令和 4 (2022) 年以降の刑法犯認知件数は、令和 4 (2022) 年に 341 件、令和 5 (2023) 年に 358 件、令和 6 (2024) 年に 361 件と前年を上回る傾向が続いております。令和 6 (2024) 年における刑法犯認知件数を主な罪種別にみると、「自転車盗」が 136 件で全体の 37.7% を占め、次いで「万引き」の 39 件 (構成比 10.8%)、「詐欺」の 33 件 (構成比 9.1%) の順となっています。
- 近年においては、求人サイトや SNS を悪用して離合集散を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ」による特殊詐欺¹³や強盗事件など、新たな犯罪集団による被害が発生しています。
- 国立市では、平成 26 (2014) 年 5 月に警視庁立川警察署との間で、「①市と署との間の相互連携強化」、「②市民の防犯意識の向上や自主的な防犯活動の推進に対する支援」、「③犯罪情報等に関して可能な範囲内での市と署の相互提供」などについて定めた「国立市安全安心まちづくりに関する覚書」を締結し、警察との連携の下、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。また、社会全体の協力・連携による暴力団排除の活動に取り組み、市民の安全で平穏な生活を確保するため、平成 26 (2014) 年 4 月に「国立市暴力団排除条例」を施行しました。
- 自転車盗や侵入窃盗など、日常生活の身近なところで発生する犯罪を未然に防止するため、子どもから高齢者に至るまで市民のライフステージに応じた体系的な防犯教育を推進するとともに、地域での見守りの強化など犯罪が発生しにくい環境を整える必要があります。特に、国立市において被害の大きい特殊詐欺については、件数及び被害の減少に向けた重点的な取組が必要となります。
- 特に特殊詐欺については、継続して被害が発生しており、減少しない特殊詐欺被害を防止するため、広報啓発を一層推進するとともに、立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会等と協働した取り組みを推進し、社会全体で特殊詐欺の被害を防止する機運の醸成を図る必要があります。
- 近年ではスマートフォンの普及によりインターネットの通信販売や SNS を利用する方が増加しており、それらに関連する新たな消費者トラブルが多発しています。
- 全国の消費生活センター等に寄せられた「通信販売」に関する消費生活相談件数は、年々増加傾向にあり、令和 6 (2024) 年度には消費生活相談全体の 3 分の 1 程度を占めています。
- 現在、国立市では、消費生活に関する相談や商品の苦情等に専門の相談員が対応する「国立市消費生活相談センター」を開設しているとともに、消費者被害を防止するため、相談機能の強

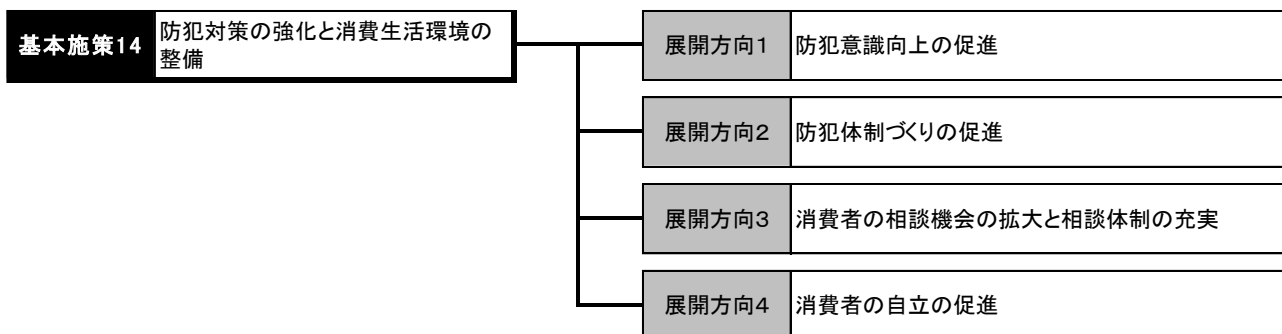
¹³ 被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪 (現金等を脅し取る恐喝も含む) の総称であり、その代表的なものが振り込み詐欺 (オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺) である。

化や出前講座等の啓発活動に取り組んでいます。

- 消費生活相談件数は、平成 30(2018)年度には 595 件となっていましたが、令和 6 (2024)年度は、484 件と減少傾向にあります。
- 情報通信に関連する新しい消費者トラブルなど、全国的に消費者を取り巻く社会環境が大きな変化を続けており、国立市においても子どもから高齢者まで、より多くの市民が様々な消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高まっていくことが懸念されます。
- 消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の維持・強化に努める必要があります。

<施策の目的及び体系>

生活上の安心・安全を確保するため、市民・地域・行政が協力して防犯対策を行い、犯罪が発生しにくいまちを目指します。また、市民が消費生活に関する情報を得ることができ、必要に応じて相談できるとともに、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指します。



<展開方向1：防犯意識向上の促進>

【目的】

市民の防犯意識を向上させることで、自主的な防犯対策を促進し、犯罪被害の減少につなげます。

【手段】

- ◆市内で発生している犯罪の特徴に応じた啓発活動を実施することにより、効果的に市民の防犯意識の向上を図ります。
- ◆高齢者の見守りの活動や消費生活の出前講座など多様な機会を捉えて市民への啓発活動を実施することにより、特殊詐欺被害の軽減を図ります。
- ◆特殊詐欺対策としての自動通話録音機の貸与を行い、被害の抑制を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027 年度	2029 年度
何らかの防犯対策を行っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	80.6 (2024 年度)	87.0	90.0
特殊詐欺被害件数	件	同左	33 (2024 年度)	10	5

<展開方向 2：防犯体制づくりの促進>

【目的】

犯罪発生情報を市民と共有し、関係機関との連携を強化することにより、犯罪が起こりにくい環境を作り、防犯体制の確立を目指します。

【手段】

- ◆くにたちメールによる不審者や特殊詐欺等の発生情報の提供を行います。
- ◆立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会及び地域との連携を強化します。
- ◆自治会等に対して、防犯灯等の防犯設備への補助を行います。
- ◆商店街等に対する安心安全カメラの整備補助など、犯罪の抑制となる取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市内の刑法犯発生件数	件	東京都の自治体別刑法犯発生件数(警視庁)	361 (2024 年度)	300	200
くにたちメール登録者数	人	同左	9,517 (2024 年度)	10,000	10,000

<展開方向 3：消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実>

【目的】

消費者の相談に迅速に対応するとともに、消費者の多様化する相談ニーズに対応します。

【手段】

- ◆消費者からの相談受付体制を整備します。
- ◆消費者相談員の相談スキル向上に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
消費生活相談件数	件	国立市の消費生活相談センターが受付した相談件数	484 (2024 年度)	毎年度 500 件以上	
過去 1 年間に消費生活に関する被害にあったことのある市民の割合	%	国立市市民意識調査	5.5 (2024 年度)	5.2	5.0

<展開方向 4：消費者の自立の促進>

【目的】

市民が自らの自覚と判断により、消費者トラブルを回避できるよう支援します。

【手段】

- ◆消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、出前講座、出張相談等を積極的に展開します。
- ◆市報やSNS等で消費生活に関する情報を発信することにより市民への情報提供を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合	%	国立市市民意識調査	80.9 (2024 年度)	87.0	91.0
出前講座等により消費生活に関する情報を得られた人数	人	出前講座等の参加者数	66 (2024 年度)	毎年度 100 人以上	

【施策統括課：まちの振興課

主な関係課：福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、子育て支援課、公民館】

<現状と課題>

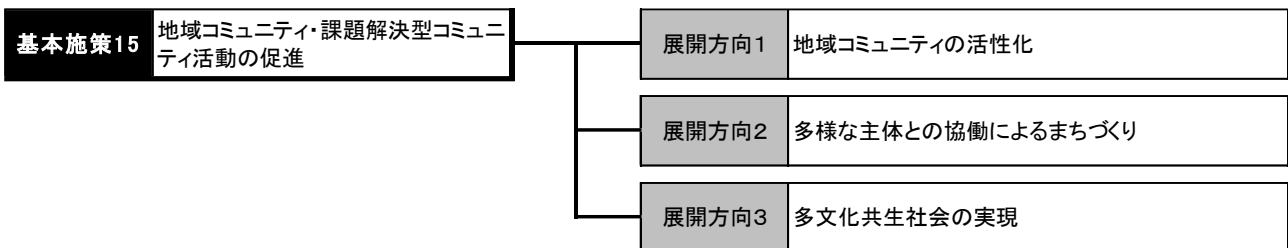
- これまで地域の実情に応じた住み良いまちづくりを推進する上では、住民に最も身近な地域コミュニティの基礎的単位である自治会、町内会等が主要な担い手となり、防災・防犯、環境美化、祭り・イベント、子育て支援、高齢者の見守りなど、様々な分野で活発な活動を展開していました。
- しかし、国立市においては、他の都市部と同様に、地域のつながりの希薄化、市民生活や価値観の多様化、少子高齢化の進行等により、自治会・町内会の加入率は、令和6(2024)年度で22.8%と、依然として低下しています。近年、高齢化が進む中で独居高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることから、孤立化防止のため地域での見守りが求められています。
- 地域の見守りや防災・防犯など、今後さらに個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、これらの課題に迅速かつきめ細かく対応するためには、コミュニティ力が求められます。そのため、地域の課題を解決し、より良い地域社会づくりに向けて、自主的・自発的な活動に取り組む新たな担い手や団体の発掘と育成に努める必要があります。また、市民・地域・市民活動団体・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。
- コミュニティ施設については、施設利用者のニーズを把握しながら、既存施設を有効に活用していく必要があり、各地域におけるコミュニティ活動の活発化にも結びつくよう、ハード・ソフトの両面から、既存コミュニティ施設の機能向上や有効利用を促進するための取組を強化する必要があります。一方で、他の公共施設の改築に合わせて公共施設の複合化による効率化を進める必要があります。
- 近年、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等を背景に、全国的に地域社会が抱える課題が複雑化・深刻化しているとともに、社会保障関係費の増大等によって、行政の人的・財政的な制約が強まっています。
- このような状況下において、行政だけでは解決できない課題等に対して、市民・地域・市民活動団体・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、また、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。
- 市・市民・地域・市民活動団体・事業者等の横の連携を生み出すために、交流の機会の創出とCSWやボランティアセンターを含む広域連携の推進を目指す必要があります。
- 今後さらに多様化・深刻化していくと見込まれる地域社会が抱える課題に対し、迅速かつきめ細かく対応するためには、様々な機会を捉えて市民の意見を聴取し、また、より広範な分野で市民・地域・市民活動団体・事業者等との市民参加(市民参画)と協働によるまちづくりを積極的に推進していくための仕組みを強化することが必要です。
- 国立市の外国人人口は、令和6(2024)年度末には2,055人となっており、「やさしい日本語」は外国人住民を含む多くの方とのコミュニケーションに資するものであることから、啓発に努

める必要があります。

- 日本語学習支援、生活相談、就学時・災害時での多言語での情報提供、健康相談・医療機関での多言語対応、居住支援や入居差別の解消など、言語だけでなく、性、年齢、しょうがい、民族、国籍・出身地、宗教など、ソーシャル・インクルージョンの観点から、多様なマイノリティに配慮した社会づくりに取り組むことが求められています。

<施策の目的及び体系>

地域コミュニティ（自治会・町内会・地域における共同体）や、市民活動等課題解決型コミュニティとの連携を強化し、地域の課題解決を図ります。自治体政策全体を見直す基礎的な観点として多文化共生を位置づけ、外国人市民が地域で孤立することなく受け入れられ、相互交流できるまちを目指します。



<展開方向1：地域コミュニティの活性化>

【目的】

地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会・町内会の組織や活動を維持・強化し、コミュニティ力を高めるとともに、これらの組織が地域で積極的に活動する場を整えます。

【手段】

- ◆防災・防犯など、生活に役立つ情報を自治会・町内会に提供します。また、市ホームページや広報等を活用して自治会・町内会の活動を支援します。
- ◆多様な主体の協働による取組や地域資源（人材・物資・資金・情報）を効果的に活用したコミュニティ活動を促進します。
- ◆コミュニティ施設について、多世代の方がより利用しやすい施設とするため、地域住民・団体の意見を聞いた上で利便性を向上させるとともに、コミュニティ施設の整備計画の策定に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
自治会・町内会加入率	%	自治会、町内会加入世帯数／全世帯数	22.8 (2024 年度)	23.1	23.3
コミュニティ施設利用者数	人	地域集会所、地域福祉館、地域防災センターの延べ利用者数	132,211 (2024 年度)	138,000	142,000

<展開方向２：多様な主体との協働によるまちづくり>

【目的】

多様な主体による協働を進めることにより、地域社会が抱える課題に迅速かつきめ細かに対応します。

【手段】

- ◆より広範な分野において、市・市民・地域・市民活動・事業者等が連携を強化することで共助社会づくりに取り組みます。
- ◆市民活動に関する相談支援体制を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市と市民活動団体等との協働・連携実績件数	件	同左	212 (2023 年度)	232	242

<展開方向３：多文化共生社会の実現>

【目的】

外国人市民が快適に生活できる環境を整えるとともに、日常的に外国人市民と交流することにより、相互理解を進めます。

【手段】

- ◆外国人の方の生活上の不安等について、その把握する手法等について検討していきます。
- ◆地域の国際交流団体や大学等との連携を図り、在住外国人との相互理解を図る活動を支援します。
- ◆地域の国際交流団体や一橋大学等と連携した懇談会・講座・レクリエーションなど、在住外国人と市民が交流する機会をつくります。
- ◆多言語対応や「やさしい日本語」を活用して、外国人にも伝わりやすい情報発信に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
いつもの生活のなかで、言葉や文化の違いによって困ると感じている市民の割合	%	国立市市民意識調査	5.7 (2024 年度)	5.1	4.7

【政策 6】環境

基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり

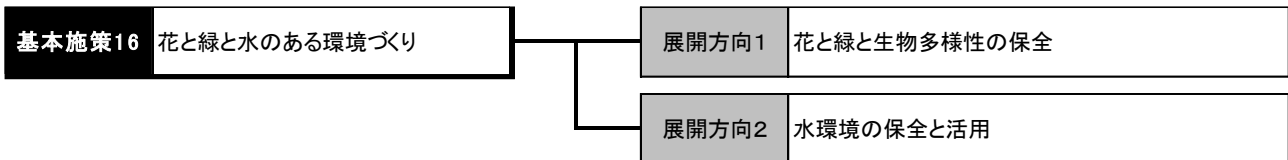
【施策統括課：環境政策課 主な関係課：下水道課、都市農業振興担当、農業委員会事務局】

＜現状と課題＞

- 令和 6 (2024) 年 5 月、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度(ウェルビーイング)の向上等の課題解決に向けて、都市における緑地の質や量の両面での確保について推進が求められることになりました。
- 東京都は「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、行政だけでなく、都民や企業とともに、緑を未来に継承していくため、100 年先を見据えた緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を令和 5 (2023) 年 7 月に始動し、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取り組みを推進しています。
- 「国立市緑の基本計画」は策定から 20 年が経過し、社会情勢や緑を取り巻く状況も変化したことから、前計画をアップデートするとともに、これまでの施策の整理と市民の緑に対する意識やニーズを踏まえつつ、市民アンケート調査やワークショップを開催することで市民意見を反映し、緑の基本計画を改定しました。
- 令和 5 (2023) 年に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、生物多様性の損失を止め、回復させていく「ネイチャーポジティブ」の考え方が示され、今回の緑の基本計画改定に当たっては、生物多様性保全を最重要項目の一つとして捉え、「生物多様性地域戦略」を策定しました。
- これまで国立市では、大学通り緑地帯、崖線樹林地、谷保の城山(東京都歴史環境保全地域)、谷保天満宮など拠点となるような緑空間を中心に、その保全に努めてきました。しかしながら、市街化の進展や農地の減少等によって、現在、市内の緑環境は大きく変化してきています。
- 農地や樹林地などの緑被地は、一度失われると新たに創出することが難しいことから、各種制度の活用による農地や樹林地保全、宅地開発時の緑化指導、公共施設や民有地の緑地保全などにより、緑被地面積、緑被率を現状維持していくことを目標とします。
- 国立市は、南部地域に多摩川、矢川をはじめとした多くの河川や用水が存在し、ハケ下には湧水があり、恵まれた水環境を有しています。こうした水辺環境の維持については、生物の生息環境の保全を考慮し、市民参加による維持管理活動等が行える環境づくり、仕組みづくりを進める必要があります。
- 市民や来街者に「くにたち」らしさをしっかりと印象づけ、より多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるよう、今後も引き続き、市民や事業者、地域活動団体など多様な主体との連携・協働の下、市内に残されている貴重な自然環境の保全・再生や新たな緑の創出に取り組む必要があります。

<施策の目的及び体系>

市内外に国立の魅力を印象づける重要な地域資源として、より多くの緑や生物多様性を保全し、市内の貴重な水資源の水量の確保と水質の向上を目指します。



<展開方向1：花と緑と生物多様性の保全>

【目的】

将来にわたって継承すべき貴重な財産として、生物多様性の質向上を目指すとともに、花と緑を大切に守り育て活かします。

【手段】

- ◆市民ボランティアとの協働により、大学通り緑地帯や公園の維持管理に取り組み、まちを彩る花壇整備などを通じて、花と緑がいっぱいのまちづくりを推進します。
- ◆緑や生物多様性の保全を推進するため、市民に関心を持ってもらったり、実際に行動を取ってもらえるよう、情報発信に努めます。
- ◆「崖線樹林地の保全に係る基本的な方針」に基づき崖線樹林地の公有地化を推進します。
- ◆「谷保の原風景保全基金」を活用し、ハケや用水と一体となった景観を織りなす農地を保全します。
- ◆ブロック塀の生垣化や生垣新設について助成し、市街地の景観や都市環境、防災機能の向上を図ります。
- ◆民有地の緑化推進にあたっては、地域の植生に配慮した緑化や、生き物を呼ぶための緑化など、生き物の生息環境の保全と生物多様性の質向上に取り組みます。
- ◆大学通り緑地帯や街路樹の連続性など景観も考慮し、適切な剪定や維持管理に取り組むほか、樹勢状況に応じた更新を検討します。
- ◆立地環境特性や施設の本来機能との調和を図りつつ、公共施設の緑確保を推進します。
- ◆「公園施設長寿命化計画」を踏まえ、公園施設の計画的な修繕・更新を図るほか、矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれている矢川上公園については、区域内の基盤整備の方向性の検討結果を踏まえながら拡充整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027年度	2029年度
緑が十分にあるまちであると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	86.9 (2024年度)	87.8	88.5
生物多様性の言葉の意味を知っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	43.3 (2024年度)	49.8	56.3

<展開方向 2：水環境の保全と活用>

【目的】

矢川や湧水等の水環境を保全し、市民生活に精神的な安らぎや潤いを与えます。

【手段】

- ◆矢川緑地保全地域と滝乃川学園を結ぶ、エコロジカルネットワークの骨格的な回廊として、矢川水域及び生態系の保全を推進します。
- ◆多様な生き物の生息地や回廊として、府中用水域と水田を一体的な自然環境として保全します。
- ◆「矢川おんだし里山保全地域」の指定に基づき、樹林地、用水、湧水、田畑で形成される一体的な自然環境、景観の保全に取り組みます。
- ◆農家の営農支援に向けて、用水路並びに矢川等の水路の機能管理を行います。
- ◆市内に残された貴重な自然資源である矢川や湧水、府中用水などの水環境を市民の憩いの場や学びの場として活用します。
- ◆緑地の保全や雨水浸透ますの設置促進により、地下水のかん養に取り組むほか、定期的な調査・監視を踏まえ、良好な水質を維持するために必要な対策を検討します。
- ◆有機フッ素化合物（PFAS）の地下水汚染問題について、観測地点数の拡大により、実態調査をより細かく実施するとともに、地下水脈流調査を含め、汚染実態の原因究明及び対策を講じることなどを東京都に要望していきます。
- ◆矢川の流量や湧水量、また、雨水かん養対策などについては、立川市とも情報交換し、改善に向けた対応策を研究します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

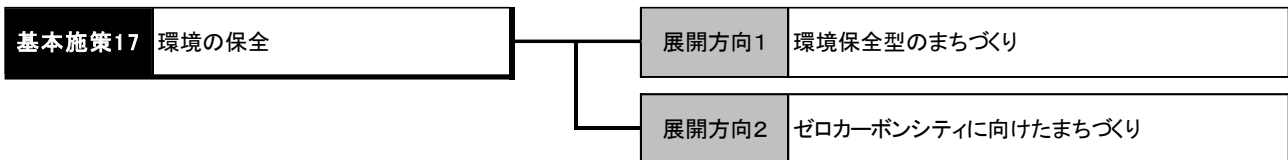
指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
雨水浸透ますの設置割合	基	窓口指導により雨水浸透ますを設置した件数/排水設置申請件数	90.0 (2024 年度)	100	100
矢川・用水・湧水の測定地点における生活環境に係る環境基準の達成率	%	矢川・用水・湧水の水質調査結果(8ヵ所)	100 (2024 年度)	毎年度 100%	

＜現状と課題＞

- 政府の環境施策の大綱を定める第六次環境基本計画が、令和 6 (2024) 年 5 月に閣議決定され、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目標に掲げ、「環境共生型社会」の構築を目指すこととしています。今後の環境政策の展開に当たっては、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において、可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています。
- 国立市では、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 25 (2013) 年 7 月に「国立市環境基本計画」を策定しました。同計画では、行政、市民、事業者及び教育機関が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目的、施策の方向性を示すとともに、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目指しています。
- また、国の地球温暖化対策計画は、令和 7 (2025) 年 2 月に計画の改定が閣議決定され、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスをそれぞれ 60%、73%削減することを目指し、新たな「日本の NDC (国が決定する貢献)」を、気候変動に関する国際連合枠組条約機構 (UNFCCC) に提出しました。
- 東京都は、2050 年ゼロエミッション東京の実現に向け、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減するカーボンハーフを掲げ、令和 7 (2025) 年 4 月から開始する太陽光パネルの設置義務化をはじめとした条例制度に加え、各種施策を拡充してきました。令和 7 (2025) 年 5 月、気候危機の深刻化や社会情勢の大きな変化の中、取組を一層加速するため、2030 年カーボンハーフと素先の未来を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、2035 年までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減 (2000 年比) する新たな目標を設定しています。
- 国立市においては、令和 3 (2021) 年 2 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和 6 (2024) 年 3 月に「国立市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。同計画は、国立市における温室効果ガスの削減及び気候変動への適応推進に向けたもので、省エネルギーや、再生可能エネルギーの導入などによる温室効果ガス削減の取り組みを推進し、令和 12 (2030) 年度までに温室効果ガスの排出量を、市域全体で平成 25 (2013) 年度比で 60%以上削減する目標を定めました。
- 計画で定める目標の達成については、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を促進し、脱炭素まちづくりの推進に向けて、市民、事業者の理解や協力を得ながら、ゼロカーボンシティ実現に向けた横断的取り組みを推進していく必要があります。

<施策の目的及び体系>

より多くの市民が地球環境問題や環境負荷軽減に対する理解を深め、自主的・自発的にエコライフ(環境に配慮した生活)を実践するとともに、常に衛生的で良好な生活環境が保たれているまちを目指します。



<展開方向1：環境保全型のまちづくり>

【目的】

良好な地球環境・生活環境の維持・向上に向け、市民との連携・協働に根ざした取組を推進するとともに、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった公害の発生を防止します。

【手段】

- ◆環境問題に対する市民の理解や関心の醸成に結びつく情報の提供を行います。
- ◆環境に関する学習の機会や活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援します。
- ◆行政として対応が必要な環境問題が発生した場合、関係機関との調整や、解決・改善に向けた働きかけを行います。
- ◆典型7公害の発生防止に向けた監視・指導に継続して取り組みます。
- ◆苦情が発生した場合には、速やかに状況の把握や原因の特定、規制基準の適否等の確認を行った後、発生源に対し速やかな改善指導や助言を行います。
- ◆有機フッ素化合物(PFAS)の地下水汚染問題について、観測地点数の拡大により、実態調査をより細かく実施するとともに、地下水脈流調査を含め、汚染実態の原因究明及び対策を講じることなどを東京都に要望していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027年度	2029年度
環境基準達成率	%	道路騒音に係る環境基準の達成状況	99.6 (2023年度)	毎年度 100%	
公害苦情処理割合	%	処理件数／受付件数×100	100 (2023年度)	毎年度 100%	

＜展開方向２：ゼロカーボンシティに向けたまちづくり＞

【目的】

脱炭素まちづくりの推進に向けて、市民、事業者、行政といった各主体の責務と役割に応じた取組を着実に推進し、令和 12(2030)年度までに温室効果ガスの排出量を、市域全体で平成 25(2013)年度比で 60%以上削減し、2050 年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ(ゼロカーボンシティ)を目指します。

【手段】

- ◆エネルギー消費の少ない製品・サービスの利用等を促進するとともに、環境に配慮した、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を図ります。
- ◆再生可能エネルギー等の導入促進やエネルギーの脱炭素化を図ります。
- ◆電動車の導入促進、公共交通の利便性向上や、自転車の利用促進など、交通の脱炭素化を図り、自動車に依存しないライフスタイルに向けて、安心安全で魅力ある都市空間の確保によるウォーカブルなまちづくりを推進します。
- ◆市民や事業者の理解・協力を得て、多様な主体が脱炭素化の担い手となる脱炭素まちづくりを推進します。
- ◆樹木被覆地などの緑は、植物の蒸発散や緑陰による地表面の温度低減等を通じて、ヒートアイランド現象を緩和し、暑熱対策や気候変動適応対策となることから、緑の確保に取り組んでいきます。
- ◆国立市役所としても、再生可能エネルギーの活用、公共建築物における省エネルギー化の推進、カーボンオフセット事業の推進などに、積極的に取り組んでいきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市の事務事業から排出する温室効果ガスの削減率	%	平成 25(2013)年度の排出量に対する削減率	-33.5 (2023 年度)	-52.1	-61.4
国立市域の温室効果ガス削減率	%	平成 25(2013)年度の排出量に対する削減率	-13.3 (2022 年度)	-42.8	-54.3

<現状と課題>

- 大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。
- 国の第6次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿を「環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築」とし、持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であるとしており、東京都においても、2050 東京戦略において、サーキュラーエコノミーへの移行を推進するとしています。
- 国立市においても循環型社会形成に向け、引き続き、ごみの発生抑制、食品ロス削減、プラスチックごみの資源化などについて行政が先導的な役割を果たしながら、EPR(拡大生産者責任)¹⁴を柱とした 5R¹⁵×Responsibility(責任)の普及拡大に取り組む必要があります。
- 国立市が収集した可燃ごみは、稲城市にある稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で構成する多摩川衛生組合が運営するクリーンセンター多摩川で焼却され、その後の焼却灰は日の出町にある25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚処分場においてエコセメントにリサイクルされ、土木建築資材として活用されています。また、不燃ごみは、市内にある環境センターへ搬入し、分別・破碎・圧縮等の工程を経て、専門業者が引き取り処理されています。
- 国立市は、平成22(2010)年度には埋め立てごみ「ゼロ」を達成し現在も継続中であり、平成29(2017)年9月に家庭ごみ有料化を実施しました。家庭ごみ有料化実施後のごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみの搬出量は、依然として多摩地域の他市と比較して多い方に位置しており、ごみ焼却の中間処理及び最終処分を広域化して他の自治体に依存している状況であることから、中間・最終処分場の延命化やごみ処理過程における環境負荷の低減、限りある資源・エネルギーの有効活用を図るためにもより一層の発生抑制と処理適正化を実施していく必要があります。
- 近年、国内各地で地震や豪雨等の大規模災害に伴う災害ごみも大量に発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、非常時や災害時においてもごみ処理を適正に行うことができるよう平時から備えておく必要があります。

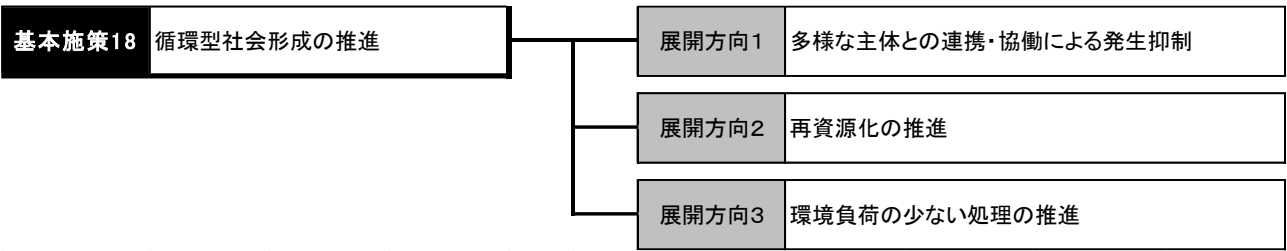
¹⁴ Extended Producer Responsibility の略であり、製品等の生産者に、製品等が廃棄された後の処分やリサイクルに責任を持たせようという考え方。この考え方が推進されることで、生産者は製品等の設計段階からごみになりにくいものやリユース・リサイクルしやすいものを作るようになるため、環境負荷の低い製品等がまちに広がっていき、結果としてごみが減っていくと考えられている。

¹⁵ 「Reduce(リデュース)：ごみになるものを減らす」、「Reuse(リユース)：使い捨てせずにそのままの形状で何度も使う」、「Repair(リペア)：修理・修繕しながら物を大切に使う」、「Return(リターン)：使用済み製品を販売店へ返す」、「Recycle(リサイクル)：原材料として再生して使う」の頭文字をとったもので、循環型社会を実現するためのキーワード。

○市民、事業者への積極的な情報発信をデジタル技術を活用して強化し、より多くの市民や事業者が主体的に循環型社会形成を進めていく活動に参加できるよう促進する必要があります。

＜施策の目的及び体系＞

廃棄物の発生抑制および適正処理を推進し、環境負荷ができる限り低減された社会（循環型社会）の形成を目指します。



＜展開方向 1：多様な主体との連携・協働による発生抑制＞

【目的】

多様な主体との連携・協働の下、市内から出されるごみの総量を抑制します。

【手段】

- ◆EPR を柱とした 5R の推進に向け、ごみの発生抑制及び責任主体による資源化に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会形成を目指します。
- ◆家庭系ごみ及び事業系ごみの適正排出及び再資源化を促進します。
- ◆食品ロス削減に向け、食品ロス削減推進計画に基づく啓発活動などに取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量	g	年間の総ごみ排出量 ^{1 6} ／人口／年間日数	688. 2 (2023 年度)	661. 0	647. 3

^{1 6} 市内における家庭から排出される一般廃棄物及び事業者から排出される一般廃棄物の合計（可燃、不燃、粗大、小型家電、有害、資源物、容器包装プラスチック、集団回収を含む）

<展開方向 2 : 再資源化の推進>

【目的】

循環型社会の形成に向け、限りある貴重な資源を有効活用します。

【手段】

- ◆全市的にごみの分別排出の徹底が図られるよう、収集作業における不適正排出の確認や周知啓発等の強化に取り組みます。
- ◆再資源化を促進するため、適正な分別作業及び再資源化業者への引渡しを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
総資源化率	%	(資源ごみからの資源化量+集団回収量+収集後資源化量) / (総ごみ量+集団回収量) × 100	36.0 (2023 年度)	38.6	38.7

<展開方向 3 : 環境負荷の少ない処理の推進>

【目的】

環境に配慮した安全なごみ処理を安定的に推進します。

【手段】

- ◆ごみ処理による環境負荷を低減するため、焼却残渣のエコセメント化等について、円滑な運営に貢献できるよう構成団としての責任を果たします。
- ◆し尿及び生活排水の適正な処理を行うとともに、仮設便所を除く 100%の水洗化を目指します。
- ◆公共施設から排出されるごみの減量をはじめ、分別の徹底やリサイクルの推進等に向け、職員のごみに対する意識向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
焼却残灰排出量	t	同左	1,588 (2024 年度)	1,519	1,485

【政策 7】都市基盤

基本施策 19 道路の整備と適正管理

【施策統括課：道路交通課 主な関係課：都市計画課】

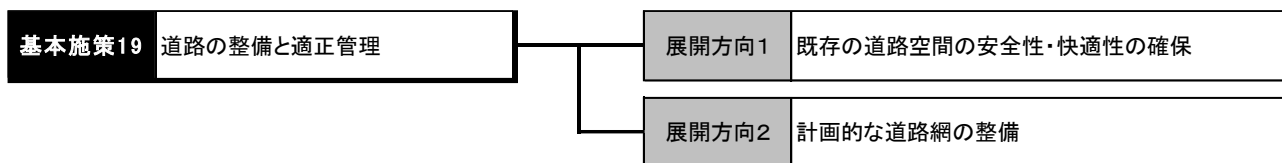
<現状と課題>

- 現在、全国の地方公共団体では 1950 年代半ば(昭和 30 年頃)から 1970 年代初頭(昭和 47 年頃)の高度経済成長期に集中的に整備されたいわゆるハコモノといわれる公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行しています。
- このような状況の下、国では、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化計画¹⁷」を策定し、インフラ機能の確実かつ効率的な確保に向け「安全・安心の確保」を前提とした「中長期的視点に立ったコスト管理」が必要だとしています。
- 一方で、かつては自動車を中心に、生産性の向上に重点を置いた道路整備が行われていましたが、高齢化等の時代背景の変化に伴い、いつまでも健康的な生活が継続でき、だれもが安全に移動できる「人にやさしい」道路整備への要請が高まるなど、ウォークアブルな道路が求められ、役割が変化してきています。
- 国立市においても、道路施設の老朽化の進展に伴い、平成 30(2018)年 5 月に策定した「国立市道路等長期修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれもが安全で快適に使いやすい道路となるよう、いかににより効果的・効率的に維持管理していくのが極めて重要な課題となっています。
- 都市計画道路は、人、自転車及び自動車のほか、公共交通などの移動を支える交通機能をはじめ、物流産業を支え、生活道路への不用な通過交通の抑制、都市の防災性の向上や上下水道施設、共同溝等のライフラインの収容等を担うなど、多様な機能を有する根幹的な都市施設であり、機能的に連携されたネットワークを形成することにより、市民生活や都市活動を支えるものです。
- 令和 8(2026)年 3 月には、東京都と特別区及び 26 市 2 町が協働し、「東京における都市計画道路の整備方針(第五次事業化計画)」が策定されました。この中では、東京を取り巻く社会情勢の変化、道路を取り巻く課題及び東京の将来像をふまえ、都市の強靱化、人やモノの自由な移動、安全で快適な道路空間の創出、都市環境の向上を基本目標に掲げ、都市計画道路の整備に向けた取り組みを行っており、国立市でも優先整備路線の事業化に向けた取り組みを行っています。
- 市内の都市計画道路の整備率は約 45%にとどまっており、渋滞の解消や生活道路に通過車両が流入するなどの課題解決をはじめ、快適で安全な歩行者空間、自転車通行空間の確保や緑と緑をつなぐ道路空間の形成など、地域の特性や将来需要、健康まちづくり戦略を踏まえた、安全でウォークアブルな道路網の整備を推進していく必要があります。

¹⁷ 国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業(メンテナンス産業)の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定。

<施策の目的及び体系>

だれもがより安全で快適に移動できる「人にやさしい道づくり」を進めます。



<展開方向1：既存の道路空間の安全性・快適性の確保>

【目的】

歩行者、自転車、自動車など道路を利用する全ての人々が、安全で快適に移動できる道路空間を確保します。

【手段】

- ◆人々の暮らしの安全性・快適性を確保するため緊急度や重要度に応じ、老朽化した舗装・道路施設の補修やバリアフリー対応の歩道整備等を計画的に推進します。
- ◆道路の改修にあわせて道路付属物の更新を検討し、人にやさしい道づくりを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
歩道の改良率	%	規格改良済(バリアフリー化)の歩道延長／歩道総延長×100	26.7 (2024 年度)	27.2	32.6
道路施設に起因する事故件数	件	道路管理瑕疵による損害賠償の件数	1 (2024 年度)	毎年度 0 件	

<展開方向 2：計画的な道路網の整備>

【目的】

地域の特性・課題に対応した秩序ある道路網の形成を図ります。

【手段】

- ◆優先度の高い路線を抽出した上、沿道の地域住民の理解と協力のもと、その着実な整備を推進します。
- ◆都及び関係区市町で連携・協力して策定された「東京における都市計画道路の整備方針」の第五次事業化計画に基づき計画的な整備を推進していきます。
- ◆優先整備路線以外の都市計画道路は、広域的なネットワークとして機能することを前提に、改めて計画について検証し、必要に応じて段階的な整備を進めます。また、都市計画道路 3・4・3 号線については、環境上の配慮などを含めた様々な観点から、必要に応じて計画の見直しを検討します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

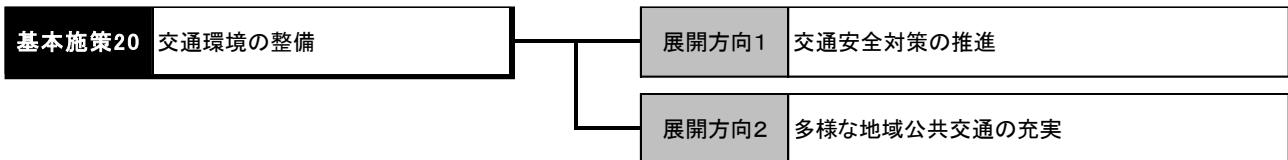
指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
都市計画道路の事業化率（完成延長含む）	%	同左	46.0 (2024 年度)	46.0	53.0

<現状と課題>

- 国立市では、交通安全の推進及び自転車の安全利用を促進するために、令和元(2019)年 11 月に「国立市交通安全計画」及び「国立市自転車安全利用促進計画」を策定し、立川警察署とも協力し、交通安全教室を実施してきたほか、各種啓発活動、自転車走行空間の整備等、様々な施策を行ってきました。
- ハード・ソフト両面からの施策の実施により、平成 30(2018)年の市内の交通事故件数は 247 件でしたが、令和 6(2024)年の市内の交通事故件数は 178 件と減少しています。
- しかし、自転車関与事故件数は、平成 30(2018)年に 102 件(自転車関与率 41.3) %、令和 6(2024)年に 88 件(自転車関与率 49.4%)となり、件数は減少しているものの、関与率は増加しているため、今後も引き続き、対策を継続していくことが必要です。
- そのため、今後も交通安全教室等を通じて交通安全の意識啓発を図るとともに、道路照明やガードレール等の設置や管理等、交通安全施設の整備を進めていきます。
- また、近年ではコミュニティサイクルの活用が注目されており、多くの自治体で導入が進んでいます。国立市においても、平成 31(2019)年 4 月から民間事業者が実施するコミュニティサイクル事業支援を行い、市内の公共施設や公園等に自転車ポートを設置しています。近隣市からの乗り入れや公共交通と合わせた利用も考慮し、だれもが利用しやすい環境整備を進める必要があります。
- 需要や働き方の変化等により、バスの減便が生じるなど、地域公共交通を取り巻く環境は、近年、変化が生じています。全国的にもバス運転士不足が課題となる等、地域公共交通についての対応が求められています。
- こうした背景もあり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の策定を行うため、令和 7(2025)年 4 月に国立市地域公共交通活性化協議会を新たに発足しました。バス事業者、タクシー事業者、関係機関等と市内の地域公共交通の課題に対応していく予定です。あわせて、福祉有償運送(NPO 法人等が自家用自動車により、一人で公共交通機関を利用することが困難であること等の要件を満たす方をドア・ツー・ドアで輸送するもの)についても、地域公共交通活性化協議会にて、議論を行うこととしています。
- 国立市においても高齢化が進展すると見込まれることや、より多くの人々が市内で安心して子どもを産み、育てられる社会の実現が求められていることから、誰もが安心して外出したり、安全にウォークアブルな道路整備と合わせて、全ての方を交通事故から守ることができるよう、きめ細やかで総合的な交通安全対策の強化が必要となっています。
- 公共交通をはじめとする地域交通の充実とともに、高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない方の移動支援を行っていきます。

<施策の目的及び体系>

だれもが安全で安心して移動できるよう、利用しやすい地域交通を整え、より多くの市民が公共交通機関や自転車を積極的に利用できるまちを目指します。



<展開方向1：交通安全対策の推進>

【目的】

高齢者、しょうがいしゃ、子どもなどの交通弱者も安心して移動できる、交通事故のない安心で安全なまちを目指して整備を進めます。

【手段】

- ◆小学校・中学校の児童・生徒から高齢者まで交通安全の意識を高め、安全な行動・運転を心がけてもらうため、交通安全意識の啓発を強化します。
- ◆市民が安心して外出できるようにするため、道路・交通環境の整備を推進します。
- ◆円滑な交通の流れを確保し、交通事故を防止するため、地域の実情や交通量等を勘案した上で、警察と連携して対策を行います。
- ◆事故の発生を未然に防ぎ、市民の安全を確保するため、道路・交通環境の点検を定期的に行い、点検結果に基づいた事故防止対策を進めていきます。
- ◆自転車利用者へ利用ルールの周知徹底を図るとともに、自転車とすれ違う歩行者、自動車などの道路利用者へも、関係機関等と連携し、啓発活動を行い自転車利用者の交通ルールの遵守意識の醸成を図ります。
- ◆自転車の安全性、快適性の向上や健康・環境などの地域の課題やニーズに応じ、自転車の利用促進を図ります。
- ◆高齢者、しょうがいしゃを含む多くの駅利用者が安全に鉄道利用できるよう、鉄道事業者に協力依頼をしていきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
交通人身事故の発生件数	件	国立市内の事故発生件数の報告	178 (2024 年度)	165	155

＜展開方向２：多様な地域公共交通の充実＞

【目的】

だれもが使いやすい多様な地域公共交通の充実を目指します。

【手段】

◆先進的かつ実現可能性の高いモビリティにより、地域公共交通の活性化に向けた検討をしていきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
コミュニティバス「くにつこ」の年間乗車人員	人	同左	298,859 (2024 年度)	330,000	350,000
コミュニティワゴン「あおやぎっこ」の年間乗車人員	人	同左	19,725 (2024 年度)	22,000	24,000
福祉的な交通施策に満足している市民の割合	%	国立市市民意識調査	58.8 (2024 年度)	65.0	70.0
公共交通に満足している市民の割合	%	国立市市民意識調査	68.3 (2024 年度)	75.0	80.0

基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進

【施策統括課：国立駅周辺整備課

主な関係課：富士見台地域まちづくり担当、南部地域まちづくり課、都市計画課、道路交通課、まちの振興課、環境政策課】

＜現状と課題＞

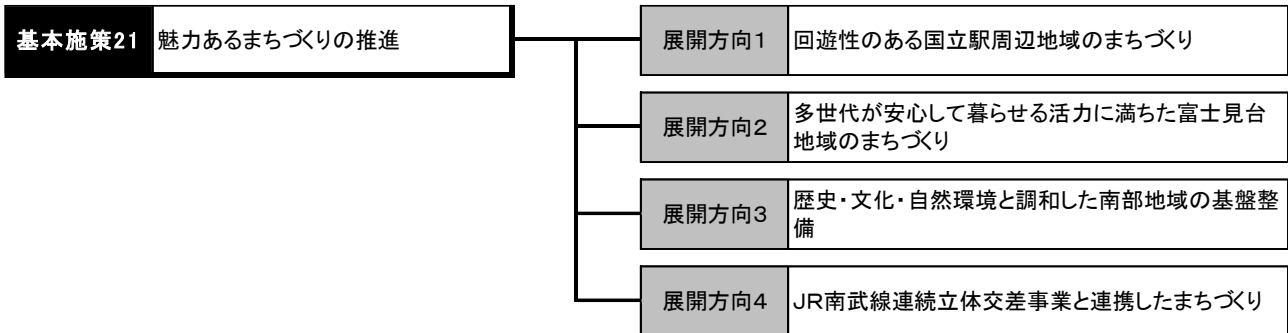
- 「国立市都市計画マスタープラン」では、「ひとにやさしいまちづくり」を基本理念に掲げています。市の最も重要な資源は、市民をはじめ、国立市で働く人、学ぶ人、訪れる人など国立市にかかわるすべての人間です。すべての人たちの命・尊厳・生活を大切にし、互いに尊重し合い、いきいきと活動しやすい環境を作ることこそ、まちづくりの本旨であり、核として位置づけられるものです。このことを踏まえ、以下の取組を行っています。
- 1920年代の大正末期から昭和初期にかけて整備が進められた国立駅周辺の市街地（「国立大学町」）は、令和8（2026）年4月に国立駅の開業から100年を迎えます。
- この間、国立大学町は、戦後にほぼ全域が文教地区に指定され、「文教都市くにたち」を象徴する地域となっています。このような特徴を持つ国立駅周辺地域は、平成25（2013）年に中央線連続立体交差事業が完了し、大きく環境が変化しました。
- 国立市では、平成21（2009）年11月に、今後の国立駅周辺のまちづくりを進めていくための基本的な方向性を示した「国立駅周辺まちづくり基本計画」を策定しました。同計画に基づき、着実に事業を進めた結果、平成30（2018）年5月には国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザが開設され、平成31（2019）年2月には国立駅北口駅前広場が再整備されました。
- 令和2（2020）年2月には文化財でもある旧国立駅舎が再築されました。旧国立駅舎は「まちづくりの駅」として活用し、国立大学町のまちづくりの歴史を後世に伝え、市への愛着を醸成するとともに、まちの回遊性を高め、まちの魅力を発信する役割を担う拠点としていく必要があります。
- 令和5（2023）年2月にJR東日本との用地交換が実現し、JR東日本グループが建設した賃貸住宅棟の一部を市が賃借して、令和7（2025）年7月に国立駅南口子育て・子育て応援テラスが開設されました。また、この施設が面している西第1号線の整備が令和7（2025）年3月に完了しました。子どもだけではなく、たくさんの人が活用する施設から、歩きやすくなった空間により周辺への回遊性が高まることが期待されます。
- また、国立駅周辺の道路は回遊性を高めることや、健康まちづくり戦略を踏まえて国立駅南口広場の再整備や東第1号線の整備をすることにより人が集えウォーカブルな空間にするほか、再築された旧国立駅舎周辺の空間をより魅力あるものとなるよう、関係団体等と協力しながら引き続き整備していく必要があります。
- 富士見台地域は、1960年代の昭和30年代後半に、当時の日本住宅公団（現在の独立行政法人都市再生機構（以下、UR都市機構））が、国立富士見台団地の建設とともに進めた土地区画整理事業により基盤整備が進められ、住宅や公共施設の建設が進み、市街地が形成されました。
- 1965（昭和40）年に完成した団地は、創設から60年が経過しており、現在は日本各地にある多くの団地と同様に、高齢化率の上昇、空室率の上昇等の課題が生じています。
- これらの課題に対し、平成30（2018）年2月には、「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」を、令和3（2021）年5月には「国立市富士見台地域重点まちづくり構想」を策定し、今後のま

ちづくりの方向性・協働まちづくりの手引書として地域住民及び関係団体と共有し、このビジョンと構想の実現に向けて取り組んできました。また、令和5(2023)年6月には、国立市とUR都市機構が連携協定を締結し、これらの計画に基づくまちづくりの推進に向けて、より一層の連携体制を構築しました。

- 富士見台四丁目では、少子化・高齢化の進展、にぎわい創出の課題がある中、まちづくりの観点から地域課題への対応と都営矢川北アパートの建替え事業との連携の下、令和5(2023)年4月、多世代を対象とした誰もがふらりと立ち寄りたくなる複合公共施設にたち未来共創拠点「矢川プラス」が整備され、新たなにぎわい拠点として機能しています。
- また、基盤整備が進められた経緯から、富士見台地域は、市の中で公共施設が集中している地域です。基本施策29で述べられているように、富士見台地域の公共施設もまた老朽化が進んでいます。あわせてUR賃貸住宅を中心とした団地においても、住環境の課題が顕在化しており、ビジョンや構想を実現する過程において、それら公共施設の再編と団地再生の方針や配置をUR都市機構と連携しながら「富士見台重点エリア」として検討し、居住の安定を図りながら、ここからまちの価値を発信していくことが求められています。
- さらに、主体的にまちづくりに参画する市民の担い手を育成するために、構想に基づき、「クラブサバーブ」と銘打った、まちを楽しくする企画を練り、実際にその企画を体験することができるワークショップを実施してきました。若い世代や子育て世代を含む多世代で取り組む、公園での野外上映会や、夜の公園を活用した花火イベントづくりなど、身近な公共空間を活かし、自らの関心や暮らしの知恵を起点に、人と人が緩やかにつながる新たな場や関係が芽生えています。他市においても同様の取り組みが広がり始め、住民自身がまちを自分たちで創り、育てるという意識を持って、様々な活動に参画することを通じて、よりよいまちを創っていく取り組みを進めていくことが求められています。
- 市南部の多摩川沖積地から青柳段丘にかけての地域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯として集落が形成され発展してきました。地域内には、崖線の樹林地や矢川の清流、湧水群など、都心部近郊にありながら水と緑に恵まれた自然環境が残されているとともに、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史ある文化的遺産が分布しており、国立の源ともいえる貴重な地域となっています。
- 昭和59(1984)年に策定した「国立市南部地域開発整備基本計画」により、幹線道路の整備や土地地区画整理事業が実施されるなど都市基盤の整備が大きく進展しました。平成26(2014)年に「国立市南部地域整備基本計画」、令和6(2024)年には「国立市南部地域整備基本計画改定版」を策定し、南部地域の将来像「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」を目指して整備を推進しています。
- 令和7(2025)年にJR南武線(谷保駅～立川駅間)連続立体交差化計画等の都市計画案説明会が行われ、事業化に向けた調査・検討が進められています。
- 国立市においては、令和3(2021)年の「南武線沿線まちづくり方針」及び令和5(2023)年の「矢川駅周辺基盤整備計画」で、鉄道が立体化された後のまちの将来像、駅前広場等の整備や土地利用の方針を示し、令和7(2025)年には、矢川駅南口駅前広場等の都市計画案説明会を実施しています。

<施策の目的及び体系>

それぞれの地域の特性や魅力を活かした都市機能の整備が行われ、恵まれた自然と歴史ある文化遺産と調和しつつ、利便性や快適性、防災面からみた安全性を兼ね備えたまちづくりを進めます。



<展開方向1：回遊性のある国立駅周辺地域のまちづくり>

【目的】

文化財である旧国立駅舎を中心とする国立駅周辺地域を起点として市内に向けた回遊性のある空間とすることにより、国立市の魅力を高めます。

【手段】

- ◆国立駅南口のロータリーを含む南口駅前広場整備、国立駅周辺の道路整備等を進めることにより、だれもが歩いて街を楽しめる回遊性のある空間を創出します。
- ◆市民に必要な機能を有する公共施設、旧国立駅舎周辺の広場空間及び円形公園等の整備を進め、それらを中心に「市民が集い、来訪者を迎え、にぎわいと交流のある」空間を創出します。
- ◆再築された旧国立駅舎をまちの魅力発信の拠点として活用し、回遊性を高め、まちの活性化につながるよう施設運営を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
国立駅周辺まちづくり事業の進捗率	%	総事業費に対する当該年度までの事業費執行額の割合	80.1 (2024 年度)	90.8	100
旧国立駅舎及びその周辺で活動に参加した人数	人	旧国立駅舎の来館者数及びイベント等に参加した人数	490,531 (2024 年度)	500,000	500,000

展開方向2：多世代が安心して暮らせる活力に満ちた富士見台地域のまちづくり>

【目的】

富士見台地域を、少子高齢社会に対応した、多世代が安心して暮らせる活力ある地域とするともに、一人ひとりの生活の質の向上を目指します。心地よい風景と人と人のつながりが日常的に感じられる豊かな暮らしをはぐくみながら、住空間と公共空間の両面から、持続可能で包摂的な街づくりを進め、この地域から国立市の魅力と価値を広く発信していきます。

【手段】

- ◆地域住民、UR 都市機構と協働し、「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」「国立市富士見台地域重点まちづくり構想」の実現に向けて取り組みます。
- ◆UR 都市機構による団地の再生と公共施設の再編を連携させ、地域の暮らしを支える空間の再構築と、持続可能なまちづくりを推進します。
- ◆構想にある市民まちづくりプロジェクト 100 の活動のさらなる醸成を図るとともに、これまでの活動を通じて芽生えてきた、住民による小さな活動や日常のアクティビティを基盤として公共空間の活用と都市基盤の再構築をつなぎ、多様な主体が関係性を築く「共創型まちづくり」を深化させていきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
富士見台地域の居住人口	人	富士見台地域まちづくり事業区域内の人口 (各年 4 月 1 日現在)	17,207 (2025 年度)	18,000	19,000

<展開方向 3：歴史・文化・自然環境と調和した南部地域の基盤整備>

【目的】

「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」を目指し、恵まれた自然と歴史ある文化遺産を保全しつつ、安心・安全で快適なゆとりある住環境の形成に向け、都市基盤の整った生活利便性の高いまちづくりを推進します。

【手段】

- ◆豊かな自然・歴史ある文化に配慮した南部地域のまちづくりを計画的に推進していきます。
- ◆市街地整備の事業化に向けた整備手法の検討を行うとともに、地区計画等の制度を活用した K まちづくりも推進します。
- ◆「南部地域狭あい道路整備方針」に基づき、南部地域における狭あい道路の拡幅整備を計画的に推進します。
- ◆「国立市町界町名整理に関する基本方針」に基づき、町名や地番の整理改善作業を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
狭あい道路拡幅整備の申請件数	件	狭あい道路整備方針に基づく整備の申請	49 (2024 年度)	61	69
南部地域における町名地番整備率	%	実施面積÷南部地域面積(市街化調整区域を除く)×100	66.4 (2024 年度)	70.0	75.2
南部地域が魅力的だと思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	44.7 (2024 年度)	47.7	49.7

<展開方向 4：JR 南武線連続立体交差事業と連携したまちづくり>

【目的】

JR 南武線連続立体交差事業により、安全な歩行・交通環境の整備、防災機能の向上等を図るとともに、南武線沿線のまちづくりや鉄道と交差する道路の整備を進め、安全で快適なまちづくりを進めます。

【手段】

- ◆踏切渋滞や踏切事故、鉄道による地域の分断などを解消し、人にやさしいまちづくりを実現するため、東京都、鉄道事業者等と連携して、JR 南武線連続立体交差事業による鉄道と道路との立体交差化を促進します。
- ◆鉄道と道路との立体交差化等により踏切事故や踏切遮断による交通渋滞を解消し、より安全で快適な歩行空間を整備します。
- ◆谷保駅周辺では道路の拡幅等による歩行・交通環境の改善、矢川駅周辺地域では、駅前広場等の整備により、交通結節機能の強化、安全で円滑な歩行・交通環境の整備を進めます。
- ◆JR 南武線連続立体交差事業にあわせた道路整備を推進します。また、矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれている矢川上公園については、区域内の基盤整備の方向性の検討結果を踏まえながら拡充整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典 元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
JR 南武線連続立体交差事業に伴う市街地整備の事業化進捗率	%	南武線連立事業に関連する市街地整備の事業化までの進捗率	0 (2024 年度)	47.1	81.8

基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進

【施策統括課：都市計画課 主な関係課：福祉総務課】

<現状と課題>

- 国立の市域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯から発展した南部地域と、大正時代の末期以降に民間開発により整備された北部地域という都市形成の過程が大きく異なる2つの地域に大別でき、まちなみや都市景観の特徴も両地域では大きく異なっています。
- このうち、南部地域は崖線の樹林地や湧水を源とする水と緑に恵まれた自然的景観と、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史的景観を兼ね備えています。一方、北部地域は国立駅を中心に大学通り、旭通り、富士見通りが放射状に伸び、その沿道に整然としたまちなみが形成され、市内外に「文教都市くにたち」を象徴する良好な都市景観を強く印象づけています。
- 平成10(1998)年4月には、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的に「国立市都市景観形成条例」を施行し、良好な景観の保全・形成が図られるよう指導を行っているほか、大学通り沿道地域(一橋大学から江戸街道まで)を「都市景観形成重点地区¹⁸」に指定しています。
- このように、国立市は地域ごとに歴史や発展の経緯が異なり、それぞれ個性的なまちなみを形成しています。地域ごとの課題も異なるため、地域特性に応じたまちなみの誘導が必要となっています。富士見台地域は、公共施設を中心に大規模な施設の老朽化が目立ってきたことから、今後の在り方を検討する必要がありますが、再生にあたっては地域への影響の大きさを踏まえ模範となることが求められます。また、南部地域では、生産緑地地区の減少やミニ開発の増加により、緑の減少や景観を損なう状況となっていることから、開発の際には敷地内の緑化や周囲との調和を促す必要があります。
- 平成28(2016)年には、まちづくり条例が施行され、市民が主体となったまちづくりとして地区まちづくり計画の策定が可能となるとともに、一定規模以上の開発案件は条例手続きを通して事業者と市が協議できるようになりました。また、策定から20年以上が経過した「国立市都市景観形成基本計画」は令和2(2020)年3月に改訂し、名称を「国立市景観づくり基本計画」に変更するとともに、令和7(2025)年3月には、景観づくりガイドラインの策定を行いました。今後は、これらに基づきまちづくりや景観づくりをすすめるとともに、地区まちづくり計画や重点地区の指定についても推進を図る必要があります。
- 国立市における空き家対応については、平成28(2016)年度に空き家等実態調査を実施し、空き家であると判断できる全空き家等候補が210棟確認できました。その後も継続的に空き家等実態調査を実施しており、令和6(2024)年度末における全空き家等候補は301棟となっています。
- また、空き家の現状把握と発生予防、空き家の適正管理促進、特定空き家等や管理不全空き家等に対する措置、空き家の利活用の推進を基本方針として空き家等対策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和6(2024)年度に「国立市空き家等対策計画」を策定しました。さらに、市内の空き家の発生抑制及び解消を図ることを目的として、専門家団体等と連携・協力し、空き家の売却・賃貸・適切な管理・利活用等に関する相談事業等を実施するため、令和6(2024)年度に専門家団体等と協定を締結し、本協定に基づき、市内の空き家の所有者等が空き家に関する困

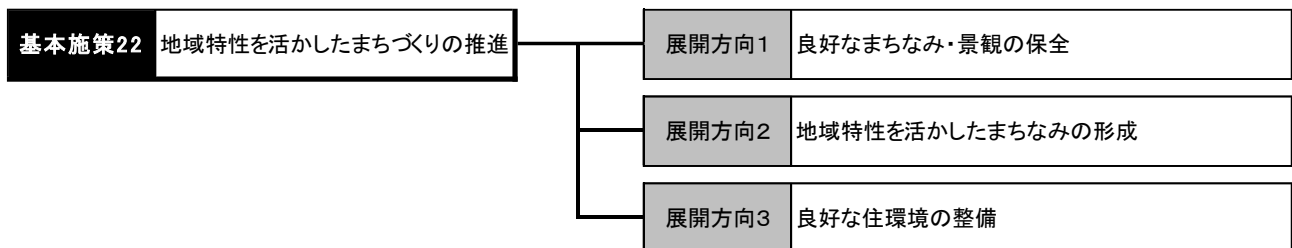
¹⁸ 一定規模以上の大規模行為は、建築確認申請の前に、国立市都市景観形成条例第26条に基づき、市への届出が必要であり、重点地区においては、戸建住宅等の小規模な建築行為等の場合でも、同条例第15条に基づき、市への届出が必要となっている。

りごとを相談できる専門家による窓口を令和7(2025)年度に設置しました。

- マンション管理については、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションの増加が見込まれる中、マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、地方公共団体によるマンション管理適正化の推進について示されました。これに伴い、令和4(2022)年4月から、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合、地方公共団体が、適切な管理計画を持つマンションとして認定する、管理計画認定制度が創設されました。
- 建築物の耐震化については、令和4(2022)年1月に国立市耐震改修促進計画が改訂され、令和7(2025)年度までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するという目標を掲げています。
- 居住の支援については、国において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正され、今後、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれる中で、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指すとしています。
- 国立市では、高齢者やしょうがいしゃなど自分で住まいを探すのが難しい方やそのご家族や支援者からの相談を受けるため、国立市居住相談窓口「住まいサポートくにたち」を開設しています。

<施策の目的及び体系>

良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりを推進します。



<展開方向1：良好なまちなみ・景観の保全>

【目的】

「文教都市くにたち」にふさわしい良好なまちなみや景観を守り、育て、つくります。

【手段】

- ◆事業者が土地利用を行う際の手続き及び基準等を定めた「国立市まちづくり条例」の運用を通じ、全市を対象に良好なまちなみの形成を誘導します。
- ◆国立らしい良好な住環境の下で、ゆとりある住生活を送れるよう、快適な住環境の創出を誘導します。
- ◆今後も引き続き、市民・事業者等に「国立市都市景観形成条例」に基づく景観形成基準の遵守を求めるとともに、景観づくりガイドラインを活用し、国立の景観特性に基づいた良好な景観の保全や景観づくりの誘導に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
国立市全体が美しいまちなみであると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	80.1 (2024 年度)	82.0	82.5

<展開方向2：地域特性を活かしたまちなみの形成>

【目的】

国立らしいまちなみや景観をさらに向上させていくために、市民と行政が連携して、地域特性にふさわしいまちづくりを推進します。

【手段】

- ◆地域特性に応じたまちなみの維持・向上に向けて、地区計画等の諸制度を活用するなどして良好な空間づくりを推進します。
- ◆市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを進めるために、まちづくり条例による地区まちづくり計画の策定を支援します。
- ◆各地区の特性に合った良好な景観の保全に向け、重点地区の指定を推進します。
- ◆景観上重要な建築物等については、その維持・保全及び継承を行うために、重要景観資源の指定を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
都市景観形成重点地区を指定した地区の数(累計)	地区	同左	2 (2024 年度)	3	4
重要景観資源に指定した件数(累計)	件	同左	0 (2024 年度)	1	2

＜展開方向 3：良好な住環境の整備＞

【目的】

良好な住環境の整備を推進します。

【手段】

- ◆木造住宅や分譲マンション、特定緊急輸送道路沿道建築物等の建築物の耐震化を促進します。
- ◆「国立市空家等対策計画」に基づき、空き家対策を総合的、計画的に推進します。
- ◆市内の空き家の状況を把握し、有効に活用できる仕組みづくりを進めます。
- ◆マンションの適切な維持管理のために、管理の重要性や方法等について普及啓発を図るとともに、管理組合の取組を支援を進めます。
- ◆住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の安定を図るための方策を具体的に検討していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

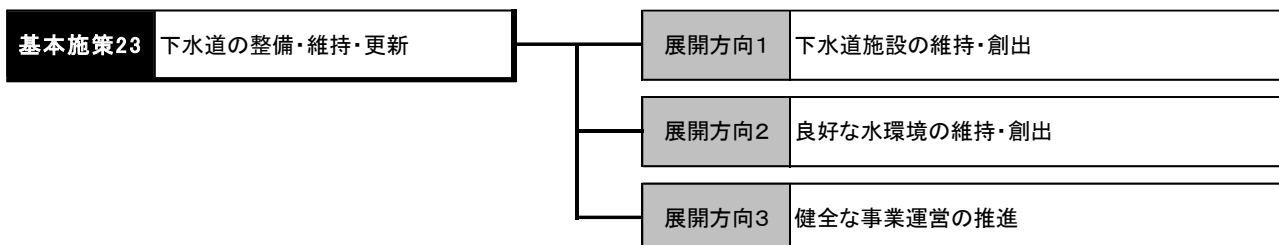
指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
住宅の耐震化率	%	住宅土地統計調査における国立市の値	93.6 (2024 年度)	おおむね 100%	おおむね 100%
マンション管理計画認定数(累計)	件	同左	6 (2024 年度)	9	11
空家等候補の数	戸	空家等実態調査	301 (2024 年度)	301	301

<現状と課題>

- 我が国では、下水道や道路、橋梁をはじめとして人々の生活環境を支えているインフラ施設の多くが、1950年代半ば(昭和30年頃)から1970年代初頭(昭和47年頃)の高度経済成長期に集中整備されています。今後、これらの施設の老朽化が急速に進行する一方、少子高齢化の進展等を背景に、国・地方を通じて財政状況が厳しさを増す中で、インフラ施設の老朽化対策は全国共通の重要かつ喫緊の政策課題となっています。
- 国立市の公共下水道は、昭和45(1970)年から下水道事業に着手した管きょと事業着手以前(昭和36年～昭和44年)に布設した管きょを含めると、総管きょ延長は約223km(令和6(2024)年度末時点)になります。標準的な耐用年数は50年とされていて、すでに耐用年数を超過している管きょが出てきています。
- こうした状況を受け、平成29(2017)年に「国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定し、管きょの整備時期の古いものから順次、管きょ内調査を実施し、更新・改築等に着手しています。今後も計画的に更新・改築等を実施していく必要があります。
- 下水道法が平成27(2015)年5月に改正され、政令により維持修繕基準が創設されたことを受け、生活環境や公共用水域の水質の保全、防災面での安全性及び耐久性の維持・向上を図るため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した下水道施設の予防保全型の維持管理を推進する必要があります。また、市民の日常生活や経済活動に欠かすことのできないライフラインとして、長期にわたり安定かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。
- 近年の局地化、集中化、激甚化する降雨に伴い、多発する浸水被害を図るため、平成27(2015)年度に下水道を含む「水防法等と一部を改正する法律」法律が公布され、ソフト・ハードの両面から水害対策を強化する制度改正が行われました。本市においては、令和7(2025)年度に策定した国立市雨水管理総合計画に基づき、下水道による浸水対策を効率的かつ効果的に実施し、今後における浸水被害の軽減を図っていく必要があります。
- 地方公共団体の財政状況が厳しさを増している中、下水道事業への基準外繰入等により地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいため、下水道事業の経営基盤の強化が求められ、下水道事業の経営の健全性や計画性・透明性を図るため、令和2(2020)年4月に地方公営企業法を適用し、下水道事業のストックやコスト情報を明確にしました。また、持続可能な事業運営を目的として、同年度に下水道事業経営戦略を策定しました。今後は、人口減少や節水化による下水道使用料の減少、物価・人件費高騰による維持管理費・建設費の増加等の社会情勢の変化を踏まえて、令和8(2026)年3月に改定した下水道事業経営戦略と、その中に含まれる下水道使用料の改定の必要性の検証を行って作成した経費回収率向上に向けたロードマップに基づき、透明性が高く効率的な事業運営を図る必要があります。

<施策の目的及び体系>

地震・集中豪雨等による災害の未然防止にも十分配慮しながら、市民の日常生活や経済活動に必要不可欠なインフラ施設として、将来にわたって適切かつ効率的な維持管理・運営を推進します。



<展開方向1：下水道施設の維持・創出>

【目的】

地震・集中豪雨等による災害や、施設の老朽化等による事故発生及び機能停止のリスクの低減を図ります。

【手段】

- ◆下水道施設に起因する事故を未然に防ぐため、日常のメンテナンスを行い、「予防保全型」の維持管理に努めます。
- ◆下水道施設の安全性を確保するため、公共下水道ストックマネジメント基本計画により、計画的かつ効率的に改築・更新を推進します。
- ◆農地転用等により宅地化が進んでいる南部地域の浸水被害を防止するため、雨水管の整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
南部地域(分流区域 ¹⁹)における雨水管整備率	%	雨水管整備面積／分流区域面積(95.66ha)×100	56.6 (2025 年度)	57.4	59.2
公共下水道管の改築・更新率	%	改築・更新済延長／改築・更新対象延長	44.4 (2025 年度)	83.0	100

¹⁹ 国立市の公共下水道は、汚水及び雨水を同一の管きよで排除する合流式と汚水と雨水を別々の管きよで排除する分流式で整備されている。この分流式で整備されている区域を分流区域という。

<展開方向 2：良好な水環境の維持・創出>

【目的】

治水対策を促進するとともに、河川・水路等の公共用水域の水質向上や地下水・湧水等の保全及び再生を図ります。

【手段】

- ◆民間事業者による開発行為等において、雨水流出抑制に関する指導を行います。
- ◆雨水浸透ます助成制度の周知を推進し、雨水浸透ますの設置拡大を図ります。
- ◆循環型社会の構築にも結びつくよう、処理水や汚泥等の下水道資源の積極的な活用を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
未処理放流水の BOD 値 ²⁰	mg/ℓ	放流水に含まれる BOD 値/放流水の総量	7.1 (2025 年度)	毎年度 40.0 以下	
雨水浸透ますの設置割合	%	窓口指導により雨水浸透ますを設置した件数/排水設置申請件数	90.0 (2024 年度)	100	100

<展開方向 3：健全な事業運営の推進>

【目的】

重要なライフラインとしての役割を将来にわたって発揮し続けることができるよう、下水道事業の経営基盤強化を図ります。

【手段】

- ◆地方公営企業法の適用により透明性が高く、より効果的で効率的な事業運営の推進を図ります。
- ◆持続的な下水道事業を実施していくため、下水道事業の経費回収率の向上を図るとともに支出の抑制に努め、効率的な事業の実施を図ります。
- ◆経営戦略については、令和 7 (2025) 年度の改定から 5 年ごとに改定を行い、経費回収率の向上に向け、下水道使用料改定の必要性について検討を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
下水道事業の経費回収率	%	下水道使用料収入/汚水処理経費×100	115.7 (2024)	100	100

²⁰ Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解される際に消費される酸素の量で、河川の水質汚濁の程度を示す代表的な指標である。この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示す。下水道法施行令第 6 条第 2 項では「放流水に含まれる BOD 値/放流水の総量」を処理区単位で 40mg/ℓ 以下にするよう定められている。

基本施策 24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

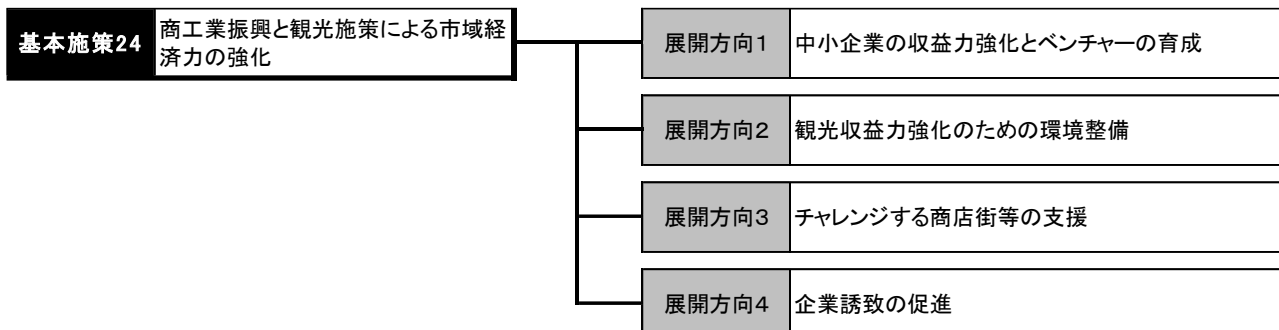
【施策統括課：まちの振興課 主な関係課：南部地域まちづくり課】

<現状と課題>

- 現在、全国的に消費者の購入先の選択肢が格段に拡大するとともに、商店主の高齢化や商店会の組織力の低下等により、既存の商店街は厳しい経営環境にある一方、商業機能に加え、地域コミュニティの維持・再生や高齢者の買い物支援など様々な地域課題に対応するための受け皿として、商店街に対する期待は高まっています。
- 国連サミットで採択された SDGs(持続可能な開発目標)は、その 17 の国際目標のうち、「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」などの目標において、そのターゲットにイノベーションの促進、中小零細企業の設立や成長の奨励などが掲げられています。これらの目標を達成するための取り組みを推進することにより、中小企業や地域の活性化に資する可能性があります。
- 令和 3 (2021)年 6 月時点で、国立市の小売業 1 事業所当たりの年間商品販売額は約 1.817 万円であり、多摩地域 26 市の中では年間商品販売額は依然として低い水準となっています。また、国立市の特徴として、売り場面積の小さい、経営規模の小さな事業所が多い傾向にあります。
- 今後、経営者の高齢化が進んでいくにもかかわらず、多くの中小企業では後継者が不在の状況で、廃業が相次ぐ恐れがあるとの指摘がされています。今後も事業承継に関する相談のニーズが続くものと考えられます。
- 消費の活性化に向けては、令和 6 (2024)年度からデジタル地域通貨「くに Pay」を本格導入し、キャンペーンの実施や、健康ポイント・ボランティアポイントの付与等を行っています。
- 国立市では、平成 20(2008)年に制定した「企業誘致促進条例」に基づき、企業立地あっせん事業に取り組んでおり、令和 6 (2024)年度までに 12 社、17 件の誘致企業の指定を行っています。
- 今後、市内外からより多くの人や消費を国立市に引き込み、地域経済の活力を高めていくためには、地域の潜在力と創意工夫を最大限に引き出しながら、個性豊かで魅力ある商店・商店街づくりや既存企業の経営基盤の強化・安定化に向けた取組を積極的に支援するとともに、新たな産業の誘致・育成や様々な地域資源の魅力を高めていく必要があります。
- 観光に関しては、旧国立駅舎に観光案内機能を有する「まちの案内所」を設置するとともに様々な企画を執り行い、旧国立駅舎の年間来館者数は増加傾向にあります。
- 今後、市内外の多くの人々が「文教都市くにたち」のまちの魅力に触れ、そこでの出会いを楽しむことができるにぎわいあるまちを目指していく必要があります。

<施策の目的及び体系>

人口が減少し経済が縮小する環境において、観光手法を駆使して市外からもより多くの消費を引き込むとともに、個々の商工業者・創業者が活気をもってチャレンジできる環境を創出し、市域経済力を活性化し、訪れ・住み・働く場として選ばれるまちを目指します。



<展開方向1：中小企業の収益力強化とベンチャーの育成>

【目的】

地域経済の収益力を強化するとともに、市内での起業・創業を促進し、まちに活力を与えるため、経営基盤の強化・安定化を図ります。

【手段】

- ◆個人商店を中心とした中小企業への伴走型支援として、全国展開されている Biz モデルによる売上向上のためのコンサルティングをワンストップで行うとともに、訪問による周知活動等に取り組めます。
- ◆まちの賑わい創出等の観点から、市域の事業者や関係団体と協力しニーズ調査や意見交換を踏まえて支援計画を策定し、一層の経営支援の充実を図ります。
- ◆中小企業の経営基盤の強化・安定化に向け、中小企業事業資金等融資あっせん制度²¹の利用促進などに取り組んでいきます。
- ◆中小企業で働く従業員の確保・定着に結びつくよう、勤労市民共済会²²の活動を支援します。
- ◆市内での新たな起業・創業を支援します。
- ◆チャレンジショップやシェアキッチン²³の充実、東京都等の補助金の紹介・活用支援等の支援策を検討します。
- ◆女性向けの創業支援策として、コミュニティ形成支援・ロールモデル普及などの施策の検討を行います。

²¹ 市内の中小企業者、農業者、商店街を組織する団体及びNPO法人に対し、事業経営に必要な設備資金・運転資金等の貸付をあっせんするもの。

²² 中小企業等で働く事業主や従業員の福利厚生²³の向上・充実を図るため、国立市から財政援助を受け、安定した運営を行っている福利厚生団体。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
小売吸引力指数	—	国立市の人口 1 人当たり年間商品販売額／多摩地域の人口 1 人当たり年間商品販売額	0.87 (2021 年度)	0.89	0.90
市内小売業者の年間商品販売額	億円	経済センサス	594 (2021 年度)	637	643
市内の事業者数	社	経済センサス	3,269 (2021 年度)	3,368	3,402
創業支援者数	者	各機関で支援した創業者の数	105 (2024 年度)	120	130

＜展開方向 2：観光収益力強化のための環境整備＞

【目的】

多様な主体との連携・協力の下、様々な地域資源を活用してまちのブランド力を高めるとともに、観光資源を効果的に発信し、にぎわいを創出します。

【手段】

- ◆市民まつり、さくらフェスティバル、LINK くにたち、国立駅開業 100 周年イベントなどの開催を通じ、市内の魅力を発信し、市内外からの集客力の向上を図ります。また、これらイベントについては引き続き学生との連携を行います。
- ◆「文教都市くにたち」の魅力と地域資源を活かし、にぎわいを創出するため、国立市観光まちづくり協会等との連携を強化するとともに、市の魅力を高める活動を支援します。
- ◆再築した旧国立駅舎をまちの魅力発信の拠点として活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
休日の滞在人口	人	地域経済分析システム (RESAS)	55,467 (2024 年度)	56,135	56,360
3 年前と比較してにぎわいがあると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	14.3 (2024 年度)	15.0	17.0
小売吸引力指数(再掲)	—	国立市の人口 1 人当たり年間商品販売額／多摩地域の人口 1 人当たり年間商品販売額	0.87 (2021 年度)	0.89	0.90

<展開方向 3：チャレンジする商店街等の支援>

【目的】

地域のやる気と創意工夫の下、既存商店街の集客力を向上させるとともに、商店街の枠を超えた店舗による連携によりさらなるにぎわいを創出し、市内での消費拡大につなげます。

【手段】

- ◆イベント事業等による商店街の販売促進活動を支援します。
- ◆商店会との連携の下、市外からの来街者が商店街を回遊するための仕組みづくりを進めます。
- ◆事業者に対し、商店街の活性化事例や各種研修・補助制度の紹介等の情報提供を推進します。
- ◆デジタル地域通貨「くに Pay」の加盟店を増やし、くに Pay の活用を推進することで、市域内の消費活性化を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
商店街によるイベントの数	件	商店街補助金の対象イベント数	26 (2024 年度)	30	35
小売吸引力指数(再掲)	—	国立市の人口 1 人当たり年間商品販売額／多摩地域の人口 1 人当たり年間商品販売額	0.87 (2021 年度)	0.89	0.90

<展開方向 4：企業誘致の促進>

【目的】

市外からの新規企業の立地を促進するとともに、指定企業の定着を図ります。

【手段】

- ◆今後も引き続き、市外からの新規企業の立地や既存事業者の産業誘導地域²³への移転を促進するための支援に取り組みます。
- ◆文教都市にふさわしい研究開発型や教育産業等の付加価値の高い企業誘致に積極的に取り組み、雇用の拡大と地域経済の活性化につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
企業誘致の指定件数	件	同左	17 (2024 年度)	20	22

²³ 国立市では、都市計画法上の用途地域のうち、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域に立地する企業を各種奨励措置の対象としている。

基本施策 25 農業振興と農地保全の推進

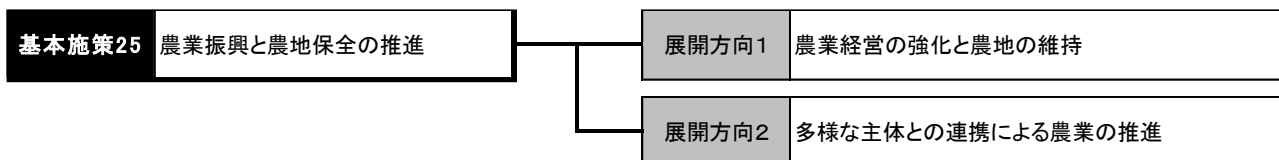
【施策統括課：都市農業振興担当 主な関係課：都市計画課、農業委員会事務局】

＜現状と課題＞

- 日本の農業全体を取り巻く環境は、農業者の高齢化などによる担い手不足や、相続に伴う農地の減少、安価な輸入農作物の増加など、依然として厳しい状況にあります。
- 平成 27(2015) 年に都市農業振興基本法が成立し、平成 28(2016) 年 5 月には都市農業振興基本計画が国において策定され、宅地化すべきものとされていた市街化区域内農地が、あるべきものと明記されるなど、制度上の大きな転換を迎えました。
- これらの動きを受け、平成 29(2017) 年 4 月に生産緑地法の一部改正を含む都市緑地法等の一部を改正する法律が成立し、生産緑地地区の面積要件の緩和や特定生産緑地制度が創設されました。平成 30(2018) 年には都市農地貸借円滑化法が施行され生産緑地の貸借が可能となり、農地を保全する制度が整いました。
- 国立市では、平成 30(2018) 年 4 月に生産緑地指定の下限面積の条例を制定し、300 m²まで引き下げることが可能となりました。
- 「農林業センサス東京都報告」によると、国立市内でも、農地が平成 2(1990)年の 102ha から令和 2(2020)年の 31ha、農家数が平成 2(1990)年の 210 戸から令和 2(2020)年の 109 戸へと大きく減少しているとともに、令和 2(2020)年では農業従事者の 8 割以上が 60 歳以上となるなど、担い手の減少及び高齢化が顕著な状況にあります。
- 市南部を中心に営まれている農業・農地は、新鮮で安心・安全な農産物の提供、地産地消の推進、農業体験等を通じた市民相互及び生産者とのコミュニケーションの促進、ハケ・用水・農地から構成される「くにたち」独自の景観的魅力、災害時の延焼遮断など、本市にとってなくてはならない多面的な機能を有しています。
- 農業・農地の有する多面的機能が今後も適切に維持・発揮されるよう、より多くの市民や事業者等との連携・協力の下、市全体で農業・農地を守り支えていくための取組を強化していく必要があります。
- 毎年生産緑地の追加指定を行っているものの、生産緑地の面積は減少傾向にあります。また、新法指定の生産緑地地区のほとんどは指定から 30 年を経過し、農地を減らさないよう特定生産緑地として 7 割近くの指定がなされましたが、今後も更なる周知に努めていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

地産地消や農業体験など市民が農業に親しめる環境づくりを進めるとともに、農業経営の強化や農業後継者の育成を促進し、農業・農地を適切に保全していきます。



<展開方向1：農業経営の強化と農地の維持>

【目的】

国立の重要な地域資源である農業・農地の多面的機能が、今後も適切に維持・発揮されるようにします。

【手段】

- ◆農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を増加させるとともに、経営体の収入増を支援し、農地の保全及び有効利用を促進します。
- ◆市内農業者の販路を拡大させるため、地産地消の対策と機会の創出を推進します。
- ◆農地の保全及び有効利用を促進するため、生産緑地の追加指定や特定生産緑地の移行を進めます。
- ◆くにたち独自の景観的魅力である「農の営みが残る原風景」を保全していくため、各種の農地保全に関わる制度を周知してその活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
農地面積の減少率	%	同左 (各年 4 月 1 日現在)	5.45 (2025 年度)	1.97	1.90
市域面積に占める水田面積の割合	%	同左 (各年 4 月 1 日現在)	0.89 (2025 年度)	0.89	0.89
認定農業者 ²⁴ の人数	人	同左 (各年 4 月 1 日現在)	25 (2025 年度)	30	30

²⁴ 自らの農業経営の改善を図り、効率的で安定的な農業経営を目的とした農業経営改善計画を作成し、その計画が市の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。認定を受けると金融措置や税制措置等の支援を受けることができる。

＜展開方向２：多様な主体との連携による農業の推進＞

【目的】

農業・農地の有する多面的機能への市民理解を深め、地産地消を促進するなど、地域ぐるみで農業・農地を守り支えるための取組を推進します。

【手段】

- ◆農業・農地を有する環境の意義を市民に広めるため、農業体験及び農業の情報発信の拠点として整備した「城山さとのいえ」を中心に、農業のPRと市民と農業者を繋ぐ事業を推進します。
- ◆くにたち野菜を引き続きPRするとともに、くにたち野菜の販路拡大のため、飲食店との連携等新たな施策を展開します。
- ◆都市農地が有する環境保全機能や景観形成機能について市民に理解を広め、災害時の一時避難や農作物の調達をすることを目的とした防災協力農地を拡大していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
農産物の推定生産額	千円	作付面積より南部地域まちづくり課で算定	166,436 (2024 年度)	191,332	191,332
城山さとのいえ体験事業等に満足した参加者数	人	城山さとのいえ体験事業等のアンケートにおいて満足と回答した参加者の数	1,112 (2024 年度)	900	900

【政策 9】自治体経営

基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営

【施策統括課：行政改革・情報政策担当

主な関係課：政策経営課、総務課、文書法制課、法務担当、職員課、市民課、
会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局】

＜現状と課題＞

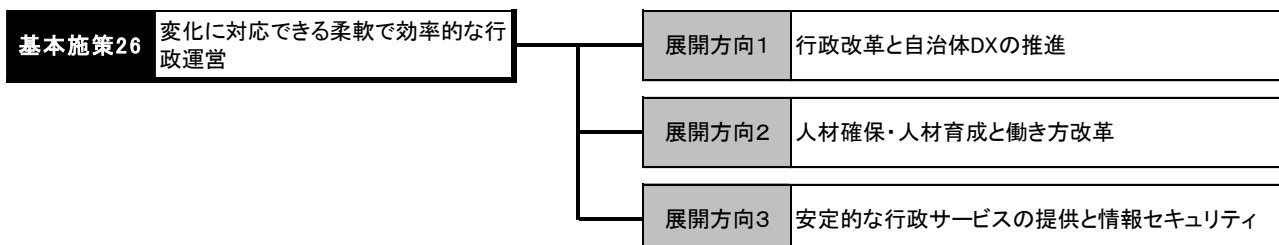
- 国立市の人口は令和 7 (2025) 年 1 月 1 日現在で 76,079 人となり、ここ数年間は増減を繰り返しながら横ばいの状況が続いています。今後市内における民間開発等の動向により人口増加の可能性はあるものの、人口減少の局面に入りつつあると推測されます。
- 国立市における人口構成の見通しとしては、高齢化率が上昇し、生産年齢人口の比率は減少傾向となります。令和 22 (2040) 年には日本全体で高齢者人口がピークになると推計されており、医療・介護等の社会保障費がさらに増加することが懸念されます。また、生産年齢人口の減少に伴い、税収の減収していくことも懸念されます。
- こうした状況においても、国立市がより多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるまちとして発展を遂げ、将来の人口減少や税収の減少に対応できるようにするためには、選択と集中の下、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源をより効果的・効率的に配分し、行政運営に尽力する必要があります。
- また、近年、地域主権改革や市民ニーズの多様化により、市全体の業務量が増加しています。限られた人材で多様化する市民のニーズに対応するためには、職員一人ひとりが効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、課題に対して部署を越えて積極的に連携する「部署間連携」により横断的に対応していくことが求められます。
- 具体的には、常に職員一人ひとりの能力向上を図りながら、単純な業務を減らし、ヒトが対応しなければならない業務に人員を振り向けていかなければなりません。人口減少の流れを受け、自治体においても AI の積極的な活用が行われています。新たな技術や民間事業者の活用等により適切な人員配置を行うとともに、「国立市人材育成基本方針」に基づく人材育成や令和 2 (2020) 年度より導入された会計年度任用職員制度を適切に運用することが必要となっています。
- こうした状況のなか、財源及び人的資源を確保するための具体的な計画として、第 5 期基本構想第 3 次基本計画の策定に合わせ、「国立市行財政改革プラン 2027」の見直しに取り組んでいます。
- 平成 28 (2016) 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性活躍とワークライフバランス推進のための働き方改革が求められています。これに関連し、国立市においても、女性管理職比率の向上、職員の年次有給休暇日数の向上、男性の育児休業取得率の向上、職場における代替人員の確保、職場環境の整備などの課題に対応していくため、令和 2 (2020) 年度から令和 7 (2025) 年度までを計画期間とする「特定事業主行動計画」を策定しました。
- 国は、令和 3 (2021) 年 9 月にデジタル社会形成基本法を施行し、国際競争力を高め急激な少子高齢化に対応するためにデジタル技術をあらゆる分野において活用し、創造的かつ活力ある社会を目指すことを打ち出しました。東京都は、令和 5 (2023) 年に東京デジタル 2030 ビジョンを策定し、「組織ごとや自治体ごとではなく、オール東京でデジタルのあり方を提言し、都

が牽引役となり、変革に挑んでいく」としています。

- 平成 28(2016)年 1 月から開始されたマイナンバー(社会保障・税番号)制度により、社会保障・税・災害対策の行政手続において、申請の電子化や自治体間の連携が推進されています。また、国によるマイナポイント等の普及施策の実施や、健康保険証、運転免許証としての利用開始により、マイナンバーカード保有率は全国平均 78.2% (令和 7 (2025) 年 3 月末時点) となり、多くの人がマイナンバーカードを活用する社会になりつつあります。
- コロナ禍を契機に、日本社会のデジタル化の遅れが指摘されるようになり、行政の在り方や人々の働き方が大きく変わる事となりました。特別定額給付金等の給付事業や、新型コロナウイルスワクチン接種事業等で一斉にすべての自治体がシステムを使った業務を始める際、自治体の基幹システムが統一的でないことから迅速な対応が難しかった反省から、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和 3 (2021) 年 9 月に施行され、対象 20 業務については令和 8 (2026) 年 3 月までに国が定める標準仕様書に準拠したシステムへ移行することが義務付けられました。
- 働き方が多様化していることや、生産年齢人口の減少による人手不足への対応として、AI の活用、テレワークやペーパーレスの推進等の DX (デジタルトランスフォーメーション) を進めるため、令和 5 (2023) 年 3 月に国立市 DX 推進計画を策定し、各種取組を進めることとしました。

<施策の目的及び体系>

中長期的な視点に立ちながら、選択と集中及び部署間の緊密な連携体制等に根ざした、より一層効果的・効率的な事業の実施に努め、市民から信頼される市役所を実現します。



<展開方向1：行政改革と自治体DXの推進>

【目的】

社会経済情勢の変化や今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる市民ニーズに対し、柔軟かつ適切な対応を図るとともに、継続的な改善改革に取り組みます。また、国立市 DX 推進計画に基づき、ICT²⁵を活用した、質の高い市民サービスの提供や事業者の利便性向上を図るために、行政の制度や組織の在り方を変革していきます。

【手段】

- ◆将来的な事務量を的確に見極め、労働市場の状況や民間活力の導入も見据えながら、適正な定員管理を推進します。
- ◆選択と集中の下、事業のスクラップアンドビルドを常に意識し、総合基本計画を起点とする「Plan(計画)⇒Do(実施)⇒Check(点検・評価)⇒Act(改善改革)」からなる PDCA サイクルの有効性を高め、より高い実効力を伴った行政運営を計画的に推進します。
- ◆費用対効果やセキュリティを十分に勘案した上で、各種行政手続のオンライン化や証明書等のコンビニ交付の推進等を図ります。
- ◆マイナンバー制度の運用により、各種行政手続の簡素化を推進します。
- ◆自治体システムの標準化・共通化を始めとする国の動きに対応しつつ、既存の業務プロセスを検証し、生成 AI の活用や「書かない窓口」の導入を始めとして職員の事務負担の軽減と市民サービス向上の両面から行政の DX を進めます。
- ◆デジタル地域通貨「くに Pay」を市の様々な事業で効果的に活用することで、行政と市民の関わり方の変化を促し、市への愛着心の醸成と市民生活の充実を図ります。

²⁵ 情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術 (Technology) の総称。一般的な IT (情報技術) の概念をさらに一歩進め、IT に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
諸証明のコンビニ交付の割合	%	住民票、印鑑証明書、税証明、戸籍証明の発行枚数の内（市民課、課税課窓口・郵送、各市民プラザ窓口）、コンビニで交付された割合	42.3 (2024 年度)	50.0	55.0
行政手続のオンライン化率	%	「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のオンライン化対応状況	36.2 (2024 年度)	48.0	60.0
くに Pay 年間発行額	ポイント	1 年間で発行・チャージされたくに Pay のマネー・ポイントの合計額	0.5 億 (2024 年度)	2.0 億	3.0 億

<展開方向 2：人材確保・人材育成と働き方改革>

【目的】

良質な市民サービスを提供し続けるため、市政の担い手となる有為な人材の確保に取り組みます。また、職員のモチベーションや能力・資質を向上させるとともに、能力を発揮しやすい職場環境整備を進めることで職員の生産性を高めます。

【手段】

- ◆ 通年採用やカムバック採用など、市政を担う人材の安定的な確保を図ります。
- ◆ 人材育成基本方針に基づき、人事評価制度を活用し、組織目標達成に向けた職員のモチベーションの向上と人材育成を図ります。
- ◆ 育児休業に対する代替人員の確保やワークライフバランスの向上、軽装勤務の通年化等により働きやすい職場環境の整備を進め、職員の健康・意欲の維持向上を図るとともに、生産性の低下を防ぎます。
- ◆ テレワークによる勤務を実施するとともに、週休 3 日制やフレックタイム制の導入検討を行う等、多様な働き方を推進します。
- ◆ 適材適所による人事配置を基本としつつ、職場における意思決定の多様性を確保するため、管理職における女性の比率向上を図ります。
- ◆ 会計年度任用職員の募集・任用や異動など、効率的な組織運営の観点から、あり方の検討を行います。
- ◆ ハラスメントに対する職員の意識啓発や研修の実施、カスタマーハラスメント対策マニュアルの周知・活用等、職場におけるハラスメント防止対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市の職員の仕事ぶりに信頼感を持つ市民の割合	%	国立市市民意識調査	56.7 (2024 年度)	70.0	80.0
管理職に就いている職員に占める女性の割合	%	同左	13.6 (2025 年度)	20.0	25.0
市の人材育成に対する職員満足度	%	正規職員に対するアンケート調査	65.0 (2024 年度)	70.0	80.0
職場環境に対する満足度	%	正規職員に対するアンケート調査	76.7 (2025 年度)	78.0	80.0

<展開方向 3：安定的な行政サービスの提供と情報セキュリティ>

【目的】

複雑化・多様化する市民ニーズや行政課題に対応し、安定的かつ効率的な行政サービスを提供するとともに、個人情報を含む情報資産の適正な管理・運用を行います。

【手段】

- ◆基礎的な行政サービスである戸籍・統計・選挙事務等や行政サービスを支える文書・契約・監査・出納事務等を安定して行える体制を整えます。
- ◆庁内の情報基盤の整備を進め、デジタルツールを活用できる環境を整えるとともに、システムを安定的に維持管理し、市民サービスの向上と事務処理の効率化を進めます。
- ◆個人情報の保護に関する法律及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
- ◆先進技術の動向把握に努めつつ、ハード・ソフトの両面から、多面的なセキュリティ対策を推進します。
- ◆職員のセキュリティ意識の向上を図るための研修を充実させます。
- ◆社会動向や技術動向を踏まえ、情報セキュリティ対策基準等ルールの見直しを定期的に行います。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
国立市が適正に個人情報を取り扱っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	34.8 (2024 年度)	37.5	39.3
情報セキュリティ事故発生件数	件	国立市情報セキュリティ委員会へ報告した情報セキュリティ事故の件数	5 (2024 年度)	2	0
庁内情報基盤安定稼働率	%	庁内システム稼働時間（定期メンテナンスを除く）÷年間業務時間	— (未集計)	99.5	99.5

基本施策 27 市民の市政参加と市内外への魅力・情報発信

【施策統括課：秘書広報担当 主な関係課：政策経営課、行政改革・情報政策担当、まちの振興課】

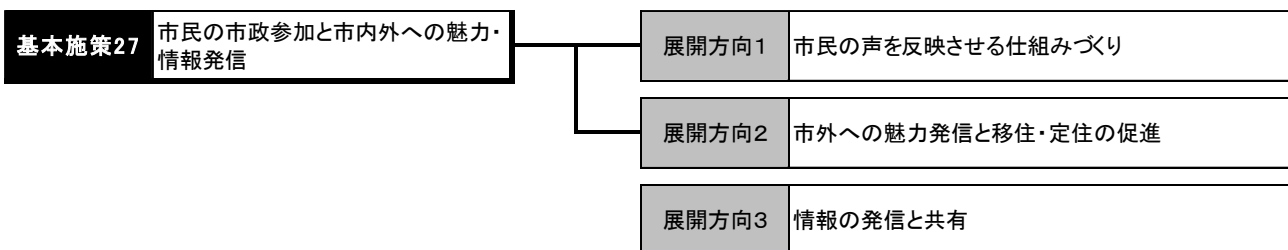
＜現状と課題＞

- 国立市では市民との対話をより重視していくため、令和 7（2025）年度から「市民と市長の対話の会」を実施するなど、多様な意見を市政に反映させることを目指しています。
- 市の魅力発信については、国立市観光まちづくり協会と連携して、シティプロモーションサイトを運営するとともに、フィルムコミッション事業を展開しています。その結果、市内におけるロケ件数が増加し、国立市をメインロケ地とする映画が撮影されるなど、ロケ地としての認知が進んでいます。
- また、情報通信ネットワーク化の進展により、個人における情報入手や発信する自由度は高まっています。一般的な情報発信の方法として、スマートフォンやタブレット等の普及により、X（旧 Twitter）や LINE、YouTube、Facebook や Instagram といった SNS（ソーシャルネットワークキングサービス）が注目を集めています。国立市でも、情報発信手段として、市報のほかに、ホームページ、メール配信、X（旧 Twitter）、LINE、YouTube 等を活用し、市政情報や市の魅力を市内外に向けて広く積極的に発信しています。
- 今後、市報等の紙媒体をさらに工夫し、市民の生活の充実、利便性の向上となるような情報発信を行うとともに、ホームページについても、主要な情報発信手段として、さらなる内容の充実を図りつつ、高齢者やしょうがいのある方などだれもが利用できるものにするため、ホームページのアクセシビリティの向上を図る必要があります。また、社会における情報通信手段の発展に伴い、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築し、X（旧 Twitter）、LINE 等のさらなる活用を図る必要があります。
- 平成 28（2016）年 12 月に「官民データ活用推進基本法」が制定され、同法において基本施策の一事項として、「国及び地方公共団体等が保有する官民データ²⁶の容易な利用等」（オープンデータの推進）が定められました。オープンデータは、行政が保有するデータを、市民や企業等が編集・加工等をしやすい形で、インターネット等を通じて公開することにより、自治体が抱えている政策課題を市民と共有し、共に解決していくことや、企業等が効果的に活用することで新たなサービスやビジネスを生み出し、地域の活性化につなげていこうとするものです。東京都では、オープンデータの標準フォーマットを定義し、都内の市区町村で共通したオープンデータを公開する環境を整備しています。国立市においても、オープンデータの公開・拡充への取組を推進し、有益な市民サービスや地域課題の解決につなげていく必要があります。
- このような状況下、地域社会を構成する多様な主体が適切な役割分担の下、より緊密に連携・協働してより良いまちづくりに取り組めるようにするためには、個人情報保護に十分配慮しながら、まちづくりに関する多種多様な情報の積極的な提供等を通じ、より多くの人々の自発的・主体的なまちづくり活動につなげていく必要があります。

²⁶ 電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

<施策の目的及び体系>

市民との対話等を行うことで、多様な意見を市政に反映させるとともに、市内外に魅力・情報発信を行い、市政に興味を持っていただく方や来街者を増やします。また、市政情報を含む様々な情報を効果的に市民等に公開・提供・発言し、その情報が積極的に活用されるまちを目指します。



<展開方向1：市民の声を反映させる仕組みづくり>

【目的】

行政に対する市民の意見・要望を収集し、市民の声を政策に反映することで、相互理解を深め市民の市政への主体的な参画を促します。

【手段】

- ◆まちづくりに対する意見・要望等を広く市政に反映させるため、様々な媒体を活用した広聴機能の充実に取り組みます。
- ◆市民と市長の対話の会や、ワークショップ、パブリックコメント等の適切な実施、子どもの意見の聴取により、多様な意見を市政に反映させます。
- ◆若者・現役世代にとっても魅力的なまちとするため、若者・現役世代の市政参画に向けて取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市政に参画した市民の人数	人	附属機関、タウンミーティング、ワークショップ、説明会等の参加人数	3,526 (2024 年度)	3,700	3,900

<展開方向2：市内外への魅力発信と移住・定住の促進>

【目的】

移住・定住の促進に向けて、国立市の魅力を市内外に発信するシティプロモーションに取り組みます。

【手段】

- ◆より多くの方に国立市に興味関心を持ってもらうため、市政情報や市内で開催されるイベント情報などを各種広報手段で市内外に積極的に発信していきます。
- ◆閑静な街並みや、個性的な建物・店舗を効果的にアピールするため、国立市フィルムコミッシ

ョン事業を推進し、市外からの来街者の増加を目指します。

- ◆国立市の子育て環境や地域の魅力を発信することで、特に若い世代の移住・定住の促進に取り組みます。
- ◆若者による地域活動の支援を行うことで、新たな地域の担い手を創出します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市の情報発信の配信数	件	市の広報手段である SNS や報道発表、メール配信の件数	1,614 (2024 年度)	1,750	1,850
国立市内での映像作品撮影回数	回	同左	61 (2024 年度)	67	71

＜展開方向 3：情報の発信と共有＞

【目的】

市政情報を含む様々な情報を迅速かつ効果的に発信・公開・提供することにより、市民等による情報の積極的な活用を促進するとともに、必要な情報を容易に入手できる環境に向けて取り組みます。

【手段】

- ◆社会における情報通信手段の発展に伴い、市報等の紙媒体のさらなる充実を図るとともに、ホームページやX(旧 Twitter)、LINE 等の SNS の活用を図り、市民のだれもが必要な情報に容易にアクセスし、利用することができる環境を整備します。
- ◆市や市民に影響のある情報を継続的・定期的に収集し、しっかりと分析を行うことで、効率的な広報活動につなげます。
- ◆行政情報のオープンデータ化を推進するとともに、その利活用を積極的に PR します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	21.8 (2024 年度)	23.5	24.5
オープンデータとして公開したファイルの数(種類)	種類	ホームページ上にオープンデータとして公開したファイルの延べ数(種類)	18 (2024 年度)	20	24

基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営

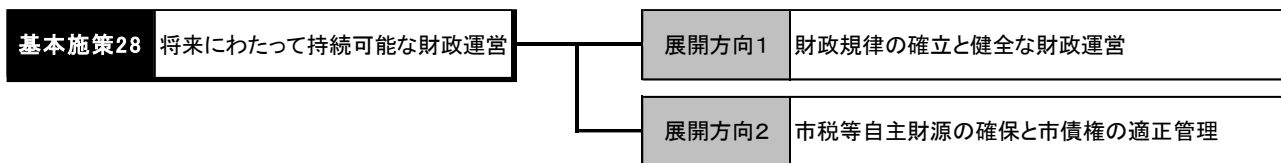
【施策統括課：政策経営課 主な関係課：行政改革・情報政策担当、課税課、収納課、保険年金課、会計課】

<現状と課題>

- 国立市の歳入のうち、自主財源の約 8 割、歳入全体の約 4 割を占め、財政の根幹をなしている市税は、税制改正の影響を受けつつも、令和 4 (2022) 年度以降増加傾向となっています。特に市税全体の約 5 割を占めている個人市民税は、納税義務者数の増や物価高騰及び賃金上昇に伴う給与所得の伸び等により増加しています。
- また、国立市は令和 3 (2021) ・ 4 (2022) 年度に地方交付税の交付団体となりました。しかし、令和 5 (2023) 年度からは再び不交付団体になるなど、交付団体と不交付団体との境界線上に位置していることから、地方交付税は歳入面において不安定な要素となっています。
- ふるさと納税制度の利用者は年々増加し、令和 6 (2024) 年度の全国の寄附受入額が約 1 兆 2,728 億円となりました。国立市においては令和 7 (2025) 年度課税の寄付金控除額が 5 億 2,857 万円となった一方、寄附受入額は 1 億円程度に留まっています。国立市の個人市民税は約 80 億円であり、多くの市税が他自治体へ流出し、その額が拡大している状況にあります。
- 歳出では、支出が義務づけられ任意に節約できない経費である人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費が全体の約 5 割以上を占めています。そのうち、扶助費は直近 10 か年で平均 5 %以上の伸び率で推移しており、子育て・障害・生活保護分野では平均して毎年度 2 ～ 4 億円ずつ増加するなど大きな伸びを示しています。近年、各分野の対象者数が増加していることに加え、サービス需要の高まりを受けた施策拡充等がその要因と考えられます。
- また、人件費は、給与改定による増加に加え、会計年度任用職員制度の導入と期末・勤勉手当の支給開始による増加によって大きく伸びています。なお、これらの経費増加に対しては普通交付税による措置がされているところですが、前述のとおり国立市は不交付団体となることが多く、一般財源での負担となっています。
- 近年、物価や賃金が継続的に上昇しています。市の財政運営上においても、こうした動きに併せて歳出が増加傾向にあり、市税をはじめとする歳入も増加していますが、歳出の増加に追いついていない状況にあります。
- 平成 26(2014) 年 2 月に「財政健全化の取り組み方針・実施細目」を策定し、職員人件費の見直し、国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮、家庭ごみ有料化の実施、事務事業の見直し、保育園の民営化など不断の財政改革に取り組んできました。また、平成 28(2016) 年 3 月に「国立市健全な財政運営に関する条例」を制定し、健全で規律のある財政運営に取り組んできました。しかしながら、令和元年(2019) 年度に経常収支比率が 100.2%となり、以降 100%に近い水準で高止まりの状態が続くなど、国立市の財政状況を取り巻く環境は悪化しています。
- こうした厳しい財政状況においても健全な財政運営を行うため、歳出抑制や事業の見直しなどの取り組みがこれまで以上に求められています。また、今後、国立市においても少子高齢化や既存の公共施設の老朽化の進展等に伴い、さらに財政需要が増大していくと見込まれることから、より自律性の高い財政運営を行うため、使用料・手数料等の自主財源を安定的に確保することや高い市税収納率の維持することが極めて重要となっています。

<施策の目的及び体系>

安定的に自主財源を確保し、将来にわたって自律性の高い財政運営を推進します。



<展開方向1：財政規律の確立と健全な財政運営>

【目的】

財政の健全性を堅持し、計画的で安定的な財政運営を推進するとともに、市民にも分かりやすく、より透明性の高い財政運営を目指します。

【手段】

- ◆高い実効力を伴った財政規律(予算編成方針、予算執行方針等)の下で、限りある市の予算を各事務事業に適切に配分します。
- ◆適正な起債による財源の充当によって、建設事業の着実な進捗と世代間の財政負担の公平化を図ります。
- ◆市が設置した基金を必要な事業に活用するため、適切な管理・運用を推進します。
- ◆新地方公会計制度²⁷を活用し、財務情報をより詳細かつ正確に把握することにより、より効果的・効率的な行財政運営やより質の高い行政サービスの提供に結びつけます。
- ◆市の財政状況を取り巻く環境が悪化しつつあるため、歳入のさらなる確保と歳出抑制の両面から検討を行うとともに、計画している事業の先送りなど柔軟な予算編成も含め、安定的で健全な財政運営ができるよう取り組みます。

²⁷ 新地方公会計制度は、現状の会計処理では見えにくい資産・負債等のストック情報や行政サービスに係るコスト情報を、複式簿記・発生主義の導入により補完しようとする会計処理である。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
特定目的基金を含めた実質単年度収支	千円	普通会計の単年度収支＋繰上償還額＋基金積立額－基金取崩額	△418,275 (2024 年度)	前年度決算の 25 市平均値	
経常収支比率	%	経常経費充当一般財源の額／経常一般財源×100	99.0 (2024 年度)	前年度決算の 25 市平均値	
義務的経費比率	%	普通会計の義務的経費(人件費・扶助費・公債費)／標準財政規模×100	66.4 (2024 年度)	前年度決算の 25 市平均値	
人口 1 人当たりの基金現在高	万円	普通会計の当該年度末の基金現在高／当該年度 1 月 1 日の人口	9.2 (2024 年度)	前年度決算の 25 市平均値	
人口 1 人当たりの地方債現在高	万円	普通会計の当該年度末の地方債残高／当該年度 1 月 1 日の人口	15.8 (2024 年度)	前年度決算の 25 市平均値	
債務償還可能年数	年	普通会計の地方債残高／(経常的収支額－地方債発行額－基金取崩額)	3.1 (2024 年度)	前年度決算の 25 市平均値	

＜展開方向 2：市税等自主財源の確保と市債権の適正管理＞

【目的】

市税を中心とした自主財源を安定的に確保するとともに、市民の理解と協力の下、市税収納率の維持と市債権の適正な管理・確保を図ります。

【手段】

- ◆くにたち未来寄附制度の利用促進に向け、さらなる検討及び PR を推進します。
- ◆納税義務者及び課税客体(土地・家屋・償却資産(事業用資産))の的確な把握に努めながら、公平で的確な課税を推進します。
- ◆納付機会、納付手段の充実や滞納整理の強化など、今後も引き続き、収納率を維持するために様々な取組を推進します。
- ◆市債権の適正な管理と回収を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市税収納率	%	収入済額／調定額×100	99.52 (2024 年度)	99.5	99.5
国民健康保険税の徴収率	%	収入済額/調定額×100	95.29 (2024 年度)	94.78	94.78

基本施策 29 公共施設マネジメントの推進

【施策統括課：資産活用担当】

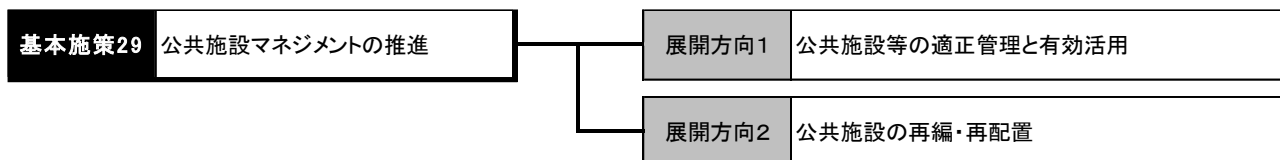
主な関係課：政策経営課、総務課、建築営繕課、環境政策課、下水道課、教育総務課、教育施設担当】

＜現状と課題＞

- 全国的に、高度経済成長期に集中的に整備された公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行している一方、少子高齢化の進展、人件費や物価高騰等により、財政状況が厳しさを増している中、既存の公共施設を現状と同一の規模・管理運営方法で維持・更新していくことは極めて困難です。
- このような状況下、速やかに公共施設の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、計画的な更新・長寿命化・統廃合等を行い、財政負担の軽減・平準化を図った公共施設の最適な配置を実現するため、国は平成 26(2014)年 4 月、全国の地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。
- 国立市が将来にわたり適切な行政サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るためには、公共建築物やインフラ施設及び土地といった市有財産を経営資源として捉え、次代を見据えた戦略的な運用を図っていくことが不可欠といえます。最大限の効果を発揮させ、健全な財政基盤による、国立市の地域及び社会の実情にあったまちづくりが持続的に推進できるよう、高い実効力を伴った「公共施設マネジメント」に取り組む必要があります。
- 国立市では、平成 29(2017)年 3 月に「公共施設等総合管理計画」を策定(令和 6(2024)年 3 月改訂)しました。その他、個別施設計画として「公共施設再編計画」(令和 3(2021)年 3 月)、「学校施設整備基本方針」(平成 31(2019)年 3 月)、「道路等長期修繕計画」(平成 30(2018)年 3 月)、「公共下水道ストックマネジメント基本計画」(令和元(2019)年 10 月)及び、「公園施設長寿命化計画」(令和 5(2023)年 7 月)を策定し、適切な整備、保全のため各計画に基づく取り組みを行っています。
- 今後、それぞれの個別施設計画を適宜見直しながら、実効性を伴って展開されるよう事業を進めていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

公共施設の適切な管理・保全を行いつつ、行政サービスの継続的かつ安定的な提供のため、経営資源としての活用も図りながら効果的・効率的な運用を推進します。



<展開方向1：公共施設等の適正管理と有効活用>

【目的】

市民生活と経済活動を支える重要な都市基盤及び活動拠点として、既存施設を適切に管理・保全するとともに、経営資源と捉え戦略的な利活用を推進していきます。

【手段】

- ◆「公共施設保全計画(令和7(2025)年12月改定)」を1つの指標とし、既存建物の計画的な保全を推進します。
- ◆道路・下水道等のインフラ施設について、既存施設の計画的な維持・更新を推進します。
- ◆土地や建物といった市有財産を経営資源として捉え、有効活用を図るとともに、利用計画が定まっていないなどのものについては、売却や貸付、有償借地の解消等の取組を推進します。
- ◆維持管理に係る経費の削減及び施設の再編などにより、歳出の縮減を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027年度	2029年度
市有財産を活用した財源の創出額	千円	同左	1,898 (2024年度)	37,000	37,000
施設管理者による施設点検の実施率	%	国立市公共施設調査実施マニュアルに基づく実施数/公共施設数	100 (2024年度)	100	100
公共施設等の管理不良による損害賠償件数	件	同左	0 (2024年度)	毎年度0件	

<展開方向２：公共施設の再編・再配置>

【目的】

将来にわたり適切な行政サービスの提供と効率的な行政運営の両立を図ります。

【手段】

- ◆「公共施設等総合管理計画」及び各個別計画に基づき、公共施設の保全・再編を推進します。
- ◆学校を地域コミュニティの拠点として有効活用できるよう、建て替えの機会を捉え、周辺の既存施設との集約化や複合化・多機能化を推進します。
- ◆行政サービスの質の維持・向上を図るため、民間事業者の資金やノウハウの活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
公共施設（公共建築物）延床面積	m ²	同左	126,208 (2024 年度)	124,496	124,496

Ⅸ 基本施策の担当課一覧

●＝施策統括課 ○＝主な関係課

政策体系	基本施策の体系	課 名 施 策 名	オンブズマン事務局	政策経営部							行政管理部						
				市長室	秘書広報担当	政策経営課	行政改革・情報政策担当	資産活用担当	課税課	収納課	総務課	建築営繕課	文書法制課	法務担当	職員課	防災安全課	市民課
人権・平和・ジェンダー平等	1	人権の尊重と平和の推進	○	●													
	2	ジェンダー平等の推進と困難な問題を抱える女性への支援		●													
子育て・教育	3	安心して子どもを産み育てられる子育て支援															
	4	すべての子どもの主体的な権利が保障される子育て支援	○														
	5	学校教育の充実										○					
文化・生涯学習・スポーツ	6	文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護と活用															
	7	生涯学習の環境づくり															
	8	スポーツの振興															
保健・福祉	9	健康まちづくりの推進及び保健と医療の連携強化															
	10	高齢期の充実した生活への支援															
	11	しょうがいしゃの支援															
	12	包摂的な地域づくりと包括的な相談支援															
地域・安全	13	防災体制の充実									○					●	
	14	防犯対策の強化と消費生活環境の整備														●	
	15	地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進															
環境	16	花と緑と水のある環境づくり															
	17	環境の保全															
	18	循環型社会形成の推進									○						
都市基盤	19	道路の整備と適正管理															
	20	交通環境の整備															
	21	魅力あるまちづくりの推進															
	22	地域特性を活かしたまちづくりの推進															
	23	下水道の整備・維持・更新															
産業	24	商工業振興と観光施策による市域経済力の強化															
	25	農業振興と農地保全の推進															
自治体経営	26	変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営				○	●				○		○	○	○		○
	27	市民の市政参加と市内外への魅力・情報発信			●	○	○										
	28	将来にわたって持続可能な財政運営			●	○			○	○							
	29	公共施設マネジメントの推進				○		●			○	○					

健康福祉部							子ども家庭部			生活環境部			都市整備部								教育部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
-------	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	-------	--	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

X 進捗状況を測定するための指標一覧

【政策 1】人権・平和・ジェンダー平等

基本施策 1 人権の尊重と平和の推進					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027 年度	2029 年度
1 教育・啓発による 人権意識の向上	国立市が人権を尊重したまちづくりを行っていると思う市民の割合	%	34.1 (2024)	37.0	39.0
	実績値を基準とし、毎年度 1 ポイント上昇させることを目標としました。				
	様々な人権課題について「知っている」と回答した市職員の割合	%	77.4 (2024)	80.0	82.0
	実績値を基準とし、毎年度 1 ポイント上昇させることを目標としました。				
2 平和意識の醸成 と平和文化の創出	市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割合	%	50.5 (2024)	53.0	55.0
	実績値を基準とし、毎年度 1 ポイント上昇させることを目標としました。				
	市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合	%	93.5 (2024)	95.0	95.0
	令和 9 (2027) 年度までに 95.0%を目指し、以降は目標値を維持することを目指します。				

基本施策 2 ジェンダー平等の推進と困難な問題を抱える女性への支援					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027 年度	2029 年度
1 ジェンダー平等のまちづくりの推進	審議会委員のうち女性の委員割合	%	33.8 (2024)	38.5	41.5
	ジェンダー平等推進計画において令和10(2028)年度に40%を目標としていることから、令和5(2023)年度の実績値を基準とし、毎年度1.5ポイントの上昇を目標としました。				
	くにたち男女平等参画ステーションにおける男性相談の相談件数	%	836 (2024)	870	890
	令和5(2023)年度の実績値を基準とし、過去の件数(R5:854 R4:545)を参考に、毎年度10件の増加を目標としました。				
2 困難な問題を抱える女性への支援	「SOGI」という言葉を知っている市民の割合	%	27.4 (2024)	27.8	30.0
	実績値を基準とし、毎年度0.1ポイントの上昇を目標としました。				
	女性相談新規件数	件	114 (2024)	144	164
	実績値を基準とし、毎年度10件増加することを目標としました。				
	女性パーソナルサポート事業の自立支援事業の新規件数	件	20 (2024)	28	32
	国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画における指標の達成を踏まえた目標としました。				

【政策2】子育て・教育

基本施策3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 多様な子育て家庭に寄り添う支援	子育てのしやすい環境が整っていると思う市民の割合	%	70.2 (2024)	72.0	75.0
	市民意識調査の実績値を踏まえ、子育て環境の充実を図るため、より高い目標値を設定しました。				
	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合	%	97.5 (2024)	97.8	98.1
	国民運動「第2次健やか親子21」の健康水準を図る乳幼児健診の実績値を踏まえ、より高い目標値を設定しました。				
2 地域全体で子育てを支える環境づくり	待機児童数(必要保育量) 市内未就学児童数の推移を見ながら、受入可能数とのバランスを図りつつ、待機児童数0人を目指します。	人	16 (2024)	0	0
3 すべての子どもが安心して自分らしく育つ環境づくり	自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	83.3	87.0	88.5
	全国学力・学習状況調査を根拠とし、実績値を踏まえ、全国平均より高い目標値を設定しました。		87.9 (2024)	88.0	88.5

基本施策 4 すべての子どもの主体的な権利が保障される子育て支援					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 質の高い保育・幼児教育の推進	幼児教育推進事業への参加者数	人	1,175 (2024)	1,300	1,400
	幼児教育センターで実施される保護者や市民向けの事業への参加者数について、実績値の20%上昇を目標としました。				
	幼児教育に関する研修への参加者数	人	470 (2024)	500	500
	質の高い保育・幼児教育を実践するため、市内幼稚園、保育園、認定こども園等に向けた研修について、現状より参加者が増えた状態で安定していくことを目標としました。				
2 自分らしく生きる・育つ権利が尊重される仕組みづくり	子どもが市政やまちづくりなどの事業等に参加した参加者数	人	124 (2023)	144	154
	子ども参画をより多く実現できるよう、毎年度5人増加させることを目標としました。				
	子ども自身からの相談の受付件数	件	79 (2023)	87	91
	子ども自身が相談しやすい環境をつくり、毎年度2人増加させることを目標としました。				
3 すべての子どもが安心して自分らしく育つ環境づくり	自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	83.3 87.9 (2024)	87.0 88.0	88.5 88.5
	子ども達が放課後等に過ごす環境が充実した場で在り続けるため、90%以上の数値を維持することを目標値と設定しています。				
4 子どもや若者が主体的に過ごし、学び、成長できる居場所づくり	児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友達と学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合	%	91.1 (2023)	毎年度 90% 以上	
	子ども達が放課後等に過ごす環境が充実した場で在り続けるため、90%以上の数値を維持することを目標値と設定しています。				
	学校へ行けない・行かない状態から学びの機関等へ繋がった児童・生徒の割合	%	25 (2024)	毎年度 25% 以上	
	教育と福祉が連携し、学校へ行けない・行かない児童・生徒が多様な学びに繋がる状態となることを目指すため、フリースクールやフリースペース等への繋がりを充実させつつ、現状の復学率を維持することを目標としました。				

基本施策 5 学校教育の充実					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 学校・学級の包摂力を高める取組の充実	学習環境が自分に合っていると感じている児童・生徒の割合	%	66.2 82.3 (2024)	66.5 82.5	66.7 82.8
	実績値から毎年度 0.1 ポイントずつ上昇させることを目標としました。				
	時間外在校等時間が 360 時間を下回る教員(管理職を除く)の割合	%	50.0 49.4 (2024)	56.0 55.4	60.0 59.4
	実績値の状況とこれまでの改善状況にを鑑み、毎年度 2 ポイントずつ上昇させることを目標としました。				
2 魅力ある学校づくり	学級に満足している児童・生徒の割合(上段：小学校、下段：中学校)	%	54.0 49.0 (2023)	58.0 53.0	60.0 66.5
	これまでの改善状況を鑑み、毎年度 2 ポイントずつ上昇させることを目標としました。				
	新規の不登校児童・生徒の出現率(上段：小学校、下段：中学校)	%	2.0 5.2 (2024)	2.0 5.2	2.0 5.2
	成り行き値では増加を続けるため、これ以上不登校率を上昇させないことを目標としました。				
3 安心・安全な学校施設の充実	小・中学校の校舎非構造部材耐震化の割合 災害時の安全性を確保するため、2 か年で 1 校ずつ改修していく目標としました。	%	59.1 (2024)	72.7	86.4
4 学校・家庭・地域連携の充実	学校支援ボランティア参画人数	人	65 (2024)	440	550
	各校 50 名程度のボランティア参画があれば家庭・地域と連携が充実していると考え、目標値を設定しました。				
	部活動地域展開実施部活動数	部活動数	0 (2023)	3	5
	文部科学省が令和 13(2031)年度までに休日における原則全ての部活動の地域展開の実現を目指すことを踏まえ、目標値を設定しました。				
5 安心・安全な給食の提供と食育の充実	小中学校残菜率(上段：小学校、下段：中学校)	%	18.6 14.9 (2024)	15.0 13.5	11.0 11.0
	食育事業や献立の工夫などにより小中学校の残菜率を下げることを目的とし、目標値を設定しました。				
	食育事業実施回数	回	24 (2024)	27	30
	食育の拠点の一つとして食育事業の更なる推進に向けた目標値を設定しました。				
	食育推進・給食ステーションにおける食材の地産地消割合	%	9.7 (2024)	16.0	20.0
	地産地消を推進し、地場野菜等の使用率を向上させる目標値を設定しました。				

【政策３】文化・生涯学習・スポーツ

基本施策６ 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護と活用					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 文化・芸術活動の支援及び文化・芸術を通じたにぎわいや交流の創出	過去１年間に文化・芸術活動を鑑賞した市民の割合	%	44.3 (2024)	52.0	60.0
	国立市文化芸術条例及び文化芸術推進基本計画の施策により、60%以上の割合となるように目標値を設定しました。				
	過去１年間に文化・芸術活動を行った市民の割合	%	28.8 (2024)	30.0	32.0
	国立市文化芸術条例及び文化芸術推進基本計画の施策により、現状より割合を増やしていくように目標値を設定しました。				
	FSX ホール（市民芸術小ホール）の利用者数 過去の利用者数の水準に戻すように目標値を設定しました。	人	53,077 (2024)	61,000	68,000
	国立市が「文化的なまち」だと思う割合	%	62.3 (2024)	67.0	71.0
	国立市文化芸術条例及び文化芸術推進基本計画の施策により、70%を超える割合となるように目標値を設定しました。				
2 歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承	過去１年間で市内の歴史・文化遺産に訪れたことがある市民の割合	%	69.1 (2024)	70.0	72.0
	旧本田家住宅や旧国立駅舎などの文化財の周知・活用を図ることにより、現状より割合を増やしていくように目標値を設定しました。				
	市内の歴史・文化遺産を地域の資源として活用されていると思う市民の割合	%	36.2 (2024)	38.0	40.0
	旧本田家住宅や旧国立駅舎などの文化財の周知・活用を図ることにより、現状より割合を増やしていくように目標値を設定しました。				
	くにたち郷土文化館・国立市古民家の入館者数	人	28,659 (2024)	32,000	35,000
	コロナ禍前の入館者数の約10%増となるように目標値を設定しました。				

基本施策 7 生涯学習の環境づくり					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 誰もが学ぶことができる学習機会の充実	日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	%	74.7 (2024)	77.0	79.0
	国立市市民意識調査を根拠とし、実績値から2ポイントずつ上昇するように目標値を設定しました。				
	市所有の社会教育・生涯学習施設が主催する生涯学習事業の参加者数	人	59,044 (2024)	62,000	65,100
	生涯学習課・公民館・図書館・郷土文化館・FSX ホール（芸小ホール）における生涯学習事業の参加者数の合計で、実績値から5%ずつ上昇するように目標値を設定しました。				
	市所有の社会教育・生涯学習施設の利用者（来館者）数	人	—	実績値から+2ポイント	2027年度実績値から+2ポイント
	公民館・図書館・郷土文化館・FSX ホール（芸小）の年間利用者（来館者）数。※令和7年度時点で各施設に来館者カウンターが未設置のため、設置後の数値を基準とし、2ポイント上昇するように目標値を設定しました。				
2 学習成果を活かせる環境づくりの推進	自己学習を含む様々な学習活動に取り組む市民の中で、学習を通じて得た知識や技術等を実生活や地域活動等に活かしている市民の割合	%	22.5 (2024)	24.5	26.5
	実績値から2ポイントずつ上昇するように目標値を設定しました。				
3 学びを支える社会教育の基盤づくり	他機関や市民団体等と連携・協働し実施した事業の数	件	553 (2024)	565	580
	生涯学習課・公民館・図書館・郷土文化館・FSX ホール（芸小ホール）がそれぞれ実施した他団体等との連携等事業数の合計で、実績値から2%ずつ上昇するように目標値を設定しました。				
	職員の資質向上等を目的とした研修に参加した職員数	人	65 (2024)	65	65
	現段階での参加者数を毎年維持するように目標値を設定しました。				

基本施策 8 スポーツの振興					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 多様なスポーツ機 会の提供	日常的にスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	%	55.4 (2024)	60.0	65.0
	各種団体との連携や市民ニーズに対応した事業実施及びスポーツ環境の充実により、約10ポイント増となるように目標値を設定しました。				
	市及びくにたち文化・スポーツ振興財団が実施するスポーツ・レクリエーション事業の参加者数	人	24,769 (2024)	27,000	29,000
	各種団体との連携や市民ニーズに対応した事業の実施により、約15%増となるように目標値を設定しました。				
2 スポーツ環境の充 実	FSX アリーナ（市民総合体育館）の利用者数	人	171,830 (2024)	198,000	213,000
	コロナ禍前の利用者数の水準に戻すように目標値を設定しました。				
	公園スポーツ施設の利用数	1面 1時間	33,985 (2024)	36,700	38,500
	コロナ禍前の利用者数の水準に戻すように目標値を設定しました。				
	学校開放施設の利用者数	人	85,480 (2024)	92,000	98,000
	過去の利用者数の水準に戻すよう目標値を設定しました。				

【政策４】保健・福祉

基本施策 9 健康まちづくりの推進及び保健と医療の連携強化					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 健康まちづくりの推進	主観的健康観を持つ人(自分を健康だと思う人)の割合	%	61.6 (2024)	63.0	65.0
	自身が健康である、と感じる人の割合を増やすことを目標とし、令和 11(2029)年度までに 3.4 ポイントの増加を目標としました。				
	普段取り組んでいる生涯学習活動で「健康・体力づくりをすること」と答えた人の割合	%	41.7 (2024)	43.0	45.0
	地域で健康づくりに取り組める環境整備に努め、活動をする人の割合を令和 11(2029)年度までに 3.3 ポイント増を目標としました。				
2 疾病予防の充実及び保健と医療と介護予防の連携強化	65 歳健康寿命 A (東京保健所長会方式) (上段：男性、下段：女性)	%	83.4 86.7 (2024)	東京都全体の 平均値以上	
	平均寿命は今後も延びると推計されているので、東京都全体の平均値を上回ることを目標としました。				
	近くに安心してかかることができる医療機関がある市民の割合	%	74.4 (2024)	75.0	77.0
	医療機関や関係機関との連携を推進し、情報提供を強化することで、令和 11(2029)年度までに 2.6 ポイント増を目標としました。				

基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 高齢者の生きがい大切にしたい、社会参加の促進と介護予防、支え合いの体制づくり	高齢者の主観的健康感（わからない・無回答を除く）	%	64.9 (2024)	68.0	70.0
	都全体における当該指標の割合が 66.0%であることを踏まえ、これを上回る 70.0%を目標にしました。				
	孤立化のリスクの高い高齢者の割合	%	3.2 (2022)	2.8 (2025)	2.4 (2028)
	令和 4（2022）年度に実施した調査のうち、地区別に最も値の低かった東地区 2.4%を目標にしました。				
	週に 1 回以上社会参加をしている高齢者の割合	%	46.3 (2022)	47.95 (2025)	49.6 (2028)
	令和 4（2022）年度に実施した調査のうち、地区別に最も値の高かった泉地区 49.6%を目標にしました。				
2 1 人暮らしの高齢者が安心して暮らせる生活基盤の充実	単身または夫婦のみ世帯で 65 歳以上の方が、市が高齢者の相談や支援を十分に行っていると思う割合（わからない・無回答を除く）	%	62.6 (2024)	75.0	75.0
	不安や悩みを抱えやすい単身世帯・夫婦のみ世帯に対しても、高齢者全体と同様に安心感をもっていただけるよう、高齢者全体における目標値と同値としました。				
	単身世帯における今後、施設等の入所を検討していない方の割合	%	75.7 (2022)	75.0 (2025)	75.0 (2028)
	すでに高水準にあることから、高齢化が進む中であっても引き続き同程度の水準を維持することを目標にしました。				
3 医療・介護が必要な高齢者が住み続けられる基盤の整備	要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合	%	88.1 (2024)	88.0	88.0
	すでに高水準にあることから、高齢化が進む中であっても引き続き同程度の水準を維持することを目標にしました。				
	診療所による看取りの実施件数（高齢者人口 10 万人対比）	%	88.4 (2023)	102.9 (2026)	117.3
	過去 3 回の調査による経年推移（H29：59.5 件⇒R5：88.4 件）を参考に、同程度の伸びを見込んで目標を設定しました。				
4 認知症の方が暮らしやすいまちづくりの推進	認知症で独居の高齢者の住み慣れた地域での生活継続割合	%	41.8	45.0	50.0
	実績値を参考に割合を増やしていくことを目標としました。				
	実際に在宅で認知症の方を介護している方のうち、今後の不安に感じる項目として、認知症状への対応を挙げた人の割合	%	45.6 (2022)	40.0 (2025)	35.0 (2028)
	過去 3 回の調査で最も低かった平成 29（2017）年度調査時の値 35.5%を参考に、35.0%を目標にしました。				

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
5 介護保険制度の 適正な運営と高 齢者支援の体制 整備・充実	85 歳以上の高齢者のうち、要介護 2 以上 に認定されている人の割合	%	27.7 (2024)	26.7	26.0
	多摩 26 市のうち、最も低い東大和市の値 26.1%を参考に、26.0%を目標にしまし た。				
	市が高齢者の相談や支援を十分に行って いると思う高齢者の割合（わからない・無 回答を除く）	%	62.0 (2024)	75.0	75.0
	過去 5 年間で最も高い割合であった令和 5 (2023) 年度の値 77.2%を参考に、75% を維持することを目標にしました。				

基本施策 11 しょうがいしゃの支援					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 地域生活の支援	施設入所から地域移行したしょうがいしゃ数 (平成 29(2017) 年 10 月からの累計)	人	6 (2024)	10	12
	グループホーム等での居宅生活への移行を支援し、数値を増加させることを目標としました。				
	1 年以上の長期入院者数	人	60 (2023)	53	51
	自宅療養等の地域生活への移行を図り、入院者数を減少させるよう目標設定しました。				
2 社会参加の促進	地域生活支援事業による通所先の延べ利用人数	人	5,547 (2024)	7,268	8,322
	福祉就労以外の外出先・地域交流の場の利用者数を目標値とし、安定した場の提供を目指します。				
	障害者総合支援法に基づく通所施設数(福祉就労)の支給決定者数	人	524 (2024)	594	640
	企業などへの就職支援及び企業などでの就労が困難な人に働く場の安定的な提供を目指すため、支給決定者数を目標としました。				
	児童福祉法に基づく通所の支給決定者数	人	360 (2024)	598	776
	発達支援を充実させるため支給決定者数を増加させるよう目標を設定しました。				
3 相談体制の整備	障害福祉サービス等支給決定者数	人	1,178 (2024)	1,455	1,627
	生活のしづらさや困難を軽減するために必要な障害福祉サービスの提供につなげるために支給決定者数を増加させるよう目標を設定しました。				
	計画相談支援等の利用率	%	57.9 (2024)	61.0	65.0
	相談体制の充実を図るため、計画相談支援を利用している率を増加させるよう目標を設定しました。				
	自立支援協議会の開催回数	回	4 (2024)	8	12
	当事者・関係者・関係機関職員等の連携の緊密化を図り、しょうがい者(児)の支援環境を充実させるため、自立支援協議会の開催回数を増加させるよう目標を設定しました。				
4 就労の促進	市就労支援事業により一般就労したしょうがいしゃ数	人	12 (2024)	12	13
	雇用状況等により大幅な増加は難しいものの、毎年安定して一般就労の場へつなぐことを目指します。				
	福祉就労から一般就労へ移行した人数	人	30 (2024)	33	36
	雇用状況等により大幅な増加は難しいものの、毎年安定して一般就労の場へつなぐことを目指します。				
	市主催の企業向け研修実施回数	社	0 (2024)	1	2
	しょうがい者への理解促進させ、しょうがいしゃを雇用する企業の増加を目指し、研修を実施を目標としました。				

基本施策 12		包摂的な地域づくりと包括的な相談支援			
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 居場所の充実と包摂的な地域づくり	福祉活動に取り組んでいる市民の割合	%	12.4 (2024)	12.7	12.9
	令和6(2024)年度の実績から、年0.1ポイントの上昇を目標としました。				
	グループ活動や地域活動に参加していない市民の割合	%	66.0 (2024)	63.0	61.0
	令和6(2024)年度の実績から、年1ポイントの減少を目標としました。				
	くにたち福祉サポーターの人数(累計)	人	142 (2024)	170	190
	令和6(2024)年度の実績から、年10名の増加を目標としました。				
	相談機能のある居場所数	か所	0	10	20
既存の居場所に福祉サポーターが関わることで、3年ごとに10か所の増加を目標としました。					
2 包括的な相談支援体制の構築	市が福祉的な困りごとの相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合(わからない・無回答を除く)	%	72.06 (2024)	75.0	77.0
	令和6(2024)年度の実績から、年約1ポイントの増加を目標としました。				
3 生活にお困りの方の自立支援	プラン作成者のうち自立に向けての改善が見られた者の割合	%	77.3 (2024)	90.0	90.0
	厚生労働省における本取組の目標値を参考とした目標としました。				
	子どもの学習・生活支援事業の利用者数	人	40 (2024)	40	40
	本事業の定員、体制から現状維持を目標としました。				

【政策5】地域・安全

基本施策 13 防災体制の充実

展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 防災都市づくり	地震や災害が起こった時に生命・財産が守られると思う市民の割合	%	32.3 (2024)	40	42.5
	過去の調査による経年推移を参考に、同程度の伸びを目指した目標値を設定しました。				
2 災害等への対応能力の向上	備蓄数(食料)	食	117,406 (2024)	118,000	118,000
	市において備蓄する食料と飲料水 1.5 日分の数量を維持できる目標設定としました。				
	市民の防災訓練参加者数	人	1,616 (2024)	毎年度 3,000 人 以上	毎年度 3,000 人 以上
3 自発的な防災活動の促進	過去の参加人数推移を参考とし、参加人数の増加を目指した目標値を設定しました。				
	自主防災組織数	組織	27 (2024)	30	30
	自主防災組織を結成していない地域に自主防災組織を組織していくことを目標に設定しました。				
	防災対策をしていない市民の割合	%	18.0 (2024)	16.0	14.0
	過去の調査による経年推移を参考に、防災対策をしていない市民が減少していくことを目指した目標値を設定しました。				

基本施策 14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 防犯意識向上の促進	何らかの防犯対策を行っている市民の割合	%	80.6 (2024)	87.0	90.0
	過去の調査による経年推移を参考に、同程度の伸びを目指した目標値を設定しました。				
	特殊詐欺被害件数	件	33 (2024)	10	5
	犯罪発生件数を限りなく0件に近づける目標としました。				
2 防犯体制づくりの促進	市内の刑法犯発生件数	件	361	300	200
	過去の発生件数から減少していく目標値を設定しました。				
	くにたちメール登録者数	人	9,517	10,000	12,000
	過去の実績値を参考に登録者を増やしていく目標値を設定しました。				
3 消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実	消費生活相談件数	件	484 (2024)	毎年度 500 件以上	
	国立市消費生活センターの相談体制において、消費生活の相談受付を毎年度 500 件以上行うことを目標としました。				
	過去 1 年間に消費生活に関する被害にあったことのある市民の割合	%	5.5 (2024)	5.2	5.0
	インターネットを経由した取引の増加等に伴い、消費生活における被害が増加、多様化していることを踏まえ、国立市市民意識調査の結果において、過去 1 年間に消費生活に関する被害にあったことのある市民の割合を毎年度 0.1%減少させることを目標としました。				
4 消費者の自立の促進	消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合	%	80.9 (2024)	87.0	91.0
	国立市市民意識調査の結果において、消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合を毎年度 2%程度向上させることを目標としました。				
	出前講座により消費生活に関する情報を得られた人数	人	66 (2024)	毎年度 100 人以上	
	国立市消費生活センターが実施する出前講座等に参加する市民が毎年度 100 人以上となることを目標としました。				

基本施策 15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 地域コミュニティの活性化	自治会・町内会加入率 自治会・町内会加入率は近年減少傾向にありますが、新たな加入促進施策を実施し、令和6(2024)年度の実績値を基準として毎年度0.1ポイント増加させることを目標としました。	%	22.8 (2024)	23.1	23.3
	コミュニティ施設利用者数 コミュニティ施設の利便性を向上させることにより令和6(2024)年度の実績値を基準として毎年度2,000人程度増加させることを目標としました。	人	132,211 (2024)	138,000	142,000
2 多様な主体との協働によるまちづくり	市と市民活動団体等との協働・連携実績件数 令和5(2023)年度の実績値を基準として毎年度5件増加させることを目標としました。	件	212 (2023)	232	242
3 多文化共生社会の実現	いつもの生活のなかで、言葉や文化の違いによって困ると感じている市民の割合 いつもの生活のなかで、言葉や文化の違いによって困ると感じている市民の割合を毎年度0.2ポイント減少させることを目標としました。	%	5.7 (2024)	5.1	4.7

【政策6】環境

基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 花と緑と生物多様性の保全	緑が十分にあるまちであると思う市民の割合	%	86.9 (2024)	87.8	88.5
	10 年後に緑が十分にあると思う市民の割合を 90%とすることを目標としました。				
	生物多様性の言葉の意味を知っている市民の割合	%	43.3 (2024)	49.8	56.3
	「国立市緑の基本計画及び生物多様性地域戦略」の中で、10 年後に 2024 年実績値の 1.5 倍の市民が認知することを目標としているため、その目標を踏まえた目標値としました。				
2 水環境の保全と活用	雨水浸透ますの設置割合	%	90.0 (2024)	100	100
	窓口指導により雨水浸透ますを設置した割合が 100%となることを目標としました。				
	矢川・用水・湧水の測定地点における環境基準の達成率	%	100 (2024)	毎年度 100%	
	良好な生活環境を維持していくため、毎年度 100%を目指すこととしました。				

基本施策 17 環境の保全					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 環境保全型のまちづくり	環境基準達成率 衛生的で良好な生活環境を維持・向上させるため、毎年度 100%を目指すこととしました。	%	99.6 (2023)	毎年度 100%	
	公害苦情処理割合 衛生的で良好な生活環境を維持・向上させるため、毎年度 100%を目指すこととしました。	%	100 (2023)	毎年度 100%	
2 ゼロカーボンシティに向けたまちづくり	市の事務事業から排出する温室効果ガスの削減率	%	-33.5 (2023)	-52.1	-61.4
	「国立市地球温暖化対策実行計画」の中で、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 66%削減することを目標としているため、その目標を踏まえた目標値としました。				
	国立地域の温室効果ガス削減率 「国立市地球温暖化対策実行計画」の中で、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 60%削減することを目標としているため、その目標を踏まえた目標値としました。	%	-13.3 (2022)	-42.8	-54.3

基本施策 18 循環型社会形成の推進					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 多様な主体との連携・協働による発生抑制	1人1日当たりのごみ排出量	g	688.2 (2023)	661.0	647.3
	多様な主体との連携・協働による発生抑制を目指し、排出されるごみの総量を抑制するため、循環型社会形成推進基本計画に定める目標値を達成するよう設定しました。				
2 再資源化の推進	総資源化率	%	36.0 (2023)	38.6	38.7
	市民等による適正な分別排出と、中間処理における適正な選別を通じ、ごみを可能な限り再資源化するため、循環型社会形成推進基本計画に定める目標値を達成するよう設定しました。				
3 環境負荷の少ない処理の推進	焼却残灰排出量	t	1,588 (2024)	1,519	1,485
	可燃ごみの中間処理や焼却残灰のリサイクル等の施設を他自治体に依存している状況であり、これらの施設の延命化や処理過程における環境負荷を低減するため、循環型社会形成推進基本計画に定める目標値を達成するよう設定しました。				

【政策 7】都市基盤

基本施策 19 道路の整備と適正管理					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 既存の道路空間の安全性・快適性の確保	歩道の改良率	%	26.7 (2024)	27.2	32.6
	市が管理する歩道の総延長に対して、安全で使いやすい歩道として整備した延長の割合を増加させることを目標としました。				
	道路施設に起因する事故件数	件	1 (2024)	毎年度 0 件	
	無事故を目指し、毎年度 0 件を目標としました。				
2 計画的な道路網の整備	都市計画道路の整備率	%	46.0 (2024)	46.0	53.0
	都市計画道路の総計画延長に対する事業化率（完成延長含む）の割合を増加させることを目標としました。				

基本施策 20 交通環境の整備					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 交通安全対策の推進	交通人身事故の発生件数	件	178 (2024)	165	155
	交通安全に関する施策の実施や関係機関との連携により、交通事故件数を減少できるように目標を設定しました。				
2 多様な地域公共交通の充実	コミュニティバス「くにっこ」の年間乗車人員	人	298,859 (2024)	330,000	350,000
	利便性の向上により、利用者の増加を目標に設定しました。				
	コミュニティワゴン「あおやぎっこ」の年間乗車人員	人	19,725 (2024)	22,000	24,000
	利便性の向上により、利用者の増加を目標に設定しました。				
	福祉的な交通施策に満足している市民の割合	%	58.8 (2024)	65.0	70.0
	事業者への支援を通じて、満足度を高めることを目標に設定しました。				
	公共交通に満足している市民の割合	%	68.3 (2024)	75.0	80.0
	策定予定の地域公共交通計画に基づく施策の実施により、満足度を高めることを目標に設定しました。				

基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 回遊性のある国立駅周辺地域のまちづくり	国立駅周辺まちづくり事業の進捗率	%	80.1 (2024)	90.8	100
	「国立駅周辺まちづくり基本計画」でまとめた事業の事業費ベースの進捗率を基に設定しました。				
	旧国立駅舎及びその周辺で活動に参加した人数 実績値から約2%増加させた水準を維持することを目標としました	人	490,531 (2024)	500,000	500,000
2 多世代が安心して暮らせる活力に満ちた富士見台地域のまちづくり	富士見台地域の居住人口	人	17,207 (2025)	18,000	19,000
	暮らしの魅力を高めることにより、現在の人口を増やすことを目標としました。				
3 歴史・文化・自然環境と調和した南部地域の基盤整備	狭あい道路拡幅整備の申請件数	件	49 (2024)	61	69
	年4件の対象路線の整備を目標としました。				
	南部地域における町名地番整備率	%	66.4 (2024)	70.0	75.2
	令和6(2024)年に策定した国立市南部地域整備基本計画改定版における町名地番整備事業を推進していくことを目標としました。				
4 JR 南武線連続立体交差事業と連携したまちづくり	南部地域が魅力的だと思う市民の割合	%	44.7 (2024)	47.7	49.7
	令和6(2024)年に策定した国立市南部地域整備基本計画改定版で掲げる南部地域の将来像の実現を目指し、毎年度向上させることを目標としました。				
4 JR 南武線連続立体交差事業と連携したまちづくり	JR 南武線連続立体交差事業に伴う市街地整備の事業化進捗率	%	0 (2024)	47.1	81.8
	JR 南武線連続立体事業に連動した市街地整備の事業化を目標としました。				

基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 良好なまちなみ・ 景観の保全	国立市全体が美しいまちなみであると思う市民の割合	%	80.1 (2024)	82.0	82.5
	景観づくりにより、美しいまちなみだと思ふ市民の割合を増加させることを目標に設定しました。				
2 地域特性を活かしたまちなみの形成	都市景観形成重点地区を指定した地区の数(累計)	件	2 (2024)	3	4
	都市景観形成重点地区の候補地である2地区の指定をも目標に設定しました。				
	重要景観資源に指定した件数(累計)	件	0 (2024)	1	2
	都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等の指定を行うことを目標としました。				
3 良好な住環境の整備	住宅の耐震化率	%	93.6 (2024)	おおむね 100%	おおむね 100%
	住宅都市統計調査から得られる耐震化率が今後おおむね 100%となることから、その維持を目標としました。				
	マンション管理計画認定数(累計)	件	6 (2024)	9	11
	適切に維持管理されているマンションの増加を目標に設定しました。				
	空家等候補の数	棟	301 (2024)	301	301
	国立市空家等実態調査により把握している空家等候補の数について、近年増加傾向にあることから、令和6(2024)年度の水準を維持することを目標としました。				

基本施策 23 下水道の整備・維持・更新					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 下水道施設の維持・創出	南部地域(分流区域)における雨水管整備率	%	56.6 (2025)	57.4	59.2
	雨水管理総合計画に基づく雨水管の整備率を目標値に設定しました。				
	公共下水道管の改築・更新率	%	44.4 (2025)	83.0	100
	国立市公共下水道ストックマネジメント計画に基づく改築・更新対象の整備率を目標値に設定しました。				
2 良好な水環境の維持・創出	未処理放流水の BOD 値	mg／ℓ	7.1 (2025)	毎年度 40.0 以下	
	合流式下水道改善後の BOD 値を維持することを目指しました。				
	雨水浸透ますの設置割合	%	90.0 (2025)	100	100
	窓口指導により雨水浸透ますの設置する割合を 100%とする目標値を設定しました。				
3 健全な事業運営の推進	下水道事業の経費回収率	%	115.7 (2024)	100	100
	下水道使用料で補うことを原則とする汚水処理費の不足分を無くすことを目標としました。				

【政策 8】産業

基本施策 24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 中小企業の収益力強化とベンチャーの育成	小売吸引力指数	—	0.87 (2021)	0.89	0.90
	令和 11(2029)年度までに 0.90 を達成するよう段階的な増加を目指します。				
	市内小売業者の年間商品販売額	億円	594 (2021)	637	643
	中小企業支援を強化し、年間約 1% の増加を目指します。				
	市内の事業者数	社	3,269 (2021)	3,368	3,402
	創業支援を強化することで、年間約 0.5% の増加を目指します。				
	創業支援者数	者	105 (2024)	120	130
	中小企業支援を重点的に取り組み、年間 5 事業者の増加を目指します。				
2 観光収益力強化のための環境整備	休日の滞在人口	人	55,467 (2024)	56,135	56,360
	市の賑わいの創設、魅力の発信を進め、年間約 0.2% の増加を目指します。				
	3 年前と比較してにぎわいがあると思う市民の割合	%	14.3 (2024)	15.0	17.0
	中小企業支援を強化し年間約 0.5% の増加を目指します。				
	小売吸引力指数（再掲）	—	0.87 (2021)	0.89	0.90
	令和 11(2029)年度までに 0.90 を達成するよう段階的な増加を目指します。				
3 チャレンジする商店街等の支援	商店街によるイベントの数	件	26 (2024)	30	35
	補助制度の仕組みを積極的に周知し、年 3 件程度の増加を目指します。				
	小売吸引力指数（再掲）	—	0.87 (2021)	0.89	0.90
	令和 11(2029)年度までに 0.90 を達成するよう段階的な増加を目指します。				
4 企業誘致の促進	企業誘致の指定件数	件	17 (2024)	20	22
	年 1 件の新規指定を目標としました。				

基本施策 25 農業振興と農地保全の推進					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 農業経営の強化 と農地の維持	農地面積の減少率	%	5.45 (2025)	1.97	1.90
	東京農業振興プラン(1.97%)の減少率を参考に、令和9(2027)年度に都の平均になることを目指し、それを超えないことを目標としました。				
	市域面積に占める水田面積の割合	%	0.89 (2025)	0.89	0.89
	水田が新たに増加する見込みがないことから、実績値を目標値と同値としました。				
2 多様な主体との 連携による農業 の推進	認定農業者の人数	人	25 (2025)	30	30
	市内の農業者戸数、認定農業者数の増が鈍化していることを踏まえた目標値を設置しました。				
	農産物の推定生産額	千円	166,436 (2024)	191,332	191,332
	過去上昇した割合と同程度の上昇率となることを目指した目標値を設定しました。				
	城山さとのいえ体験事業等に満足した参加者数	人	1,112 (2024)	900	900
	水田体験や野菜栽培体験等の参加者が国立市内の農産物に対する理解を深めることを目指し、体験事業等に満足した参加者を毎年度900とすることを目標値に設定しました。				

【政策 9】自治体経営

基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 行政改革と自治体 DX の推進	諸証明のコンビニ交付の割合 市役所、市民プラザで発行する主要な証明書をコンビニ交付で取得していただくことで、窓口の混雑緩和を図ります。	%	42.3 (2024)	50.0	55.0
	行政手続のオンライン化率 多摩地域 26 市の実績値(令和 5 (2023))の平均値が 56.7%であることから、計画期間中に 60%に到達するように目標値を設定しました。	%	36.2 (2024)	48.0	60.0
	くに Pay 年間発行額 実績を踏まえ、毎年度 5 千万ポイントずつ増加させることを目標としました。	ポイント	0.50 億 (2024)	2.0 億	3.0 億
	市の職員の仕事ぶりに信頼感を持つ市民の割合 令和 11 (2029) 年度に市民の 8 割が信頼を寄せてくれるように目標値を設定しました。	人	56.7 (2024)	70.0	80.0
2 人材確保・人材育成と働き方改革	管理職に就いている職員に占める女性の割合 第 3 期特定事業主行動計画における目標値との整合性を考慮した目標値としました。	%	13.6 (2025)	20.0	25.0
	市の人材育成に対する職員満足度 令和 11 (2029) 年度に職員の 8 割が満足と感じることができる制度とすることを目標としました。	%	65.0 (2024)	70.0	80.0
	職場環境に対する満足度 令和 11 (2029) 年度に職員の 8 割が満足と感じることができる環境とすることを目標としました。	%	76.7 (2025)	78.0	80.0
	国立市が適正に個人情報を取り扱っていると思う市民の割合 令和元(2019)年度からの実績値の推移(平均年 0.9 ポイント増)を参考とし、1 年につき 0.9 ポイントの増を目標としました。	%	34.8 (2024)	37.5	39.3
3 安定的な行政サービスの提供と情報セキュリティ	情報セキュリティ事故発生件数 過去 5 年の情報セキュリティ事故発生件数が約 4 件/年であったことから、年 1 件ずつ減らすことを目標としました。	件	5 (2024)	2	0
	庁内情報基盤安定稼働率 庁内のシステムが常に安定稼働することを目指しつつ、現実的な障害発生リスクを考慮して 99.5%を目標としました。	%	— (未集計)	99.5	99.5

基本施策 27 市民の市政参加と市内外への魅力・情報発信					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 市民の声を反映させる仕組みづくり	市政に参画した市民の人数 市政参加を推進するため、約5%ずつ増加させることを目標としました。	人	3,526 (2024)	3,700	3,900
2 市内外への魅力発信と移住・定住の促進	市の情報発信の配信数	件	1,614	1,750	1,850
	情報に接する機会を増加させるため、実績値を基準に毎年50件ずつ増加させる目標としました。				
	国立市内での映像作品撮影回数 映像を通じた市の魅力発信の有効手段として、年2件の増加を目指します。	回	61 (2024)	67	71
3 情報の発信と共有	入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合	%	21.8 (2024)	23.5	24.5
	積極的に情報発信し、約0.5ポイントずつ増加させることを目標としました。	種類	18 (2024)	20	24
	オープンデータとして公開したファイルの数(種類) 実績の推移と現状を勘案し、年1~2件ずつ増加させることを目標としました。				

基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 財政規律の確立と健全な財政運営	特定目的基金を含めた実質単年度収支	千円	△418,275 (2024)	前年度決算の25市平均値	
	「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。				
	経常収支比率	%	99.0 (2024)	前年度決算の25市平均値	
	「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。				
	義務的経費比率	%	66.4 (2024)	前年度決算の25市平均値	
	「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。				
	人口1人当たりの基金現在高	万円	9.2 (2024)	前年度決算の25市平均値	
	「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。				
	人口1人当たりの地方債現在高	万円	15.8 (2024)	前年度決算の25市平均値	
	「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。				
2 市税等自主財源の確保と市債権の適正管理	債務償還可能年数	年	3.1 (2024)	前年度決算の25市平均値	
	「国立市健全な財政運営に関する条例」に基づき目標設定しました。				
	市税収納率	%	99.52 (2024)	99.5	99.5
	直近5か年の現年度分・滞納繰越分を合わせた徴収率の平均の値を目標としました。				
	国民健康保険税の徴収率	%	95.29 (2024)	94.78	94.78
	直近5か年の現年度分・滞納繰越分を合わせた徴収率の平均の値を目標としました。				

基本施策 29 公共施設マネジメントの推進					
展開方向名	上段：指標名	単位	実績値 (年度)	目標値(年度)	
	下段：目標値の説明			2027	2029
1 公共施設等の適正管理と有効活用	市有財産を活用した財源の創出額	千円	1,898 (2024)	37,000	37,000
	延べ床面積や維持管理費の削減によっても不足する公共施設の維持管理及び更新のための財源の確保に向けて目標を設定しました。				
	施設管理者による施設点検の実施率	%	100 (2024)	100	100
	軽微な不具合などを早期に発見し、適切な維持管理を行うため、すべての施設で点検が行われることを目標としました。				
	公共施設等の管理不良による損害賠償件数	件	0 (2024)	毎年度 0 件	
	安心安全は公共施設の必要な要件であることから 0 件を目標値としました。				
2 公共施設の再編・再配置	公共施設(公共建築物)延床面積	㎡	126,208 (2024)	124,496	124,496
	総合管理計画に定める公共施設の延べ床面積を令和 48(2066)年までに 19.3%削減することを目標に、第3次基本計画内における段階的な目標として設定しました。				